

平成29年度

事務事業概要



しながわ中央公園ヘリポート（西品川 1-28）



品川区 防災まちづくり部



目 次

品川区防災まちづくり部組織図	1
品川区のまちづくり行政の概要	2
事務分掌	4
他課との連携事業一覧	9
土 木 管 理 課	
1. 交通安全対策事業	13
1 品川区交通安全計画の作成と各種会議の運営	13
2 交通安全の啓発事業等	14
3 違法駐車防止対策事業	15
4 交通安全協会補助事業	15
5 路外駐車場に関する諸届の受理	15
2. 道路等の管理事務	16
1 道路現況(品川区内)	16
2 道路認定および道路台帳補正等の事務	17
3 公園等の現況と管理事務	18
4 窓口事務	18
5 その他	19
3. 道路等の監察・屋外広告物取締り事務	21
1 区道等の監察	21
2 屋外広告物取締り事務	21
4. 道路等の境界確定事務等	22
1 境界確定と道路区域決定事務	22
2 地籍調査事業	23
3 公共基準点整備事業	24
5. 道路占用等の事務・掘削調整	25
1 道路占用等の許可・指導監督	25
2 道路工事調整協議会	26
3 屋外広告物の許可	26
4 道路工事の施行承認許可・指導監督	27
5 沿道掘削工事の審査・指導監督	27
6 道路管理システムによる効率的な業務推進	28
6. 放置自転車対策事業	29
1 自転車等の放置防止対策	29
2 自転車等の保管・返還	30
3 リサイクル事業	31
道 路 課	
1. 道路等の維持管理	32
1 路面の維持管理	32
2 街路樹等の維持管理	32
3 交通安全施設の維持修繕	33
2. 道路改修事業	34
1 道路改良	34
2 道路擁壁等美化	35

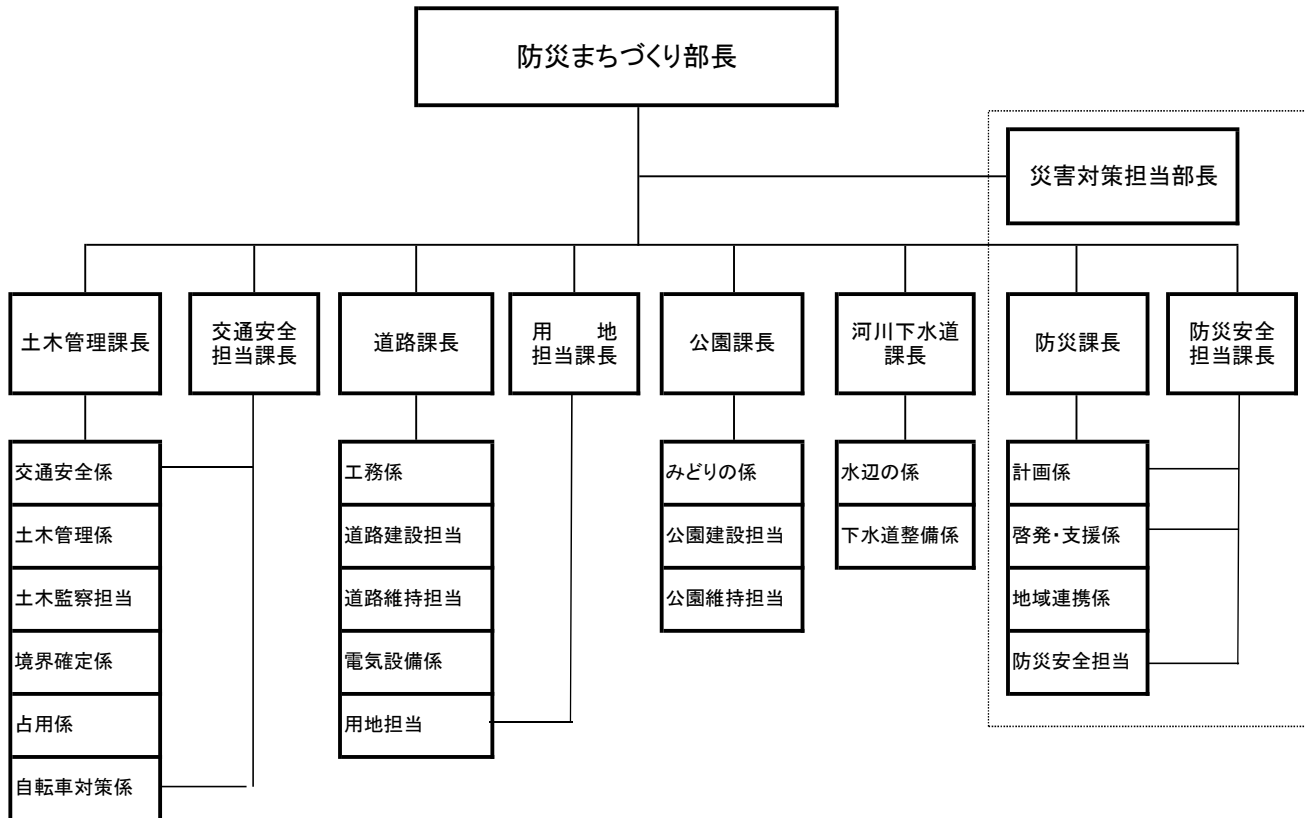
3. 受託事業	36
1 掘さく道路復旧	36
2 人孔蓋枠等整備	36
4. 交通安全施設整備	37
1 交通安全施設の整備	37
2 交差点改良	37
5. 橋梁改修事業	38
1 橋梁改修事業	38
6. 橋梁等の維持管理	40
1 橋梁等の維持管理	40
2 排水機場の維持管理	40
7. 道路整備事業	41
1 都市計画道路事業	41
2 水とみどりのみち整備事業	44
3 オリンピック・パラリンピック施設周辺無電柱化事業	45
8. 電気設備等の設置管理	46
1 街路灯、私道防犯灯の維持管理	46
2 街路灯建替事業	46
公 園 課	
1. 水とみどりの基本計画・行動計画	47
1 計画の目標と基本方針	47
2. 緑化の推進	48
1 区民のみどりづくり支援	48
3. 公園・児童遊園整備事業	52
1 公園・児童遊園整備	53
2 公園バリアフリー事業	54
3 おもてなしトイレ事業	55
4. 公園・児童遊園の維持管理	56
1 公園・児童遊園の維持管理	56
5. 公衆便所・公園便所の維持管理	57
1 公衆便所・公園便所の維持管理	57
6. しながわ水族館	58
1 しながわ水族館運営支援	58
河川下水道課	
1. 水辺の活用	59
1 水辺空間の整備と利活用	59
2. 河川および運河の水質改善	61
1 立会川の水質改善	61
2 目黒川の水質改善	62
3. 治水対策	63
1 雨水流出抑制の指導	64
2 雨水流出抑制推進事業	64
3 雨水利用タンク設置助成事業	65
4 防水板設置工事助成事業	65
5 津波・高潮対策事業	66
6 関係機関との連携	66

4. 下水道施設建設	67
1 排水施設建設事業	67
2 下水道管改修事業	73
防 災 課	
1. 防災会議の運営および計画の作成	76
1 防災会議	76
2 品川区地域防災計画	76
2. 初動体制の整備	77
1 職員参集・安否確認システム	77
2 災害監視業務委託	77
3 防災気象情報提供業務の強化	77
3. 防災情報の配信体制の整備	77
1 緊急時連絡通信機器	77
2 被災者支援システム	77
3 情報収集用高層カメラ	78
4 緊急地震速報装置	78
5 被災情報管理システム	78
6 全国瞬時警報システム(J-ALERT)	78
7 防災地図情報システム	78
8 防災情報配信管理システム	79
9 災害情報等配信システム(防災タブレット)	79
10 防災行政無線	79
11 被災者生活再建支援システム	80
4. 医療救護体制整備	81
1 応急医薬品ランニング・ストック	81
2 医療ミニセット	81
3 医療救護体制	81
5. 初期消火体制強化	82
1 防火水利の整備	82
2 街頭消火器の増設	82
3 家庭用消火器のあっせん	83
4 小学校・中学校・義務教育学校の消火ポンプ配備	83
5 感震ブレーカー普及	83
6. 避難所運営体制の整備	85
1 避難所管理	85
2 災害時応急物資確保	86
7. 防災関係組織の育成・支援	89
1 防災区民組織育成	89
2 防災資器材整備助成金の新設	89
3 避難行動要支援者支援	90
4 防災協議会の支援	91
5 事業所の地域協力	91
6 帰宅困難者対策	93
7 消防団運営	94
8 防火防災対策助成	95
8. 防災普及教育	95

1	しながわ防災体験館運営	95
2	防災フェア	97
3	しながわ防災学校	98
4	高層マンションにおける防災対策の強化	99
5	地震体験車等による防災教育	99
6	ポスターコンクールの開催	100
9.	防災訓練	100
1	総合防災訓練	100
2	区内一斉防災訓練(避難所訓練、災害対策本部訓練)	101
3	風水害初動活動態勢訓練	101
4	品川区・第二消防方面合同水防訓練	102
5	災害対策職員待機寮防災訓練	102
10.	災害対策本部の対応状況	103
11.	災害復旧特別会計	103
12.	国民保護	104
1	国民保護協議会	104
2	国民保護計画	104
13.	自衛隊員募集事務	104
14.	災害応急対策	105

品川区防災まちづくり部組織図

(平成29年4月 1 日現在)



課名	係名	合計人数	事務職	技術職	再任用	非常勤	臨時職員	派遣職員
土木管理課	交通安全係	9	8		1			
	土木管理係	8		5	2		1	
	土木監察担当	4		2	2			
	境界確定係	6		5	1			
	占用係	9	1	3	3		1	1
	自転車対策係	4	3	1				
	小計	40	12	16	9	0	2	1
道路課	工務係	6	1	5				
	道路建設担当	5		5				
	道路維持担当	11		9	2			
	電気設備係	6		4	2			
	用地担当	4	2	1		1		
	小計	32	3	24	4	1	0	0
公園課	みどりの係	6	1	5				
	公園建設担当	6		6				
	公園維持担当	8		6	1		1	
	小計	20	1	17	1	0	1	0
河川下水道課	水辺の係	7	1	6				
	下水道整備係	6		5	1			
	小計	13	1	11	1	0	0	0
防災課	計画係	10	9	1				
	啓発・支援係	13	5	1		7		
	地域連携係	3	3					
	防災安全担当	2	2					
	小計	28	19	2	0	7	0	0
合計		133	36	70	15	8	3	1

※土木管理課交通安全係に部長、担当部長、担当課長を含む

※防災課計画係に担当課長を含む

※技術職＝土木造園、電気

品川区のまちづくり行政の概要

～「安全で快適なまちづくり」を目指して～

長期基本構想に掲げる品川区の都市像「輝く笑顔 住み続けたいまち しながわ」をめざして、防災まちづくり部では、安全で快適なまちづくりを推進します。

私たちは、東日本大震災の教訓や2020年東京オリンピック・パラリンピックへの対応を踏まえつつ、日々効率的で効果的な事業執行に心がけるとともに、区民ニーズを的確に捉え迅速かつ計画的に課題の解決に取り組みます。

課題解決にあたっては、区民生活のインフラ施設である道路や公園等の適切な管理・活用業務と防災に関するソフト事業を連携させながら、「暮らしを守る安全・安心都市」を目指し、多様な事業を展開してまいります。その中で特に留意すべき事項として以下の点に取り組んでまいります。

1. 災害に強いまちづくり

区は、平成26年度に防災の基本理念を示した「品川区災害対策基本条例」を施行しました。本条例では「自助」・「共助」および「公助」の理念に基づき、区民、防災区民組織および事業者が役割を果たし、総力を結集して「しながわの防災力の高度化」を図ることを目標にしています。



区はこれまで、情報伝達、初期消火、医療救護、避難所運営等の体制整備や様々な普及・啓発、防災訓練等の充実を図ってまいりました。平成29年度は、これらの対策を更に充実させるとともに、地域防災計画の見直し、災害復旧特別会計の新設、防災資器材整備助成金の創設、防災行政無線設備の更新、被災者生活再建支援システムの導入などにより、災害に強いまちづくりの実現に努めてまいります。

2. 暮らしを守る安全で快適な道路

平成28年度に「第10次品川区交通安全計画」を策定し、平成32年までに区内の年間交通事故死傷者数を600人以下とする目標を定めました。平成28年の年間交通事故死傷者数は826人で、依然として多くの方が交通事故に遭われているため、引き続き様々な交通安全対策を実施してまいります。



また、歩行者への通行妨害、災害時の緊急活動を阻害する放置自転車については、地下機械式駐輪場等の整備を進めるとともに、放置防止の指導啓発活動や撤去活動を推進し、その解消に努めてまいります。

一方、区民が安心して道路を通行できるよう、路面の維持管理、交通安全施設の整備、街路灯の建替え、道路のバリアフリー化等を進めるとともに、自転車の走行環境を整備いたします。

さらに、交通ネットワークの形成、道路の防災性および安全性の向上を図るため、都市計画道路の整備、橋梁の点検並びに修繕、歩道橋等の耐震補強、道路空洞調査等を実施していきます。加えて、オリンピック・パラリンピック関連事業として施設周辺の無電柱化を推進いたします。



3. みどり豊かな都市をつくる

品川区の「みどり」は、まとまりのある樹木被覆地や住宅地の小規模な緑被地の減少も確認され、大幅な緑化増は望めない状況ですが、平成24年6月に「水とみどりの基本計画・行動計画」を策定し、平成33年までにみどり率を22.6%とする目標達成に向け、計画的な緑化施策を推進してまいります。



公園の新設や改修を行う際は、この計画を踏まえ、区民要望を取り入れながら、安全で明るく快適に利用しやすい施設として整備していきます。

また、「みどり」は、潤いある快適な生活に不可欠なものであり、緑化の推進、公園や樹木の適切な維持管理を進めてまいります。

貴重なみどりを次の世代に引き継いでいくため、区民自らが土やみどりに積極的にかかわれるようボランティア制度やマイガーデンの整備など、参加しやすい場や機会を提供し、都市のみどりを増やす取り組みも展開してまいります。

4. 豊かな都市生活を支える河川と下水道

品川区は、運河や目黒川、立会川等の水辺空間は多く有するものの、区民が直接、水に親しめる空間が限られています。区民と水とのふれあいを回復させ、うるおいのある快適な生活の実現を図るため「水とみどりの基本計画・行動計画」に基づき、水辺空間の整備等を進めてまいります。具体的には、河川清掃や下水道の施設整備等を行い、河川や運河の水質改善を図ることや、五反田リバーステーションおよび東品川二丁目防災栈橋等の整備、既存栈橋の有効活用を検討し、災害時に傷病者や緊急物資の輸送に利用するとともに、平常時には河川等の賑わい創出に活用してまいります。



また、近年区内では、時間50ミリを超えるような局地的集中豪雨により、浸水被害が頻発しております。品川区では総合的な治水対策として、雨水の貯留や浸透など雨水流出抑制事業を進めるとともに、東京都から下水道事業の一部を受託し、区自ら浸水対策等の下水道工事を実施することで、浸水被害の軽減等を図っています。

事 務 分 掌

土木管理課

交通安全係

- 1 部の予算、決算および会計の総括に関すること。
- 2 部の人事に関すること。
- 3 部の事務事業の進行管理に関すること。
- 4 部内他課との連絡調整に関すること。
- 5 交通安全対策の企画、調整および調査に関すること。
- 6 交通安全の啓発に関すること。
- 7 交通安全対策会議および交通安全協議会に関すること。
- 8 違法駐車等の防止に関すること。
- 9 路外駐車場の届出に関すること。
- 10 部内他課、係に属しないこと。

土木管理係

- 1 区道、公園等の財産管理に関すること。
- 2 区道等の認定、変更および廃止に関すること。
- 3 公園、児童遊園および公衆便所の設置、変更および廃止に関すること。
- 4 道路台帳等の補正および閲覧ならびに道路幅員等の証明に関すること。

土木監察担当(主査)

- 1 区道、河川、公園等の不法使用の監察取締りおよび不法占用の除去に関すること。
- 2 違反広告物の取締りに関すること。

境界確定係

- 1 区道、公園等の境界の確定に関すること。
- 2 地籍調査に関すること。
- 3 公共基準点の設置および管理に関すること。

占 用 係

- 1 区道、河川、公園等の占用許可等に関する事。
- 2 区道(電線共同溝を含む。)、河川、公園等の占用工事等に係る指導監督に関する事。
- 3 道路工事調整協議会に関する事。
- 4 屋外広告物の許可に関する事。
- 5 占用料、使用料、手数料および道路復旧費の徴収に関する事。
- 6 道路工事施行承認に関する事。
- 7 沿道掘削の届出に関する事。

自 転 車 対 策 係

- 1 放置自転車対策等の企画、調整および調査に関する事。
- 2 自転車等の放置防止に係る指導および啓発に関する事。
- 3 駐輪場等の整備および維持管理に関する事。
- 4 大規模店舗等に係る駐輪場の設置の届出および指導に関する事。
- 5 放置自転車の撤去、保管および返還に関する事。

道 路 課

工 務 係

- 1 橋梁の計画修繕に係る調査、設計および工事に関する事。
- 2 課内他係に属しない事。

道 路 建 設 担 当 (主査)

- 1 道路(電線共同溝を含む。)施策の企画、調整および推進に関する事。
- 2 都市計画道路事業等に係る調査、設計および工事に関する事。
- 3 電線共同溝の設計および工事に関する事。
- 4 土木工事等の適正施行に係る基準に関する事。
- 5 土木技術の積算基準等に関する事。

道 路 維 持 担 当 (主査)

- 1 区道(電線共同溝を含む。)、橋梁等の維持管理に関する事。
- 2 区道(電線共同溝を含む。)、橋梁等の維持修繕に係る調査、設計および工事に関する事。
- 3 交通安全施設等に係る調査、設計および工事に関する事。
- 4 区道の改修、掘削道路復旧等に係る調査、設計および工事に関する事。
- 5 擁壁等の土木構造物の調査、設計および工事に関する事。
- 6 課内他係に属しない事業の調査、設計および工事に関する事。

電 気 設 備 係

- 1 街路灯(私道防犯灯を含む。)、公園、児童遊園、公衆便所等の電気設備の調査、設計、工事および維持管理に関すること。

用 地 担 当 (主査)

- 1 土地、建物等の取得および調整に関すること。
- 2 用地の取得に伴う物件の移転その他損失補償に関すること。
- 3 公共事業の施行に伴う移転資金の融資あっ旋に関すること。

公 園 課

みどりの係

- 1 みどりの施策の企画、調整および推進に関すること。
- 2 緑地の保全および緑化の推進に関すること。
- 3 樹木の保存に関すること。
- 4 施設(学校等を除く。)の樹木の維持に関すること。
- 5 緑化の調査、設計および工事に関すること。
- 6 花とみどりの相談に関すること。
- 7 しながわ水族館との連絡調整に関すること。
- 8 課内他係に属しないこと。

公 園 建 設 担 当 (主査)

- 1 公園施策の企画、調整および推進に関すること。
- 2 公園、児童遊園および公衆便所に係る調査、設計および工事に関すること。

公 園 維 持 担 当 (主査)

- 1 公園、児童遊園および公衆便所の維持管理に関すること。
- 2 公園、児童遊園および公衆便所の維持修繕に係る調査、設計および工事に関すること。

河 川 下 水 道 課

水 辺 の 係

- 1 水辺の活用に係る企画、調整および推進に関すること。
- 2 河川および運河の浄化等に関すること。
- 3 河川の維持管理に関すること。
- 4 河川の維持修繕に係る調査、設計および工事に関すること。
- 5 治水対策の企画、調整および調査に関すること。
- 6 雨水流出抑制の指導および調整に関すること。
- 7 防水板設置工事等の助成に関すること。
- 8 課内他係に属しないこと。

下 水 道 整 備 係

- 1 下水道施設建設事業に関すること。

防 災 課

計 画 係

- 1 災害対策の計画および連絡調整に関すること。
- 2 防災会議および災害対策本部に関すること。
- 3 職員の防災体制の整備および訓練に関すること。
- 4 防災行政無線等に関すること。
- 5 備蓄物資、街頭消火器、防災貯水槽および給水施設に関すること。
- 6 避難場所および防災活動広場に関すること。
- 7 課内他係に属しないこと。

啓 発 ・ 支 援 係

- 1 防災知識の啓発および防災意識の高揚に関すること。
- 2 地区における防災活動の推進および防災訓練ならびに防災区民組織に関すること。
- 3 防災センターに関すること。
- 4 避難行動要支援者の対策に関すること。
- 5 自衛官の募集に関すること。

地 域 連 携 係

- 1 民間事業者、地域団体および防災関連機関との連携に関すること。
- 2 帰宅困難者等の対策に関すること。
- 3 小災害援護に関すること。

防 災 安 全 担 当 (主査)

- 1 職員の災害時における初動体制の整備および訓練に関すること。
- 2 消防団に関すること。
- 3 国民保護対策本部および緊急対処事態対策本部に関すること。
- 4 国民保護協議会に関すること。



平成28年度しながわ公園フォトコンテスト しながわ水族館賞

「今日はお魚の勉強に来ました」

他課との連携事業一覧

土木管理課

事業名	連携事業内容	連携課名
地籍調査事業	事業予定箇所の情報収集等	都市計画課 都市開発課 防災課
河川占用等の許可	河川占用等の許可に係る指導・監督	河川下水道課
シェアサイクル事業	計画策定・社会実験	都市計画課 文化観光課

道路課

事業名	連携事業内容	連携課名
橋梁改修事業	橋梁の架替、維持管理	都市開発課
安全施設維持管理	道路標識、カーブミラーおよび防護柵等の安全施設の合同点検後の施設改善	土木管理課
道路バリアフリー事業	やさしいまちづくり推進計画	都市計画課
人孔蓋枠等整備	執行委任 下水道局協定に伴う受託費歳入事務	河川下水道課 建築課
交通安全施設の整備	防護柵、反射鏡、道路標識等の整備	土木管理課
交差点改良事業	キララ舗装、すべり止め舗装、自発光式ブロック設置等	土木管理課
自転車走行環境の整備	自転車の走行帯をカラー化	土木管理課
都市計画道路整備事業	補助205号線整備事業	都市計画課 土木管理課
	補助163号線整備事業(Ⅲ期区間)	都市計画課 都市開発課 土木管理課
水とみどりのみち整備事業	道路整備工事	都市計画課 河川下水道課 土木管理課
オリンピック・パラリンピック施設周辺無電柱化事業	無電柱化事業	土木管理課 オリンピック・パラリンピック準備課

公 園 課

事 業 名	連携事業内容	連携課名
公園・児童遊園の維持管理	運動施設の管理に伴う利用調整事務 公園等の占用許可に係る事務	スポーツ推進課 土木管理課
しながわ花海道の維持管理	運河の内部護岸上部維持管理協定等に係る調整事務	河川下水道課 道路課 東京都港湾局
公園・児童遊園整備	しながわ区民公園再整備	防災課 河川下水道課 施設整備課 保育課 子ども育成課
	八潮北改修	スポーツ推進課
	東品川海上公園整備	河川下水道課 道路課
	天王洲公園改修工事	施設整備課 スポーツ推進課 オリンピック・パラリンピック準備課
	浜川公園改修	河川下水道課 道路課
公園バリアフリー事業	やさしいまちづくり推進計画	道路課 都市計画課
おもてなしトイレ事業	新品川橋公衆便所	道路課
緑化啓発普及事業	園芸講座・みどりの顕彰制度	環境課
みどりと花のまちづくり事業	他課の管理用地でのみどりと花のボランティア	区有施設の管理所管課
区施設植栽管理	他課の管理用地の植栽管理	区有施設の管理所管課
街なみ緑化助成事業	防災緑化助成	木密整備推進課
街角花壇維持管理	他課の管理用地での花壇管理	区有施設の管理所管課
しながわ水族館運営支援	連携事業等支援事業 施設管理 執行委任 動力制御盤・電灯盤類更新工事	商業・ものづくり課 文化観光課 道路課 施設整備課

河川下水道課

事業名	連携事業内容	連携課名
河川維持管理 (水質改善)	東京都特例条例に基づく目黒川・立会川の維持管理(水質改善)	環境課 土木管理課 道路課
水辺空間の整備と利活用	五反田リバーステーション整備	企画調整課 地域活動課 商業・ものづくり課 文化観光課 都市開発課 土木管理課 道路課 公園課
	水辺のにぎわい創出に関する事務	地域活動課 商業・ものづくり課 文化観光課 都市計画課 土木管理課 道路課 公園課
	水辺空間の整備促進	企画調整課 地域活動課 土木管理課 道路課 公園課
	船舶・係留施設の活用	地域活動課 商業・ものづくり課 文化観光課 公園課 防災課
津波・高潮対策事業	津波自主避難マップ作成マニュアルの普及・啓発	地域活動課 防災課 庶務課
排水施設建設事業	立会川雨水放流管建設工事	企画調整課 土木管理課 公園課 施設整備課
	戸越拡充幹線実施設計委託	都市開発課 土木管理課 道路課 公園課
	勝島運河雨水貯留施設建設工事	土木管理課 道路課 公園課
	浜川雨水排水管建設工事	土木管理課 道路課 公園課
下水道管改修事業	災害復旧拠点に接続する下水道管の耐震化 地区内残留地区内の排水設備の耐震化	施設整備課 防災課 道路課

防 災 課

事 業 名	連携事業案内	連携課名
品川区地域防災計画	計画の修正	全課
防災行政無線管理	防災行政無線設備更新工事	施設整備課 道路課 公園課
医療救護体制	災害医療連携会議	健康課
避難所管理	学校避難所連絡会議、学校避難所訓練	避難所となる施設の管理 所管課または学校 地域センター
避難行動要支援者	品川区避難支援個別計画作成名簿の更新、配付	高齢者福祉課 障害者福祉課 保健センター
木造住宅減災対策	感震ブレーカー設置助成	木密整備推進課
防災普及教育	高層マンション防災対策の強化	住宅課 地域活動課
防災訓練	地区総合防災訓練、区内一斉防災訓練	地域センター
防災協議会	各地区防災協議会の運営	地域センター

土木管理課

1. 交通安全対策事業（交通安全係）

区内における交通事故の死傷者数は、平成 12 年をピークに減少傾向にありますが、平成 28 年においても死者 1 人、負傷者 825 人と、多くの方が交通事故により死傷されています。区では、区内各警察署等と連携し、参加体験型を基調とした交通安全教育や、印象に残る効果的な交通安全啓発活動を幅広い年代に実施することにより、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に努めています。

また、子どもや高齢者・障害者等の歩行者空間を確保するため、道路および交通安全施設等の整備（p37 参照）に係る調整を図るとともに、交通規制や交通違反の取締り強化等の申入れのほか、地域と一体となった各種施策により安全・安心な交通環境の実現を目指しています。



区内の交通事故(人身事故)件数・死傷者数

(各年末現在)

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
件 数	1,111 件	939 件	861 件	752 件	730 件
死 者	7 人	2 人	5 人	4 人	1 人
重 傷 者	4 人	9 人	4 人	4 人	15 人
軽 傷 者	1,275 人	1,059 人	953 人	831 人	810 人
死 傷 者	1,286 人	1,070 人	962 人	839 人	826 人

1. 品川区交通安全計画の作成と各種会議の運営

交通安全に関する総合的な施策の大綱である品川区交通安全計画（5 ヶ年計画）および交通安全実施計画（単年度計画）を作成するため、品川区交通安全対策会議を開催しています。

また、交通事故のない安全で住みよいまち品川を実現するため、区内の関係機関・団体、地域の皆さんで構成する品川区交通安全協議会を設け、春と秋に交通安全運動を展開しています。



★根拠法令 交通安全対策基本法、品川区交通安全対策会議条例、品川区交通安全協議会規約、品川区高齢者交通安全教育推進委員会設置要領

会議等の名称	委員等の数	年間開催数
品 川 区 交 通 安 全 対 策 会 議	25	1
品 川 区 交 通 安 全 対 策 会 議 幹 事 会	30	1
品 川 区 交 通 安 全 協 議 会	62	2
品川区高齢者交通安全教育推進委員会	14	1

* 平成 29 年度予算額 310 千円

2. 交通安全の啓発事業等

高齢者や、幼児・児童、および自転車利用者を対象とした啓発等に重点を置き、区内警察署等と連携して交通事故防止に努めています。

★根拠法令 交通安全対策基本法



(1) 交通安全教育（平成 28 年度実績）

事業名（対象）	事業の概要	所轄署	会場（参加数）
スタントマンを活用した自転車安全教室（小・中学生、一般区民）	スタントマンによる交通事故の再現や事故原因、注意点の説明等	品川 大井 大崎 荏原 東京湾岸	東海中学校（340 名）西品川公園（100 名） 大井第一小（290 名）浜川小（82 名） 第一日野小（200 名）第四日野小（150 名） 小山台小（120 名） 八潮 3 丁目地区（60 名） 8 回実施
高齢者交通安全モデル地区交通安全講習（高齢者）	事故事例の紹介、交通安全講習、自転車シミュレータ実技講習等	品川 大井 大崎 荏原	東親会町会会館（30 名） きゅりあんイベントホール（100 名） 大崎警察署講堂（50 名） 荏原第二区民集会所（50 名） 4 回実施
親子自転車安全教室（園児・小学生とその親等）	自転車の安全な乗り方や交通ルール・マナーの講義と自転車に係る実技講習等	品川 大井 荏原	東品川公園等（530 名） 八潮わかば幼稚園等（267 名） 平塚幼稚園等（550 名） 11 回実施

(2) 啓発運動・表彰等

春と秋の全国交通安全運動、交通安全区民のつどい、自転車安全利用キャンペーン、交通安全功労者表彰等



(3) 啓発用冊子等の作成

品川区交通安全実施計画、交通しながら、幼児用交通安全教育本、お元気だより、ヒヤリハット地図

(4) その他

交通事故防止・啓発用立看板・電柱幕設置、通学路用バリケード設置、新入学児童用黄色い帽子の配付



＊ 平成 29 年度予算額 17,339 千円

3. 違法駐車防止対策事業（平成7年4月開始）

各交通安全協会の協力を得て、指定4路線で違法駐車防止活動を毎月4回、年間48回実施しています。

★根拠法令 ・ 品川区違法駐車等の防止に関する条例

違法駐車防止活動における指導・啓発件数

指定重点路線名（所轄署）	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
池上通り（品川）	964	844	559	1,044	1,278
区役所通り（大井）	420	447	455	397	397
八つ山通り（大崎）	494	577	581	575	680
補助26号線（荏原）	973	646	859	880	973
合 計	2,851	2,514	2,454	2,896	3,328

＊ 平成29年度予算額 1,800千円

4. 交通安全協会補助事業

区内の各交通安全協会（品川・大井・大崎・荏原・東京湾岸）に対して補助金を交付し、交通安全事業の促進を図っています。

★根拠法令 ・ 品川区交通安全協会補助金交付要綱



＊ 平成29年度予算額 4,900千円

5. 路外駐車場に関する諸届の受理

駐車場法に規定する路外駐車場で、駐車の用に供する部分の面積が500㎡以上あり、かつ駐車料金を徴収する駐車場の諸届について審査・指導を行っています。

★根拠法令 ・ 駐車場法

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
設置届	0	1	2	2	1
設置変更届	5	3	3	1	5
休止届	0	0	0	1	0
廃止届	0	4	0	2	3
再開届	0	0	0	0	0
管理規程変更届	1	4	5	3	7
合 計	6	12	10	9	16

2. 道路等の管理事務(土木管理係)

特別区道や区立公園を適正に管理するため、路線の認定、道路区域の決定や公園設置等の手続き、およびこれら施設の台帳整備、窓口事務を行っています。

★根拠法令 ・道路法、都市公園法、品川区立公園条例など

1. 道路現況(品川区内)

(各年度末現在)

				一般国道	都 道	自動車 専用道	特別区道	合 計
平成 23 年度	延長 (m)			17,964	25,819	11,667	328,480	383,930
	面積 (㎡)			506,995	734,572	390,710	2,071,579	3,703,856
平成 24 年度	延長 (m)			14,639	25,935	11,667	328,188	380,429
	面積 (㎡)			439,681	740,737	386,437	2,074,557	3,641,412
平成 25 年度	延長 (m)			14,639	25,935	11,667	328,341	380,582
	面積 (㎡)			439,681	740,737	386,437	2,077,590	3,644,445
平成 26 年度	延長 (m)			14,639	25,935	17,351	328,453	386,378
	面積 (㎡)			439,681	740,737	565,887	2,079,320	3,825,625
平成 27 年度	車道幅員別	5.5 m 未満	延長 (m)	内訳数値なし			188,434	
			面積 (㎡)				832,428	
		5.5 m 以上	延長 (m)				130,550	
			面積 (㎡)				1,037,159	
		13.0 m 以上	延長 (m)				8,532	
			面積 (㎡)				175,892	
		19.5 m 以上	延長 (m)				1,076	
			面積 (㎡)				38,555	
		合計	延長 (m)	16,539	25,935	17,351	328,592	388,417
			面積 (㎡)	456,306	740,737	565,887	2,084,034	3,846,964

※東京都道路現況調書の数値による。平成 28 年度数値は平成 30 年 3 月公表予定



2. 道路認定および道路台帳補正等の事務

(1) 路線の認定・変更事務

道路は、一般交通の用に供する道であり、住民の生活を支える最も重要な社会基盤施設です。このため、常に安全かつ円滑に通行できるように管理しなければなりません。

区が特別（品川）区道[以下区道という]として管理するために最初に行われる手続きが「道路の路線認定」です。これは、区の事業として整備した道路や再開発事業等により整備された道路を、新たに区道とする場合に、区議会の議決を得たうえで路線として認定し、告示するものです。

これにより、品川区が道路管理者となり、その道路の維持管理が開始されます。

また、認定された路線で起・終点等の大幅な変更や廃止をする場合は、路線の変更・廃止を同様の手続きで行います。

★根拠法令 ・道路法第8条、第9条、第10条

(2) 区域決定（変更）・供用開始事務

認定路線の道路区域を具体的に決定し、道路整備の後、供用を開始することで、道路を一般の通行に開放します。

また、細街路拡幅整備事業等による道路の部分的な拡幅等については、区域を変更し供用の開始を行っています。

★根拠法令 ・道路法第18条



(3) 道路台帳等補正事務

道路を円滑に管理するためには、道路とそれ以外の土地とが区分けされている必要があります。このことは、沿道の方にとっても道路領域が明確になるため重要です。このため、道路管理者は道路台帳を調製、保管し、閲覧に供することが法令により義務づけられており、区では区道の道路台帳を管理しています。

道路は随時、認定・廃止・区域変更・および道路工事等による形態変更が行われていることから、変更箇所について補正業務を実施しています。

平成22年度からは区条例等に基づき区有通路や法定外公共物の台帳整備も進めています。

★根拠法令 ・道路法第28条、品川区有通路条例第3条
・品川区法定外公共物管理条例施行規則第3条

道路台帳補正実績

(各年度末現在 単位：㎡)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
実施数量	61,845	47,103	30,856	34,689	57,989

＊平成29年度予算額 11,063千円

3. 公園等の現況と管理事務

公園等の設置・変更・廃止の手続きを行うとともに、「公園台帳」を整備し、公園の適正管理に努めています。

また、公園管理者による設置や管理が不適当または困難と認められる公園施設（売店等）について、公園管理者以外の者に施設の設置や管理に関する許可事務を行っています。

★根拠法令

- ・都市公園法第2条の2、第5条、第17条
- ・品川区立公園条例第2条
- ・品川区立児童遊園の設置および管理に関する条例第3条



公園等の現況

(各年度末現在)

	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	箇所数	面積 (㎡)	箇所数	面積 (㎡)	箇所数	面積 (㎡)	箇所数	面積 (㎡)	箇所数	面積 (㎡)
区立公園	140	498,857	141	506,433	143	508,264	144	509,352	144	517,290
緑地	4	795	4	795	4	795	4	795	4	795
区立児童遊園	67	53,109	66	52,809	67	59,550	67	59,550	68	59,804
区立 特定児童遊園 (防災広場)	33	12,631	36	14,419	37	14,547	38	15,153	38	15,153
区立 特定児童遊園 (水辺広場)	8	37,209	9	42,777	9	42,777	10	44,656	10	44,656
区立 特定児童遊園 (開放広場)	1	271	2	3,949	3	4,972	3	4,972	2	1,294
計	252	602,572	259	627,923	263	630,905	266	634,478	266	638,992

4. 窓口事務

(1) 土木相談等に関する事務

複数の係に関わる大型開発事業や開発指導要綱に係る建築計画等に関し、土木の総合窓口として相談を受け、関係する係との調整事務を行っています。



(2) 資料閲覧および各種証明書発行事務

道路幅員や民有地と公有地の境界確認等の問い合わせに、区では台帳図書、境界図等の閲覧およびコピーサービスを行っています。また、道路幅員、道路区域、境界確定ならびに極少道路の各種証明書を発行しています。

さらに、平成21年度より道路台帳平面図をインターネット公開し、平成25年度から公園台帳システムの開発により公園調書のインターネット公開を実施しています。

(各年度末現在 単位:円)

	諸証明手数料		私用コピー料		道路地図頒布		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成 2 4 年度	516	154,800	15,324	1,245,800	46	26,400	15,886	1,427,000
平成 2 5 年度	505	151,500	16,105	1,330,850	45	27,100	16,655	1,509,450
平成 2 6 年度	510	153,000	15,747	1,310,600	34	17,700	16,291	1,481,300
平成 2 7 年度	547	164,100	15,625	1,327,450	43	31,500	16,215	1,523,050
平成 2 8 年度	541	162,300	16,981	1,431,350	37	25,700	17,559	1,619,350

※平成 2 9 年度予算額 5,818 千円

(3) 土木施設管内図等の作製・頒布

道路等管理業務に必要な下記の道路地図を作製し補正しています。また、区民等の頒布要望に応え、これらの地図を販売しています。

作成地図 (6 種類)	縮尺	頒布価格
品川区土木施設管内図 (頒布)	1/10,000	1,000 円
品川区特別区道路線番号図 (頒布)	1/10,000	1,000 円
品川区道路舗装種別図 (頒布)	1/5,000	1,000 円
品川区管内図 (頒布)	1/20,000	100 円
品川区管内図 (頒布)	1/10,000	200 円
品川区道路愛称名図 (インターネット公開)	1/15,000	閲覧のみ

※販売件数等は 4. (2) の表中参照

5. その他

(1) 品川区有通路の管理

区では、道路法適用外で一般交通の用に供される道のうち、区が当該土地の所有権を有し設置したものを、品川区有通路として適正な管理に努めています。なお、平成 2 2 年 4 月の区有通路条例の一部改正により、認定外道路¹と公共溝渠²の一部および立体通路の 8 1 路線を、区有通路に指定替えしました。

★根拠法令 ・品川区有通路条例

(2) 法定外公共物の管理

区では、平成 2 2 年 4 月に法定外公共物管理条例を施行し、認定外道路と公共溝渠(区有通路に指定替えしたものを除く)を、法定外公共物として管理しています。これは、平成 1 4 年から国有財産特別措置法に基づき、区が認定外道路や公共溝渠等の財産権を取得したことに伴い、これらの施設を機能別に再整理し、より一層適正な管理を図るために行ったものです。

★根拠法令 ・品川区法定外公共物管理条例

¹認定外道路 : 大正 8 年 4 月に旧道路法が施行された際、認定されなかった里道で、国有財産法上の公共用財産として管理されることとなった道路。

²公共溝渠 : 河川法および準用河川の適用を受けない水路。かつて用排水路の機能をもっていたが、現在はその機能が廃減し多くは通路化している。

区有通路・法定外公共物の現況 (各年度末現在)

		区有通路	法定外公共物	計
平成24年度	路線数	127	212	339
	延長(m)	8,747	11,675	20,422
	面積(m ²)	26,085	20,637	46,722
平成25年度	路線数	127	212	339
	延長(m)	8,747	11,665	20,412
	面積(m ²)	26,160	20,618	46,778
平成26年度	路線数	127	210	337
	延長(m)	8,747	11,583	20,330
	面積(m ²)	26,215	20,544	46,759
平成27年度	路線数	129	208	337
	延長(m)	8,833	11,385	20,218
	面積(m ²)	26,772	20,232	47,004
平成28年度	路線数	129	205	334
	延長(m)	8,833	11,200	20,033
	面積(m ²)	26,891	19,882	46,773



(3) 車両制限令にかかわる許可事務

区道において、車両諸元の最高限度（車両制限令第3条）を超える車両の通行申請があった場合、車両の構造(寸法・重量等)または車両に積載する貨物が特殊であるなど、やむを得ないと認めるときは、申請に基づいて経路・時間等について必要な条件を付して、通行を許可しています。

(各年度末現在)

	許可件数 (台数)
平成24年度	1,044 (5,767)
平成25年度	989 (6,634)
平成26年度	676 (3,757)
平成27年度	1,057 (4,280)
平成28年度	1,270 (6,016)



(4) 道路愛称名の普及活動

道路について、区民に愛着を持ってもらうために、昭和60年と平成7年に合わせて32の路線に道路愛称名を定めました。この愛称名を地域住民へ周知するため、各路線には案内標識の設置や電柱広告にも表示しています。また、品川区のホームページにも掲載しています。



(5) シェアサイクル事業

東京2020オリンピック・パラリンピックを控え、区内来訪者の増加に対応した観光客の区内移動の利便性と、観光スポットへのアクセス性向上のため、シェアサイクルの社会実験を行います。

社会実験では、観光スポットへのアクセスのしやすさなどに配慮したサイクルポートの設置場所や自転車の配置台数を検討することに加え、他区からも利用できるよう相互乗り入れを視野に入れた効果的な利用方法の検討を行います。

3. 道路等の監察・屋外広告物取締り事務(土木監察担当)

区道等の不正使用の監察取締りや不法占用の是正指導を行っています。また、屋外広告物法および東京都屋外広告物条例に違反する屋外広告物の取締りを行っています。

★根拠法令 道路法、都市公園法、河川法、屋外広告物法、東京都屋外広告物条例等

1. 区道等の監察

区道等は、一般交通の用に供される公共の施設であり、道路の構造または交通に支障を及ぼすおそれのある行為は、速やかに是正されなければなりません。

商品のせり出しや立看板等の放置による区道等の不正使用に対し、区民からは是正要望が多数寄せられています。道路を正しく利用してもらうため、交通管理者(警察)、商店街組合等と連携して定期的に合同パトロールや啓発活動を実施しています。



2. 屋外広告物取締り事務

屋外広告物は、都市の美観を維持し、または公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物法および東京都屋外広告物条例により規制されており、違反広告物の取締りは、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき、区が行っています。

公道、公園等の公共施設や電柱等に掲出された、はり紙・はり札等は、区職員および委託業者が除却しています。

また、違反広告物除却のボランティア(しながわ景観美化隊)を募り、区長から委嘱を受けた違反広告物除却協力員が違反はり紙の除却活動を行っています。



＊平成29年度予算額 4,753千円

道路不正使用等の指導件数および違反広告物の除却枚数

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
道路法等の 監察事務	商品せり出し(指導)	995	594	683	803	789
	路上生活者(指導)	1	0	0	0	0
	不法占拠等処理(指導)	23	48	51	76	109
	放置屋台(警告・撤去)	1	1	4	0	0
	その他(指導・撤去)	440	170	501	911	957
屋外広告物 法等の取締り 事務	はり紙除却	55,550	51,566	52,952	57,624	49,857
	はり札・立看板・ 広告旗除却	12,419	11,090	13,185	12,464	14,438

4. 道路等の境界確定事務等（境界確定係）

品川区では、資料の電子化による効率化や、平成16年度から開始した地籍調査事業により境界確定実績の向上に努めています。

1. 境界確定と道路区域決定事務

道路、公園等の境界および区域を明確に表示し、適正な管理を図ります。

*平成29年度予算額 14,480千円

★根拠法令 品川区防災まちづくり部所管公有地境界確定事務取扱要綱
道路区域標示事務取扱要領

(1) 境界確定実績

(単位：件)

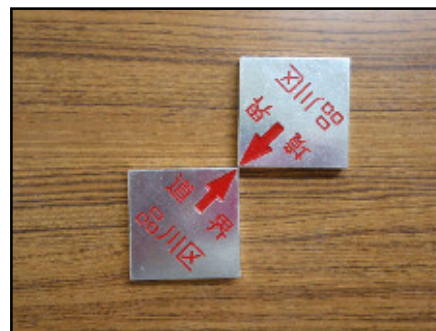
	民間等申請 ³		管理者申請 ⁴		年度別 計
	道路	公園	道路	公園	
平成24年度	234	5	17	0	256
平成25年度	250	5	14	0	269
平成26年度	258	2	10	2	272
平成27年度	277	10	7	2	296
平成28年度	285	3	10	0	298

区が所有している道路、公園等と隣接する土地との境界を定めます。

(2) 道路区域決定実績（道路法18条）(単位：件)

	年度別実績
平成24年度	20
平成25年度	17
平成26年度	13
平成27年度	16
平成28年度	8

道路法が適用される道路の範囲を定めます。



上の写真：境界、道路区域の標識

(3) 支障境界標申請

埋設されている品川区の境界標（杭・プレート）が工事等により移動する恐れがある場合、申請に基づき工事着手前に立会い、工事しゅん工後、申請者立会いのもと再度確認します。

*平成28年度実績 214件



³ 民間等申請：土地所有者または公共事業の施行者による申請。

⁴ 管理者申請：道路、公園等の管理者による申請。

2. 地籍調査事業

平成16年度から、災害時の早期復旧やまちづくりに寄与するため、国・都の補助金を活用し地籍調査事業（※1）を開始しました。平成28年度は、東中延一丁目（立会）、二葉二丁目（測量・立会）、豊町二丁目（測量）で街区調査（※2）を行いました。平成29年度は、豊町二丁目（立会）、二葉一丁目（測量・立会）、戸越四丁目（測量・立会）で街区調査を行います。

※平成29年度予算額 43,107千円

★根拠法令 国土調査法、国土調査促進特別措置法

＜※1 地籍調査事業＞（国土調査法昭和26年法律180号）

地籍調査事業とは、一つ一つの土地について所有者・地番・地目・境界・面積の調査を行い「地籍図」「地籍簿」を作成する事業です。

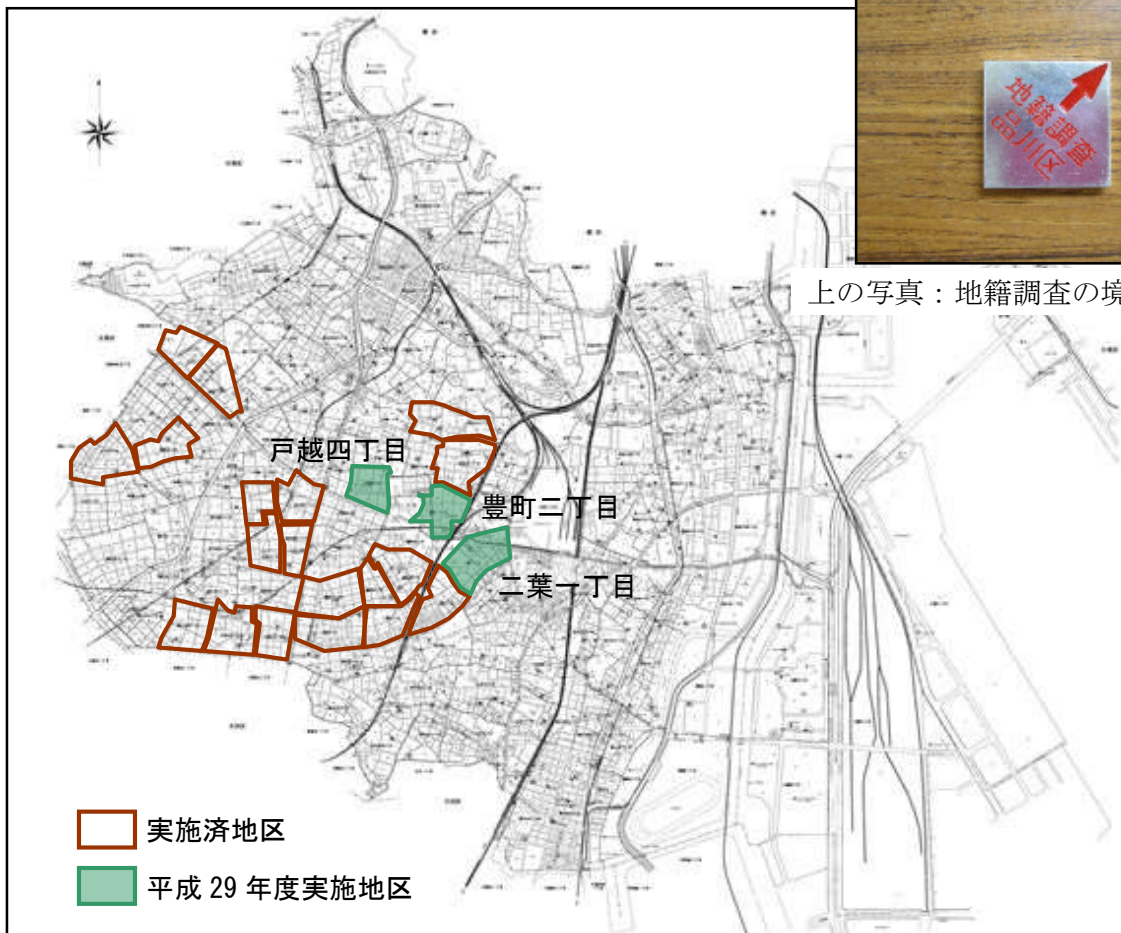
地籍調査を行うことにより、土地の状況が正確に把握できるようになり、境界紛争等の防止・土地取引の円滑化・災害発生時の早期復旧・公共事業の円滑化等に役立ちます。



上の写真：境界立会い状況

＜※2 街区調査＞

一つ一つの土地の調査に先行して、道路等（官有地）との境界を調査、測量するものです。



上の写真：地籍調査の境界の標識

3. 公共基準点整備事業

公共基準点は、道路台帳の整備、境界測量、公共事業等の各種測定の基準として使用するために設置され標識により示された点です。

★根拠法令 測量法第34条、国土調査法第3条

(1) 2級基準点

2級基準点は測量法に基づき、おおむね500m間隔にビルの屋上に46点、公園に2点設置しました。



上の写真：測量実施状況

(2) 3級基準点

3級基準点は測量法に基づき、おおむね200m間隔に道路・公園等の公共施設に310点設置しました。

整備状況	2級基準点	3級基準点
	設置数	設置数
平成3年度	40	
平成4～15年度		242
平成16年度	8	68
計	48	310



上の写真：3級基準点
(2級基準点も同形状)

(3) 街区基準点

街区基準点は、国土交通省が地籍調査の基礎的データを整備する都市再生街区基本調査において、国土調査法に基づき設置した基準点です。

平成18年度に国土交通省から品川区に移管されました。

移管を受けた街区基準点

街区三角点 ⁵	街区多角点 ⁶
8	47



上の写真：街区多角点

(4) 基準点管理

品川区では、公共基準点の設置に当り、施設管理者から使用許可および占用許可を受け、基準点の保持を図っています。

また、基準点の成果を維持するため、現況調査および亡失箇所の復元を実施しています。

(5) 使用承認

基準点に関する成果品を閲覧、使用する場合は、品川区公共基準点運用基準に基づいて申請していただきます。

⁵ 街区三角点：街区基準点の種類で2級基準点相当の基準点。

⁶ 街区多角点：街区基準点の種類で3級基準点相当の基準点。

5. 道路占用等の事務・掘削調整（占用係）

道路を通行以外の目的で使用する（「道路占用」といいます）は、原則として禁止されています。しかし、電気・電話・上下水道・ガス等の施設や建築用足場など、区民の生活上必要不可欠なものの設置については、国道、都道、区道を管理するそれぞれの管理者が一定の基準により占用を認めています。

★根拠法令 ・道路法・品川区道路占用料等徴収条例・品川区道路占用規則
 ・都市公園法 ・品川区立公園条例 ・法定外公共物管理条例
 ・河川法 ・特別区における東京都の事務処理特例に関する条例

1. 道路占用等の許可・指導監督

区では、道路法に基づき申請のあった道路占用について、内容を審査し、道路交通への支障等を考慮し許可しています。

また、道路の掘削・復旧工事が伴う占用工事については、道路の保全を図ることから指導監督を行っています。

公園、河川、法定外公共物についても、法令に基づく道路と同様の占用制度があり、各々の基準に基づき占用許可を行っており、占用工事も含めて指導監督を行っています。

主な占用許可等の状況

（平成 28 年度実績）

種 別	数 量	種 別	数 量	種 別	数 量
地下電線	314,004 m	管路類	東電 541,495m	公園占用	476 件
架 空 線	1,038,719 m		NTT 788,175m	河川占用	229 件
足 場 等	749 m ²		その他 20,870m	法定外公共物	167 件
ガス管	277,119 m		合計 1,350,540m	掘削工事	大規模 263 件
電 柱	東電 8,646 本	電柱	添架 569 枚		小規模 1,929 件
	NTT 4,133 本	広告	巻付 3,602 枚		
	合計 12,779 本	袖看板	1,196 個		

*平成 29 年度予算額(歳出) 7,153 千円

*平成 29 年度予算額(歳入) 1,265,119 千円



（占用物件の例）
仮囲、危険防止施設

2. 道路工事調整協議会

道路工事には、道路管理者工事とガス管や水道管などを埋設するための占用工事とがあります。区では、不経済な道路の掘り返しや、工事による道路交通への影響を最小限にするために関係者との調整会議を年4回開催し、各種道路工事の調整を行なっています。

今年度の協議会開催予定

- ・6月（第2四半期分道路工事調整協議会）
- ・9月（第3四半期分道路工事調整協議会）
- ・12月（第4四半期分および長期道路工事調整協議会）
- ・3月（平成30年度年間分道路工事調整協議会）

3. 屋外広告物の許可

（1）許可事務

屋外広告物は、都市の美観を維持し、区民への危害を予防するため、屋外広告物法と東京都条例により規制されています。対象となる広告塔、広告板、電柱利用広告等の許可事務等については、区が窓口となり、都の条例に基づいた事務の一部（設置・変更等の許可、手数料の徴収等）を行っています。



★根拠法令

- ・屋外広告物法
- ・東京都屋外広告物条例
- ・特別区における東京都の事務処理特例に関する条例

主な屋外広告物許可の推移

種別 年度	広告塔		広告板		電柱利用 広告	標識利用 広告	車体利用 広告
	数量(基)	総数(基)	数量(基)	総数(基)	数量(枚)	数量(枚)	数量(台)
平成24年度	43	102	988	2,215	5,068	140	1,448
平成25年度	32	102	1,198	2,484	4,905	139	1,507
平成26年度	39	101	1,090	2,710	4,812	168	1,404
平成27年度	31	101	1,540	3,181	4,737	165	1,679
平成28年度	33	101	1,306	3,529	4,674	149	1,213

（2）屋外広告物等実態調査

屋外広告物等は、平成21年度に全区で実態調査を行い、約5,000件の台帳を作成しました。これにより、適正な道路占用・屋外広告物の許可等の事務が可能となりましたが、新たな屋外広告物等も増加しています。そのため、再度調査を実施し、台帳の更新を図り、これを基に、適正な申請を促すとともに、公平な料金徴収の推進に努めます。今年度は、品川・大崎・八潮地区および大井地区の一部を対象として、調査を実施します。

- ★根拠法令
- ・屋外広告物法
 - ・東京都屋外広告物条例
 - ・道路法

＊平成 29 年度予算額 20,000 千円

4. 道路工事の施行承認許可・指導監督

道路管理者以外の者が道路工事を行う場合は、道路管理者の承認を得て行うこととなっています。車庫を新たに設けるための切下げ工事や、支障となるガードパイプ撤去等の工事に要する費用については、申請者が費用負担し、区の指導監督のもと必要な道路工事を行なっています。



- ★根拠法令
- ・道路法(第 24 条等)

＜承認工事の例＞

- ・車庫を設けるため、支障となる防護柵の撤去および歩道の切り下げ工事
- ・建築工事等に伴い、道路に影響を与えた箇所の補修工事

道路工事施行承認申請実績

年 度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年
件 数	233	205	203	197	170

5. 沿道掘削工事の審査・指導監督

品川区は、区が管理する道路の全ての沿道を「沿道区域」に指定しています。

この沿道区域で、建築工事等に伴う一定規模以上の掘削工事が行われる場合は、道路の構造に与える損害や、交通に与える危険を予防するため、沿道区域の土地等の管理者に、沿道掘削届の提出を求めています。

区では、この届出に基づき、土留め構造等について審査し、当該管理者に対して指導監督を行っています。

- ★根拠法令
- ・道路法（第 44 条等）
 - ・品川区沿道区域指定の基準に関する条例



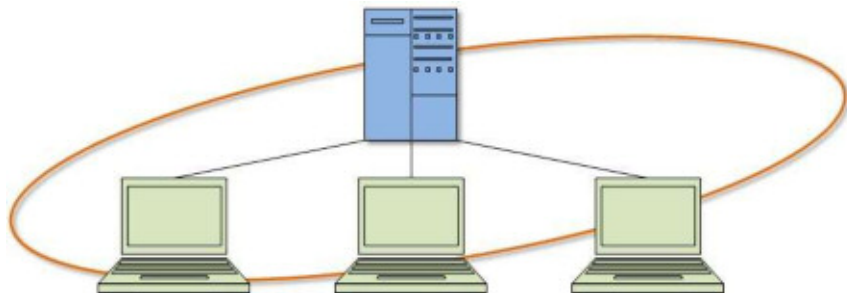
沿道掘削届実績

年 度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
件 数	77	91	70	69	87

6. 道路管理システムによる効率的な業務推進

区内では、占用企業者等による道路工事が数多く実施されています。そのため、区では、一般財団法人道路管理センターが構築・運営している道路管理システムや電線共同溝システムを用いて、道路の占用工事等にかかわる業務や占用物件の管理を行っています。

これらのシステムを利用することにより、道路の占用許可や道路工事調整等を、迅速かつ効率的に実施できる体制を構築しています。



6. 放置自転車対策事業（自転車対策係）

駅周辺の広場や道路等に、通勤、通学、買い物等に利用する自転車やバイクが無秩序に放置され、全国的な社会問題となっています。区においても、駅周辺に1,245台（平成28年10月調査）の自転車等が放置されており、歩行者への通行妨害、災害時の緊急活動の阻害、道路機能の低下、都市環境の悪化等の要因となっています。

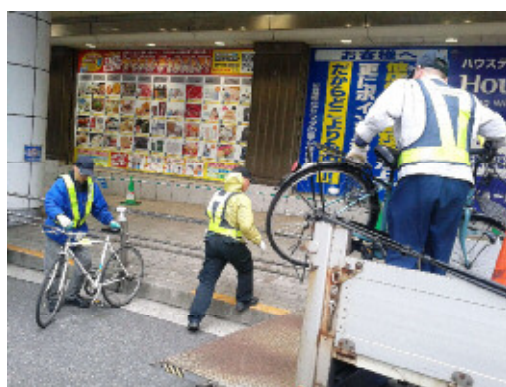


（道路における放置状況）

そのため区では、自転車等駐車場の整備や放置自転車等の撤去・保管・返還等の事業を実施しています。



（地下機械式駐輪場開設 大森駅水神口）



（放置自転車等撤去状況）

★根拠法令

- ・ 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律
- ・ 品川区自転車等の放置防止および自転車等駐車場の整備に関する条例

＊ 平成29年度予算 713,252千円

1. 自転車等の放置防止対策

区では、自転車等駐車場を設置した駅周辺地域を放置禁止区域に指定し、放置された自転車等については、指導・警告あるいは撤去を行い、放置自転車等の解消に努めています。

区営自転車等駐車場については、平成１３年度から再整備・有料化を進め、現在、区内１８駅に２６箇所設置しています。

自転車等駐車場は、駅周辺での適地の確保が困難な状況にありますが、今後とも国、都、鉄道事業者等に用地提供及び設置を強く働きかけます。一方、区民には自転車等駐車場の利用を呼びかけるほか、放置防止のための指導や啓発活動なども継続して推進していきます。

区内の自転車等駐車場における収容可能台数 単位：台数 （ ）は箇所数

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
区 営	8,059 (26)	8,646 (26)	8,646 (26)	8,646 (26)	8,646 (26)
民 営	6,606 (36)	6,675 (37)	6,681 (36)	6,545 (36)	6,545 (36)
計	14,665 (62)	15,321 (63)	15,327 (62)	15,191 (62)	15,191 (62)

２．自転車等の保管・返還

区では、八潮北保管所（昭和６１年９月１日開設）および不動前保管所（平成１５年１０月１日開設）において撤去した自転車等の保管・返還業務を行っています。返還業務の利便性・効率性向上のため庁舎と保管所をオンラインで結ぶ撤去自転車管理システムを稼働させているほか、保管所の業務時間も年末年始を除く毎日午前１０時～午後７時に設定しています。

撤去台数と撤去後の措置状況の推移 (単位:台)

	平成 23 年度			平成 24 年度			平成 25 年度		
	自転車	バイク	計	自転車	バイク	計	自転車	バイク	計
撤 去	20,867	252	21,119	17,972	231	18,203	17,505	206	17,711
返 還	12,528	106	12,634	11,000	132	11,132	10,962	118	11,080
処 分	7,477	158	7,635	6,390	149	6,539	5,939	94	6,033
リサイクル	1,244	0	1,244	712	0	712	757	0	757

	平成 26 年度			平成 27 年度			平成 28 年度		
	自転車	バイク	計	自転車	バイク	計	自転車	バイク	計
撤 去	14,237	152	14,389	12,827	125	12,952	12,082	84	12,166
返 還	9,038	86	9,124	8,201	65	8,266	7,961	50	8,011
処 分	4,755	85	4,840	4,060	63	4,123	3,306	33	3,339
リサイクル	613	0	613	582	0	582	502	0	502

撤去自転車等に対する返還・リサイクルの割合の推移

(単位：％)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
返還率	61.2	62.6	63.5	63.8	65.8
リサイクル率	3.9	4.3	4.3	4.5	4.2

<保管所>

八潮北保管所 品川区八潮 1 丁目 3 番 1 号 TEL 03-3790-8820

不動前保管所 品川区西五反田 3 丁目 11 番 14 号 TEL 03-5436-8885

返 還 日 毎日（年末年始を除く）

業 務 時 間 午前 10 時 ～ 午後 7 時まで

保 管 料 自転車 3,000 円 バイク 5,000 円

3. リサイクル事業

区では、ふれあい作業所や東京都自転車商協同組合品川・荏原支部の協力をいただき、撤去自転車を再生自転車として区民に販売するほか、国内外への供与など、広範囲にリサイクルを実施しています。

リサイクル自転車の内訳

(単位：台)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
区内リサイクル分	702	757	593	582	457
国内外供与分	10	0	20	0	45
計	712	757	613	582	502

※ 平成 23 年 6 月に東日本大震災支援で岩手県宮古市に 60 台を供与しました。

※ 平成 24 年 10 月に東日本大震災支援で福島県富岡町に 10 台を供与しました。

※ 平成 26 年 10 月にチリ領イースター島支援で国際 NGO ピースボートに 20 台を供与しました。

※ 平成 28 年 4 月に黒田電気（株）からの要請に基づき、タイの学校に 45 台供与しました。

道

路

課

1. 道路等の維持管理

道路のうち、区道として認定された路線は条例に定められた幅員・構造などの基準に従い、区が管理を行います。

★根拠・法令 道路法、河川法、区条例¹

1. 路面の維持管理（道路維持担当＜維持＞）

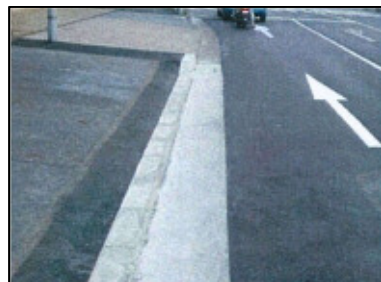
区道を常に良好な状態に保ち、安全で円滑な交通を確保するため、路面の維持補修および清掃作業等を行っています。また平日の巡回点検に加え、区役所閉庁時（土日祝日等）にも巡回点検を行っています。

【主な作業内容】

- ① 小規模な路面のひび割れ、段差等の維持修繕
- ② 側溝²・柵の維持修繕、^{しゅんせつ}浚渫³ ③ 路面の清掃

＊ 平成29年度予算額 557,952千円

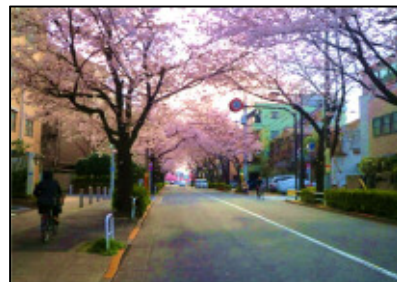
＜側溝の修繕（水たまりの解消）＞



2. 街路樹等の維持管理（道路維持担当＜維持＞）

道路環境の整備と街の緑化を推進するために、街路樹や植樹帯を配置し、適時、剪定・除草・支柱取替および害虫防除等を行っています。

＊ 平成29年度予算額 137,379千円



¹ 品川区道路の構造の技術的基準に関する条例、品川区道路標識の寸法に関する条例、品川区道路の移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例。

² 道路の端にあり、道路の雨水を集め、下水道管とつながっている柵へと誘導するもの。

³ 柵や管などを掃除し、ゴミや泥などを排除すること。

3. 交通安全施設(防護柵、反射鏡、道路標識等)の維持修繕

(道路維持担当＜安全＞)

全ての区民を交通事故から守るとともに、車両等の運転者に対しても安全で安心な道路環境を確保するため、防護柵（ガードレールなど）¹、反射鏡（カーブミラー）²、道路標識、区画線、スクールゾーンカラー標示³等を適正に管理しています。

* 平成29年度予算額 7,187千円



防護柵（ガードレール）



防護柵（ガードパイプ）



反射鏡（カーブミラー）



通学路標識



区画線



スクールゾーンカラー標示

- ¹ （ガードレールなど）歩行者や道路沿いの建物を保護し、歩行者・自転車のみだりな横断を抑制する目的で設けられた柵
- ² （カーブミラー）交差点において、建物などにより死角となる方向の道路の様子を手前から見えるように設置された鏡
- ³ 小学校の通学路において、登校時（7:30～8:30）の安全確保のために車両の進入禁止規制をしているエリアの入口部分の路面に設置している法定外標示

2. 道路改修事業

人や車が、日々、安全で快適に利用できるようにするため、舗装の打替えや環境対策、バリアフリー対策などの維持改修を行っています。

★根拠・法令 道路法・区条例¹

1. 道路改良

(1) 路面・側溝改良（道路維持担当＜工事＞）

車両通行による振動・騒音の軽減、また、車両の走行の安全性、快適性を確保するため、老朽化した道路の舗装の打替えや側溝改修を計画的に実施しています。

本年度は、路面改良 5,000 m²、側溝改良 1,000 m を行います。

＊ 平成 29 年度予算額 178,805 千円

(2) 雨水流出抑制事業（道路維持担当＜工事＞）

治水対策として歩道の透水性を高めるとともに雨水浸透枡²を設置し、雨水を地下に浸透させ、雨水が短時間に下水道管や河川に流れ出ることを抑制して都市型水害³の軽減を図ります。平成 28 年度末までの整備個数は、4,755 個です。

本年度は、雨水浸透枡 20 個を設置する予定です。

＊ 平成 29 年度予算額 22,332 千円



浸透枡設置状況

＜雨水浸透枡設置数年度別実績＞

(単位:個)

年 度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
設置数	18	18	13	17	20

(3) 道路バリアフリー事業（道路維持担当＜工事＞）

福祉のまちづくりの一環として、公共施設やそれに準ずる民間施設等に隣接する側溝のゼロ段差化、および歩道改修時に縦横断勾配⁴を改善する事により、歩道巻き込み部や横断歩道部並びに車両乗り入れ部の平坦化等を実施し、歩行環境の向上を図ります。

本年度は、側溝段差解消工事 40 箇所、歩道平坦化 10 箇所、視覚障害者誘導ブロック設置 100m、八潮団地内区道歩道拡幅整備、大井町駅周辺バリアフリー整備を行ないます。

＊ 平成 29 年度予算額 272,630 千円

¹ 品川区道路の構造の技術的基準に関する条例

品川区道路の移動円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例

² 雨どい等から流入する雨水を受け、側面や底面の孔(あな)から雨水を地中へ浸透させる構造の枡(ます)。

³ 大都市に発生する特有の水害で、街がアスファルトやコンクリートに覆われているため、降った雨が下水道管や河川に一気に集中して起こる水害。

⁴ 道路の延長方向の勾配が縦断勾配、路線直角方向の勾配が横断勾配。

<道路バリアフリー事業年度別実績>

年 度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
側溝段差解消	40 箇所	25 箇所	10 箇所	18 箇所	9 箇所
歩道平坦化	21 箇所	25 箇所	49 箇所	33 箇所	22 箇所
視覚障害者誘導ブロック設置	142.7m	154m	204.6m	228.9m	184.7m



歩道平坦化実施箇所



1.5mの歩道を約 2.3mに拡幅（八潮地区内）

(4) 涼のみち整備事業(道路維持担当<工事>)

平成 17 年度に八潮地区で調査・研究した「環境にやさしい路面づくり」の結果を受けて、地球温暖化防止対策の一環として環境に配慮した舗装¹を整備しています。

本年度は、引き続き立会道路に 1,500 m²の遮熱性舗装を実施します。

＊ 平成 29 年度予算額 33,140 千円

<涼のみち整備年度別実績(平成18年度開始)>

(単位:箇所)

年 度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
整備数	1	1	1	—	1

2. 道路擁壁等美化（道路維持担当<工事>）

区道に面している鉄道高架下壁面や土留擁壁面に、小学生などが作成した原画を基に絵を描くことにより、地域住民および通行者に安らぎを与えるとともに、都市景観の向上を図ります。また、落書き防止にも役立ちます。平成 28 年度末までの整備箇所は、整備対象箇所43箇所のうち 38 箇所です。また、9 箇所の塗替えを行いました。

本年度は、目黒架道橋(新規・JR 山手線)の整備を実施します。

＊ 平成 29 年度予算額 5,010 千円

¹表面に近赤外線を反射させる遮熱塗装を施し、蓄熱を抑えて路面温度を低減させる舗装。

< 道路擁壁美化整備年度別実績 >

(単位:箇所)

年 度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
整備数	——	——	——	1	1
塗替数	1	2	1	1	——



碑文谷架道橋 (施工前)



平成 28 年度施工

【原画の協力：品川学園の皆さん】

3. 受 託 事 業

★根拠・法令 道路法・区条例¹

1. 掘さく道路復旧（道路維持担当<工事>）

区が道路改修工事を予定している路線で、各占用企業者に先行して工事を行わせ、仮舗装をしてもらいます。その後、本復旧工事を区が受託し、道路改修工事に併せて施工します。

＊ 平成 29 年度予算額 90,232 千円

2. 人孔蓋枠等整備（道路維持担当<工事>）

区道改修工事等の際、東京都下水道局から人孔蓋枠²等の高さ調整および導水管補修³工事を受託し、道路改修工事と一体的に施工します。これにより工期を短縮し、沿道への影響を少なくすることができます。

＊ 平成 29 年度予算額 96,077 千円

(施工中)

(完成写真)



¹ 品川区道路の構造の技術的基準に関する条例

² 地下にある下水道管を管理するため、作業員が地上から出入りするように地面に設置した蓋とその枠。

³ 下水を流すため、陶器や塩化ビニール等で作られた管。区の工事では主に塩化ビニール製を使用する。

4. 交通安全施設整備

交通事故を防止するための防護柵（ガードレールなど）、反射鏡（カーブミラー）などの交通安全施設を適正に設置します。

★根拠・法令

道路法、区条例¹

1. 交通安全施設（防護柵、反射鏡、道路標識等）の整備（道路維持担当＜安全＞）

防護柵（ガードレールなど）、反射鏡（カーブミラー）道路標識、区画線等の交通安全施設は、道路本体の機能を補完するものです。また、路側帯等のカラー標示を行うことで、さらなる交通環境の向上を図っています。

本年度は、桜新道ほか1路線の自転車走行環境整備を行います。

また、道路案内標識については、東京2020オリンピック・パラリンピックに向けて、会場周辺部をはじめ区内道路案内標識の英語併記化整備を計画的に行います。



* 平成29年度予算額 73,666千円

《平成29年度実施予定数量》

防護柵（ガードレールなど）	200 m	準歩道等カラー舗装	900 m ²
反射鏡（カーブミラー）	50 本	交差点地点名標識設置	1 箇所
道路標識（警戒・予告・通学路）	20 本	自転車走行環境整備	2 箇所
区画線	7,500 m	道路標識多言語化整備	17 基

2. 交差点改良（道路維持担当＜安全＞）

交通事故が多発している交差点を中心に、夜間高視認性舗装²（キララ舗装）工事、すべり止め舗装³工事、自発光式のブロック⁴設置などの安全対策を行います。

* 平成29年度予算額 15,000千円（20箇所）

＜交差点改良年度別実績＞

（単位：箇所）

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
整備数	13	14	16	11	9



¹ 品川区道路の構造の技術的基準に関する条例、品川区道路標識の寸法に関する条例、品川区道路の移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例。

² 夜間に車のヘッドライト等により反射する材料を混入した舗装

³ すべりにくくするための微細な材料を混入した舗装

⁴ 太陽電池により、夜間赤色に点滅するブロック

5. 橋 梁 改 修 事 業

★根拠・法令 道路法、河川法、港湾法

1. 橋梁改修事業（工務係）

区は、平成 22 年 4 月に策定した「橋梁長寿命化修繕計画¹」を平成 27 年度に更新し、その計画に基づいて、きめ細かな点検と先を見通した修繕工事を行います。

また、橋脚を有する歩道橋等のうち耐震強度が不足している橋梁については、大規模地震に対して橋脚が壊れない、橋が落ちない等の対策を行います。平成 29 年度は 3 橋の補修工事等と 4 橋の耐震工事を実施します。

* 平成 29 年度予算額 1, 0 7 8, 6 7 1 千円

【 橋梁改修事業年度別実績 】

(単位：橋)

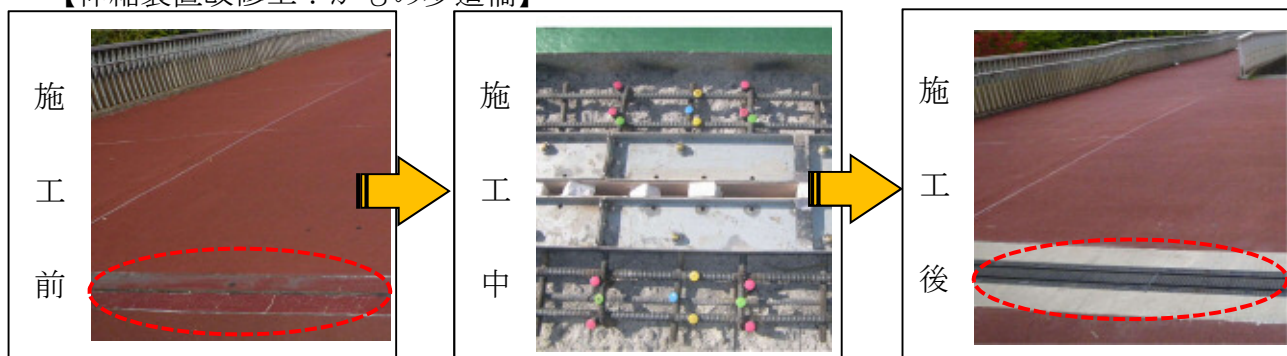
年 度	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度	平成 2 7 年度	平成 2 8 年度
補修工事	5	3	0	4	1
耐震工事	—	—	—	2	3

注：補修工事と耐震工事が同時期に施工している場合はそれぞれに計上

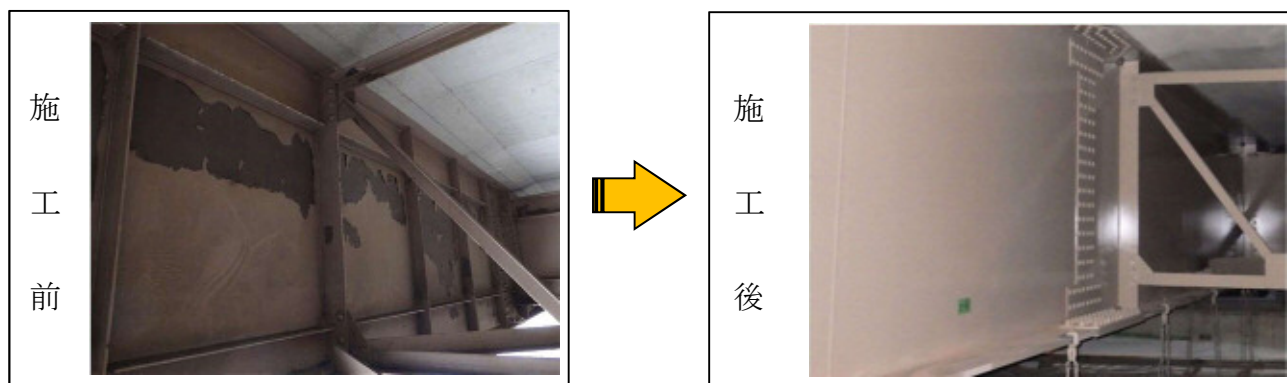
(1) 橋梁長寿命化の推進

「橋梁長寿命化修繕計画」を基に対象橋梁の補修工事を実施します。

【伸縮装置改修工：かもめ歩道橋】



【塗装塗替工：勝島橋】



¹ 当初設定されていた設計耐用年数を、効率的・効果的な対策を行うことで延命させること。

(2) 歩道橋等耐震改修

耐震検討結果に基づき補強が必要な天王洲ふれあい橋、大井町歩道橋、勝島東歩道橋、不動前歩道橋の耐震補強工事を行います。

【かもめ歩道橋】

橋脚等の補強および落橋防止装置の設置



① 橋脚の補強（コンクリート巻立て工）



② 落橋防止装置工



6. 橋 梁 等 の 維 持 管 理

★根拠・法令 道路法、河川法

1. 橋梁等の維持管理（工務係・道路維持担当＜維持＞・電気設備係）

河川等に架かる橋や横断歩道橋等の橋面¹舗装・橋桁²塗装・高欄³の維持補修を行います。

また、バリアフリーを推進するために設置した大森駅歩道橋エスカレーター、大崎駅東口・西口・新西口・八潮橋・西五反田・百反歩道橋にある各エレベーターの日常点検や運行管理を行っています。

目黒川に親しみや興味を持ってもらうため、船からでも現在地がわかるように、引き続き区が管理する橋梁へ橋梁名の表示を行います。

*平成29年度予算額 50,342千円

【百反歩道橋エレベーター】



【橋梁名表示工事】

洲崎橋



要津橋



2. 排水機場の維持管理（道路維持担当＜維持＞・電気設備係）

台風や集中豪雨により、出水⁴しやすい道⁵や目黒川沿いの低地部等12箇所に排水ポンプ場を設置し、出水時に良好に稼動するよう維持管理を行っています。

*平成29年度予算額 60,848千円

¹ 橋の表面で、人や車などが通行するところ。

² 橋の横側や裏側などの部分。橋をさびや腐食から守るために表面は塗装されており、劣化への対策として、一定期間で塗装をやり直す必要がある。

³ 橋を渡る人や車が、下に落ちないようにするための柵や手すり。欄干。

⁴ 降雨量に対し下水道設備などによる排水量が少ない場合、排水しきれない水があふれてしまう現象。

⁵ ずいどう 隧道。トンネル。

7. 道 路 整 備 事 業

★根拠・法令 道路法、都市計画法、電線共同溝の整備等に関する特別措置法

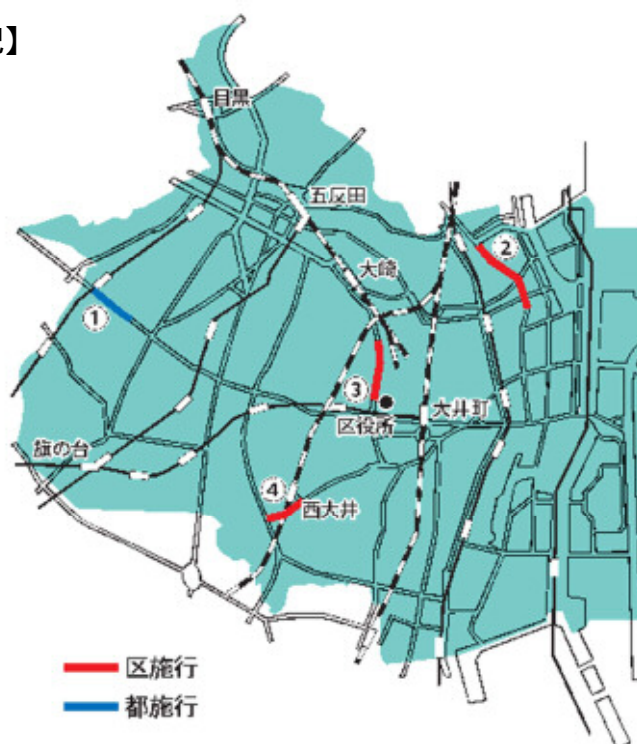
1. 都市計画道路事業（道路建設担当・用地担当）

区内の国道や都道等の多くは都市計画に基づいたものです。現在、国道では国道 357 号が事業を進めており、都道においては、補助 26 号線、環状 6 号線や特定整備路線の補助 29 号線等で事業が進められています。

現在、品川区施工の都市計画道路は 8 路線あり、そのうち補助 320 号線（武蔵小山駅前広場）は平成 20 年度に、補助 163 号線支線 1（一本橋区間）は平成 23 年度に、補助 18 号線は平成 24 年度に、補助 205 号線のⅠ期・Ⅱ期区間が平成 28 年度にそれぞれ整備が完了しました。また、第三次優先整備路線である補助 163 号線において街路整備を進めています。

なお、平成 27 年度に「第四次事業化計画」が策定され、補助 162 号線、補助 163 号線、補助 205 号線が平成 37 年度までに整備すべき優先整備路線に指定されました。

【都市計画道路の整備状況】



【第四次事業化計画（品川区）】

名称	都市計画				四次計画 整備延長
	決定日	変更日	区内延長	幅員	
補助163号線	S39. 2. 7	H9. 2. 7	約2, 160m	15m－22m	630m
補助205号線	S41. 7. 30	S63. 8. 5	約1, 320m	15m	310m
補助162号線	S39. 2. 7		約1, 960m	18m	840m

注:①計数は端数処理しています

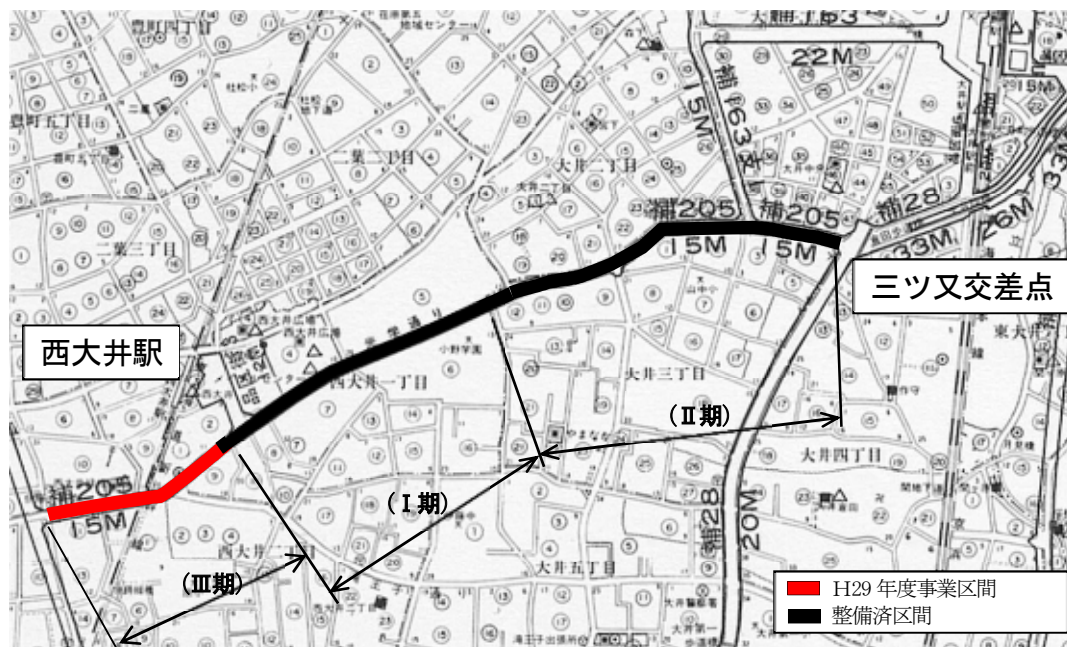
②ここで示す延長は目安であり事業化時の測量延長などとは異なる場合があります

(1) 補助205号線整備事業

補助205号線は、区を中心核である大井町駅周辺と西大井地区を結ぶ横断軸道路として整備を進めるとともに、沿道地域の都市基盤の整備、交通安全、防災対策の向上を図るための地区幹線道路としても整備を進めています。

平成29年には未整備区間（Ⅲ期）の整備に向けた検討を進めます。

＊平成29年度予算額 14,024千円



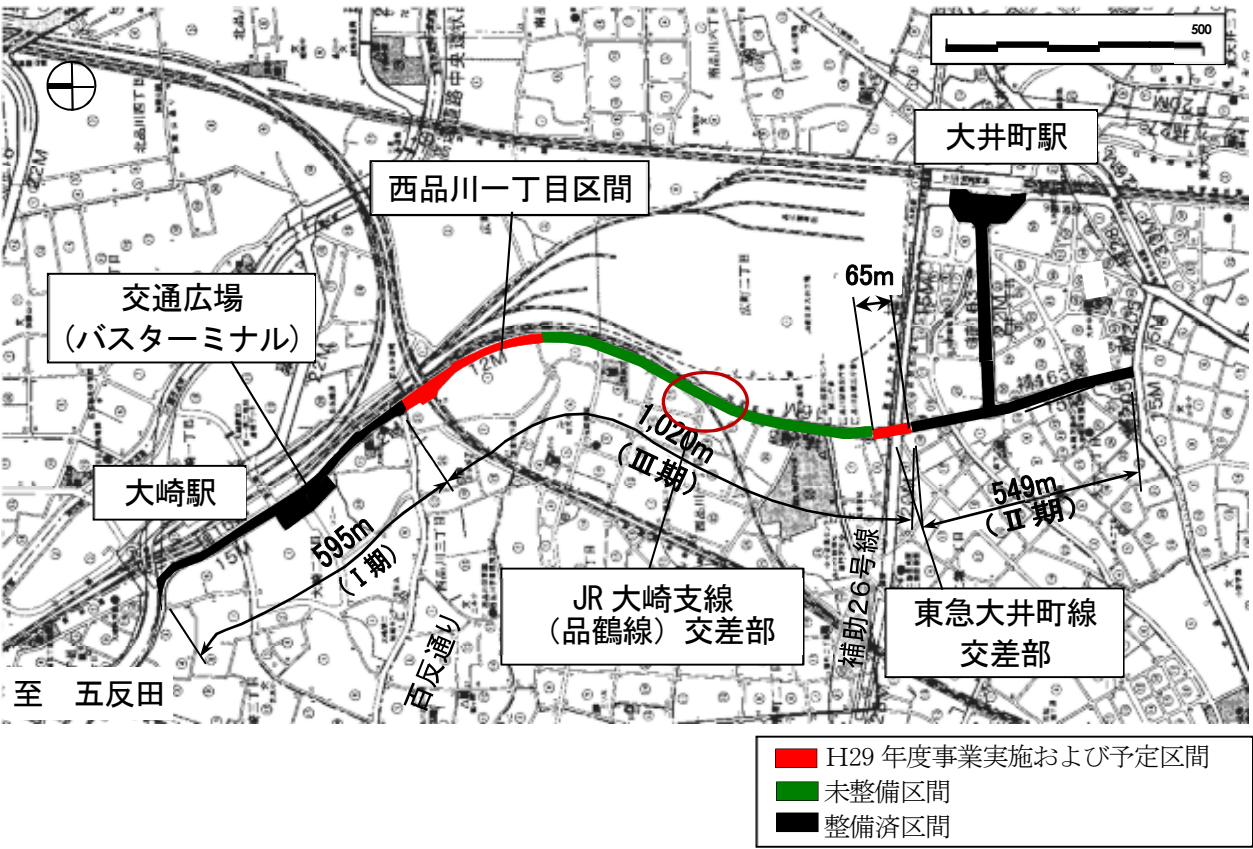
I 期完成状況



(2) 補助163号線整備事業

補助163号線は、五反田・大崎・大井町を結ぶ区の重要な都市軸道路として、また現在整備が進められている補助26号線の開通により予想される大井町駅周辺の交通渋滞の解決策として、その整備は急務の課題となっています。既に、環状6号線から百反通りまでのⅠ期区間とJR大井町駅前および26号線から205号線までの区間は、整備が完了しています。平成29年度はⅢ期区間約1,020mのうち、二葉一丁目から広町二丁目の区役所前65mの区間の高架橋架替工事を引き続き施工するとともに、拡幅道路用地の取得と電線共同溝の予備設計を予定しています。また、大崎支線（品鶴線）交差部についてJR東日本と概略設計に向けた協議を進めます。西品川一丁目区間については、市街地再開発事業で整備を行っていきます。

＊平成29年度予算額 1,257,273千円



【整備事業の概要】

(平成29年4月1日現在)

路 線		区施行		開発事業による施行
		東急大井町線 交差部	JR 大崎支線 (品鶴線) 交差部	西品川一丁目区間
事業概要	地 区	二葉一丁目 ～広町二丁目	西品川一丁目	西品川一丁目
	事業延長	65m	約100m	約320m
	幅 員	16m	12m～16m	12m～16m
	完了予定	H32	未定	H30

2. 水とみどりのみち整備事業（道路建設担当）

「新・水とみどりのネットワーク構想」の目標である「水とみどりがつなぐまち」の実現に向け、八ツ山通りおよび元なぎさ通りにおいて、視認性を低下させる街路樹が多いといった課題の改善に取り組んでいます。また、併せて歩道と車道の段差のバリアフリー化も図ります。平成28年度は元なぎさ通りにおいて220mの道路整備工事を行いました。

平成29年度は、品川警察署交差点付近の約240mの整備を行います。

*平成29年度予算額 117,830千円

位置図

H28年度整備区間

(整備前)



(整備後)



凡 例

—	整備済み区間
—	整備予定区間
—	今年度整備区間

3. オリンピック・パラリンピック施設周辺無電柱化事業（道路建設担当）

平成 32 年度に開催されるオリンピック・パラリンピックの競技会場となる大井ふ頭中央海浜公園周辺で、無電柱化やバリアフリー化などの環境整備を行います。

平成 28 年度は、大井ふ頭中央海浜公園から大井競馬場までの区間について電線共同溝工事が完了しました。平成 29 年度は、東電や NTT の引込連系管工事を行うとともに、道路の詳細設計を行います。

*平成29年度予算額 198,994千円

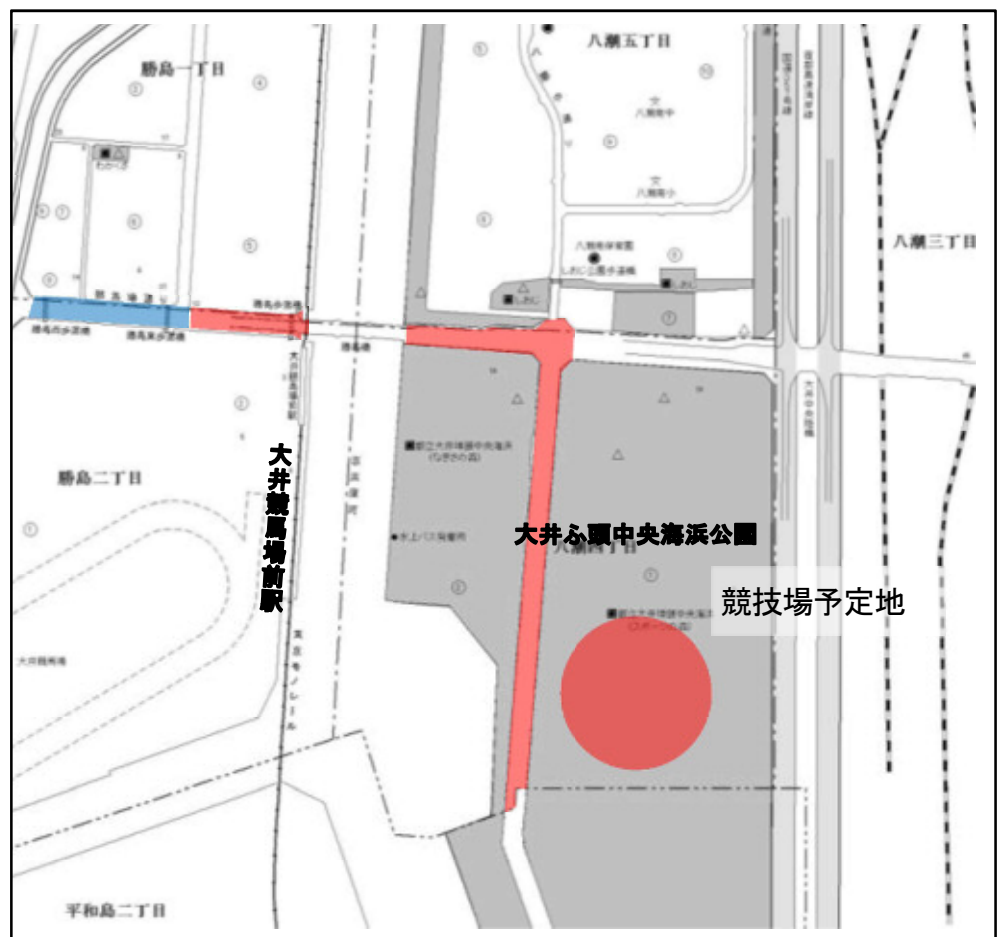


競技場予定地付近



競馬場付近

- 無電柱化実施路線
(延長 1,030m)
- 無電柱化済み路線
(平成 6～7 年度都市計画道路整備)



8. 電気設備等の設置管理

★根拠・法令 道路法、電気事業法

1. 街路灯、私道防犯灯の維持管理（電気設備係）

区が管理する街路灯（橋梁灯、歩道橋灯含む）および私道防犯灯が、安定して機能するよう、ランプ類の取替え、小破修理等の維持管理を行っています。

＜街路灯維持管理年度別管理基数＞

（単位：基）

年 度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
管理総数	18,919	18,907	18,981	18,930	18,855
街路灯等	13,484	13,485	13,567	13,525	13,469
私道防犯灯	5,435	5,422	5,414	5,405	5,386

（各年度末現在）

*平成 29 年度予算額 169,213 千円

2. 街路灯建替事業（電気設備係）

老朽化した街路灯の建替えに合わせて、地球環境保全の立場から LED 型街路灯に建て替えていきます。平成 29 年度は 1,704 基の建て替えを行います。

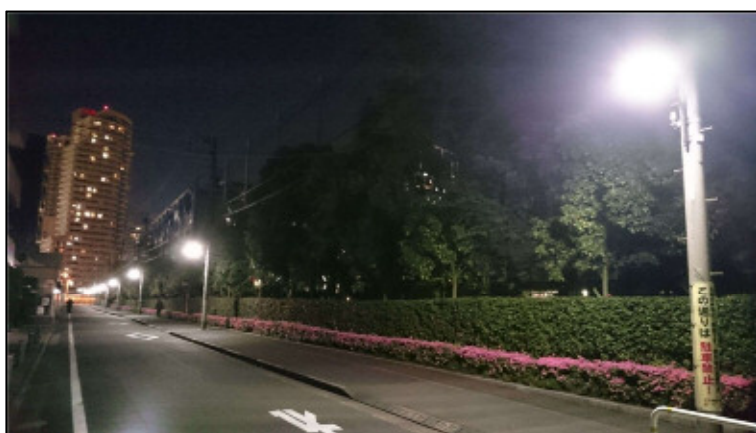
＜街路灯建替年度別実績＞

（単位：基）

年 度	建替数
平成 24 年度	497
平成 25 年度	525
平成 26 年度	535
平成 27 年度 ¹	1,464
平成 28 年度	1,457

（各年度末現在）

*平成 29 年度予算額 237,500 千円



LED 型街路灯

¹水銀による汚染防止を目指した「水銀に関する水俣条約」が、採択・署名されことにより、水銀を使った製品の製造や輸出入が平成 32 年に原則禁止されることになります。

平成 31 年度までに水銀ランプを使用した街路灯を全て LED 街路灯に建て替えるため、平成 27 年度より建替数を増やしています。

公

園

課

1. 水とみどりの基本計画・行動計画¹

★根拠・法令

品川区みどりの条例、都市緑地法

1 計画の目標と基本方針

(1) 将来像

これまで行ってきた緑地や水辺の整備を継承しつつ、生涯教育や生態系の保護、防災などの方向を充実させ、行政が中心となって進めてきたことを、多様な担い手が、多様な手法で進めていくことを基本的な考え方とし、「水とみどりがつながぐまち」を将来像に上げています。

将来像：水とみどりがつながぐまち

将来像のイメージ

- ・ 区内の4分の1がみどりで覆われています
- ・ 人と生き物でにぎわう水辺が復活しています

(2) 基本方針

- ・ 方針1：区民の安全や生き物の命を支える水とみどりを守り育てる
- ・ 方針2：水とみどりが身近にある暮らしをつくる
- ・ 方針3：品川らしい水とみどりを継承しまちづくりに活かす
- ・ 方針4：区民と行政が一丸となって水とみどりを育む

(3) 計画の目標

めざす将来像に向けて、取り組みの成果を総合的に評価するため、計画期間（平成33年まで）の水辺およびみどりの目標を、つぎのように設定しました。

■みどりに関する目標

みどり率を22.6%とする
(H26 現在 21.4%)※

■水辺に関する目標

水辺に親しめる空間を
5箇所以上整備・開放する

※平成26年度に行った緑の実態調査の結果より

平成28年度にPDAサイクルにより計画の進捗状況を確認し、事業点検を行い行動計画の見直しを行いました。

¹ 平成24年6月策定

2. 緑化の推進（みどり豊かなまちづくり）

★根拠・法令

品川区みどりの条例、緑豊かな街なみづくり助成要綱、屋上緑化等助成要綱
みどりと花のボランティア実施要綱、品川区マイガーデン設置要綱
品川区街角花壇整備要綱

1 区民のみどりづくり支援

（1）緑化啓発普及事業（みどりの係）

①緑化指導認定事務

「品川区みどりの条例」に基づき、面積300㎡以上ある敷地に建築行為等を行おうとする者に対して、緑化計画書の提出を義務付け、緑化について指導することで、区内の緑を確保していきます。

また、優れた緑化が行われた物件に対して「品川区緑化大賞」、「品川区緑化賞」を贈り顕彰することにより、区民ならびに事業者の緑化に対する意識の向上を図ります。

【緑化大賞】



緑化計画書認定実績

年度	認定件数 (件)	接道部緑化認定 延長 (m)	敷地内緑化認定 面積 (㎡)	屋上緑化等認定 面積 (㎡)
24	110	3,495	29,375	6,673
25	100	3,998	32,007	7,686
26	82	4,885	81,040	6,092
27	110	5,346	70,116	9,499
28	115	6,183	129,184	5,744

②園芸講座

緑化の啓発・普及を図るため、花苗の寄せ植えなどの園芸講座を開催します。

1回50名 × 2回開催

また、「品川区環境情報活動センター」を活用した園芸講座を開催します。

年間2講座

*平成29年度予算額 1,578千円

(2) 街なみ緑化助成事業（みどりの係）

①生垣助成（緑豊かな街なみづくり助成要綱）

ブロック塀や万年塀等、倒壊の危険のある塀を生垣に変えるための造成費用の一部を助成するなど、道路に接する民有地の緑化を推進し、みどり豊かな美しい街なみづくりを推進します。

＜生垣助成実績＞

年度	助成件数（件）	緑化延長（m）
24	4	29.5
25	5	30.1
26	6	38.2
27	3	37.8
28	1	10.2



②防災緑化助成（緑豊かな街なみづくり助成要綱）

災害の危険度が高い地区のうち、区が指定した地区においては、震災時にブロック塀が倒壊して避難路がふさがれることを防ぐため、ブロック塀を撤去し生垣に変える工事費用について、前記生垣助成事業を上回る助成を行います。また、生垣助成では対象にならない4m未満の路地では、プランター植栽への設置費用について助成します。

＜防災緑化助成実績＞

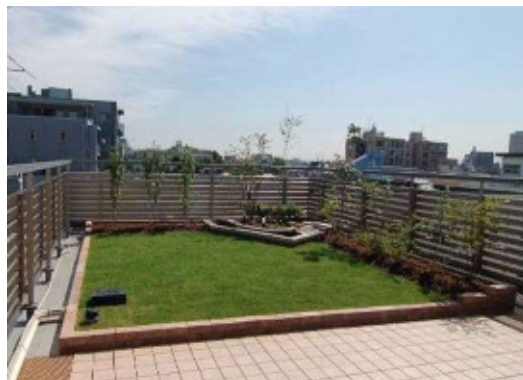
年度	助成件数（件）	緑化延長（m）
27	0	0
28	4	64.6

③屋上緑化等助成（屋上緑化等助成要綱）

既存建物や新築建物の屋上等を緑化する方に、工事費用の一部を助成します。（緑化計画書の提出が求められている物件については、基準を上まわった部分が助成対象となります）

＜屋上緑化等助成実績＞

年度	助成件数（件）	緑化面積（㎡）
24	9	164
25	4	71
26	2	29
27	2	30
28	3	21



*平成29年度予算額 4,985千円

(3) みどりの保全・育成の支援（みどりの係）

① 樹木の保存事業

緑を守る施策の一環として「品川区みどりの条例」の規定に基づき、区内に残された数少ない大木および樹林を保護するため、所有者の同意を得て保存樹木に指定し、基本剪定や害虫駆除など維持管理の一部を区が実施しています。

また、区が指定した保存樹木の枝折れ、落下等により事故が発生し、所有者が法律上の賠償責任を負った場合に備えて、保存樹保険にも加入しています。

＊ 保存樹木等の指定基準

- ・ 樹 木 地上1.5mの高さにおける幹回りが、1.2m以上の立木
- ・ 樹 林 樹林の面積が300㎡以上あるもので、保存樹木の基準に該当する樹木を1本以上含むもの
- ・ 生 垣 高さが0.9m以上で、その長さが30m以上あるもの



保存樹と保存樹林の指定数

年度	保 存 樹 (本)	保 存 樹 林	
		(箇所)	(㎡)
24	302	15	47,680
25	303	15	47,680
26	305	15	47,680
27	306	16	49,540
28	301	16	49,540

＊平成29年度予算額 51,029千円

② 緑化相談

花とみどりの相談コーナーを開設し、区民のみどりに関する相談に応じています。

(4) 公共のみどり保全（みどりの係）

①区有施設植栽管理

区有施設の樹木の健全な発育とみどりを良好な状態に維持するため、剪定、施肥、害虫駆除等の樹木管理を行います。

*平成29年度予算額 15, 113千円

②街角花壇維持管理

うるおいや、やすらぎのある街なみを創造するため、多くの区民が行き交う街角に、花壇を設置（18か所）し、四季折々の花を植えています。



*平成29年度予算額 4, 467千円

(5) みどりと花のあるまちづくり事業(公園維持担当)

区が管理する花壇の花苗の植付けや管理、公園・道路の清掃などについてボランティア活動をしていただいている地域の方々を支援し、区民の手による緑化と花のあるまちづくりを後押ししています。

みどりと花のボランティア登録団体数等

年度	登録団体(団体数)	登録者数(人)
24	135	1, 328
25	152	1, 373
26	165	1, 545
27	165	1, 434
28	169	1, 449



*平成29年度予算額 12, 976千円

(6) みどりとふれあう場所づくり（公園維持担当）

①マイガーデンの運営（品川区マイガーデン設置要綱）

区民の方々が土に触れ、野菜等の収穫を楽しみながら緑化を進めるマイガーデン（区民農園）の運営を行っています。平成25年度からマイガーデン南大井の都有地部分を除く32区画の貸付をおこなっています。

マイガーデン南大井の応募状況

年度	区画数 (区画)	応募倍率（倍）
25	32	2.5
26	32	2.3
27	32	1.9
28	32	2.7
29	32	2.8



- ・利用期間：4月から翌年2月の11カ月
- ・利用料：2000円／月

*平成29年度予算額 591千円

3. 公園・児童遊園整備事業

★根拠・法令

都市公園法、品川区立公園条例、品川区児童遊園の設置および管理に関する条例
 <公園等の施工実績> 単位：㎡

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
新設面積	24,113	12,565	536	2,392	7,613
改修面積	717	382	914	10,251	29,747



しながわ区民公園パークセンター〔平成28年度改修〕

1 公園・児童遊園整備（公園建設担当）

（1）公園・児童遊園の新設、改修等

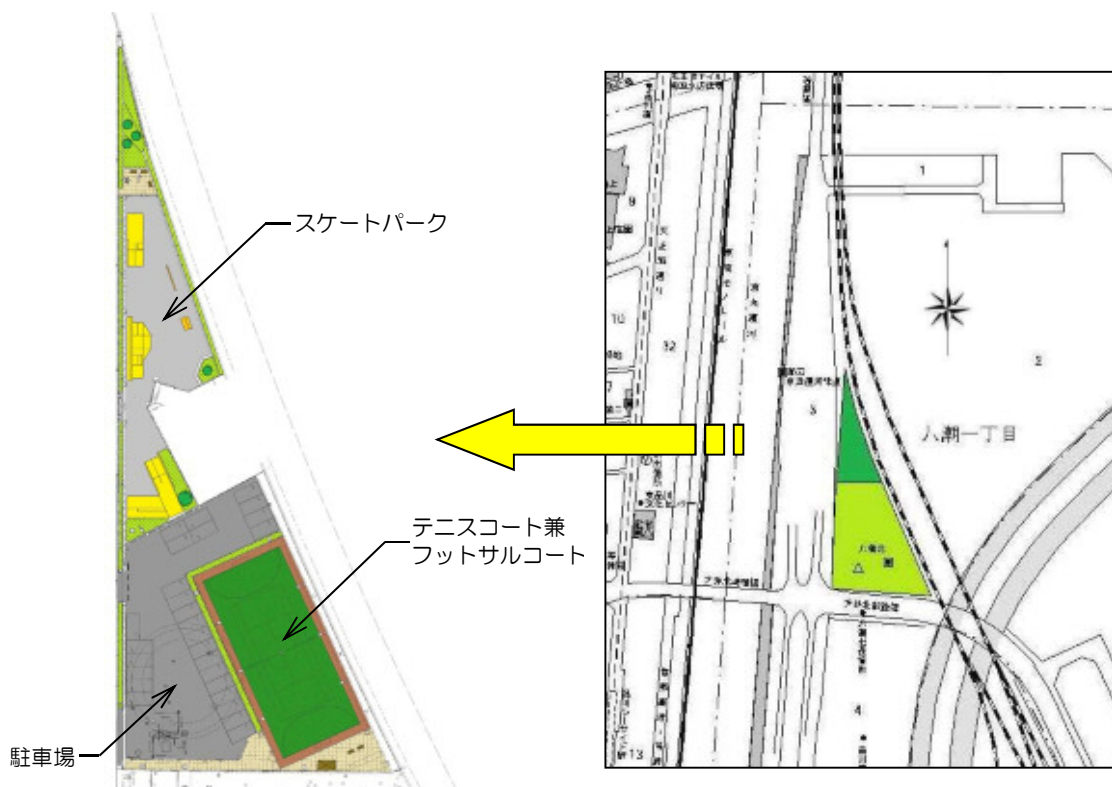
品川区長期基本計画に示す都市像「次代につなぐ環境都市」の実現のため、住民のレクリエーションや憩いの場、子どもがのびのびと安全に成長できる場、防災の拠点、生物の生育の場、生き物とのふれあいの場などとしての機能を高め、特色ある公園の整備を進めます。また、身近で親しみのある公園の充実を図るため、多様な手法を活用し、地域住民のライフスタイルに応じた公園機能の更新や、区民のニーズを反映した公園づくりを目指します。

【新設事業】なし

【改修事業】

- ・八潮北公園（改修工事）

中央環状品川線工事による公園占用部分の返還を受け、テニスとフットサルの兼用コートと、東京オリンピックで正式種目となったスケートボードの利用が可能なスケートパークを新たに運動施設として整備します。



- ・荏原南公園改修〔子ども達のアイデアを活かした公園〕（改修工事）
- ・しながわ区民公園中央ゾーン整備（整備工事・トイレ整備工事）
- ・しながわ区民公園南側ゾーン整備（実施設計）
- ・東品川海上公園整備（東側実施設計）
- ・天王洲公園改修（改修工事・管理事務所増築工事）
- ・浜川公園改修（基本・実施設計）

*平成29年度予算額 1,738,282千円



しながわ中央公園拡張部〔平成 28 年度整備〕

2 公園バリアフリー事業（公園建設担当）

障害者・高齢者から幼児連れの母親まで、だれもが利用できるように、側溝の段差解消、車いすやベビーカーなどがスムーズに入れる車止め幅を確保するなど、出入口等のバリアフリー化を図ります。

また、子どもたちが安心して公園を利用できるよう、公園内の見通し改善や遊具周辺の安全対策を行います。

年 度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
公園バリアフリー化工事	6 箇所	9 箇所	6 箇所	6 箇所	4 箇所
安心・安全の公園づくり	2 箇所	2 箇所	4 箇所	3 箇所	2 箇所

＊平成 29 年度予算額 28,947 千円



整備前



整備後

元芝公園（バリアフリー化等工事）〔平成 28 年度整備〕

3 おもてなしトイレ事業（公園建設担当）

オリンピック・パラリンピックが平成 32 年に東京で開催されることに伴い、外国人を含めた観光客が増加することが予想されることから、会場周辺や主要観光ルート沿いターミナル駅周辺の公衆便所や公園便所を快適で清潔に利用できるように環境整備を行います。

- ・品海公園改修（トイレ改修工事）
- ・新品川橋公衆便所改修（実施設計・改修工事）

＊平成 29 年度予算額 89,600 千円



品海公園便所整備イメージ図

4. 公園・児童遊園の維持管理

★根拠・法令

都市計画法、品川区公園条例、品川区立児童遊園の設置および管理に関する条例

1 公園・児童遊園の維持管理（公園維持担当＜維持＞・道路課電気設備係）

区内の公園・児童遊園・緑地等 266 箇所（平成 28 年度末現在）を、常に良好な状況で利用できるように維持管理しています。



東品川海上公園と戸越公園

（１）施設維持管理

遊具やベンチ、管理施設等の点検を行い、必要な補修を行うとともに、園内の清掃、ごみ集収等を実施しています。

- ・公園、運動施設管理委託 23 箇所
- ・清掃委託等（ふれあい作業所 187 箇所、かもめ工房 13 箇所、シルバー人材センター 23 箇所、福祉工場しながわ 1 箇所、エリアマネジメント 2 箇所、施設管理 1 箇所）
- ・町会やボランティア等 16 箇所

（２）樹木維持管理

園内の樹木の生育を良好に保ち、的確な肥料やりや草取り等を実施し管理しています。

（３）公園等の電気設備の維持管理

公園等の電気設備を安全、かつ正常に保つために維持管理しています。

- ・ナイター設備
天王洲野球場
品川南ふ頭公園野球場
八潮北公園テニスコートおよび野球場
しながわ中央公園グランドおよびテニスコート
しながわ区民公園テニスコート
- ・時計設備 214 基

（４）公園、児童遊園の照明維持管理

夜間の必要な照度（明るさ）を保つため、照明を維持管理しています。

(5) 公園灯建替

老朽化した公園灯をLED型等の省エネ型タイプの公園灯に取り替えております。

平成29年度は、235基の建替えを計画しています。

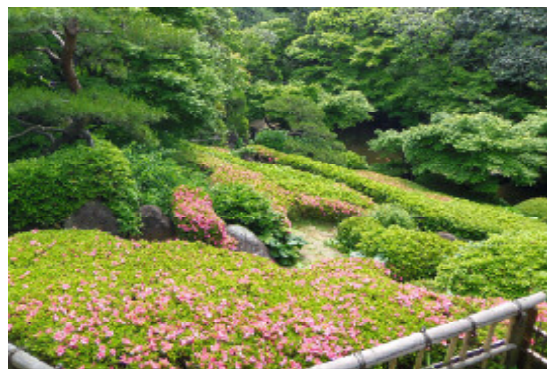
＜公園灯建替年度別実績（平成21年度開始）＞

年 度	24	25	26	27	28
建替数	28基	25基	34基	49基	205基

(6) 日本庭園おもてなし整備（池田山公園）

東京都は、日本庭園を活用した特色あるおもてなし事業を行うため、平成26年度に30箇所からなる「東京の日本庭園おもてなし協議会」を立ち上げました。

池田山公園もその一つに選ばれ平成29年度は池の調査を行ない、より趣のある公園として整備する検討を行います。



池田山公園

＊平成29年度予算額（公園・児童遊園分） 1, 216, 038千円
（運動施設分） 137, 834千円

5. 公衆便所・公園便所の維持管理

★根拠・法令

都市計画法、品川区公園条例、品川区立児童遊園の設置および管理に関する条例

1 公衆便所・公園便所の維持管理（公園維持担当＜維持＞・道路課電気設備係）

(1) 施設維持管理

区民が快適で安心して利用しやすい便所となるよう、162箇所の便所について日常の維持管理をしています。清掃は毎日1回行っていますが、駅前等の利用者の多い17箇所の公衆便所では、一日2回実施しています。また、トイレットペーパーも全ての便所に設置しています。

・公衆便所36箇所、公園便所106箇所、児童遊園20箇所（平成28年度末現在）

(2) 公園等便所整備（おもてなしトイレ事業）

オリンピック・パラリンピック開催までを目標に、主要観光ルートである旧東海道周辺の公園便所などのバリアフリー化や洋式化を行います。

＊平成29年度予算額（公衆便所分） 40, 542千円
（公園・児童遊園便所分） 37, 113千円

6. しながわ水族館

★根拠・法令

都市公園法、水族館等施設の運営事業に関する基本協定

しながわ水族館は、平成 3 年 10 月 19 日、「海や川とのふれあい」をテーマに娯楽性と学習性を兼ね備えた都市型的水族館として、しながわ区民公園内に開館しました。入館者数は平成 28 年 11 月に「1,800 万人」を達成しました。

1 しながわ水族館運営支援（みどりの係）

平成 29 年度は、水族館開館 25 周年記念事業で区民から公募した“しながわ水族館にあったらいいなと思う水槽”のアイデアのうち、最優秀賞作品を実際に「夢の水槽」として展示、ペンギンとより身近にふれあえるようにペンギンランドのリニューアルを行います。

季節のイベントにあわせた展示など様々な工夫を凝らし、効率的な運営を図りながら来館者の皆様に満足していただける水族館を目指します。

なお、老朽化した施設・設備等の更新を行う。

<入館者数>

年 度	2 4	2 5	2 6	2 7	2 8
入館者数	428,300 人	451,853 人	471,067 人	531,649 人	486,503 人
区民割引利用者数	18,771 人	21,049 人	22,966 人	24,427 人	23,510 人



デジタルサイネージ



アザラシ館

*平成 29 年度予算額 1 0 8, 2 3 9 千円

河川下水道課

1. 水 辺 の 活 用

(水辺の係)

区民が水とふれあい、水に親しむとともに、水辺の賑わいを創出し、来街者にも心地よく過ごしていただくために、区民、他自治体と連携・協議して、水辺空間の利活用を進める取り組みを行います。

1. 水辺空間の整備と利活用

(1) 五反田リバーステーション整備

五反田・大崎地区の目黒川に舟運事業の拠点として展開できる栈橋の整備を進めます。平時は観光施策と連携した商店街等の活性化や賑わいを創出するとともに、災害時には五反田地区の防災栈橋として活用します。

2020年までのオープンをめざし、平成29年度は栈橋工事に着手するとともに、水辺の賑わい創出を目指した舟運の社会実験を実施します。

※品川区内の栈橋等は官・民あわせて17箇所あり、品川区所有の栈橋等は5箇所です。

品川区所有栈橋等一覧

名 称	住 所
東海橋防災船着場	北品川2丁目（目黒川）
五反田ふれあい水辺広場	東五反田2丁目（目黒川）
しながわ水族館栈橋	勝島2丁目（勝島南運河）
東品川清掃作業所栈橋	東品川2丁目（京浜運河）
品川天王洲栈橋	東品川1丁目（天王洲運河）



整備イメージ

＊ 平成29年度予算額 189,000千円

(2) 水辺の賑わい創出構想

品川浦の船だまり、目黒川、天王洲や勝島運河等、水辺資源の積極的な利活用を図ることで、舟運観光の活性化による都内ウォーターフロントとの連携強化、外国人を含む来街者の増加、地域経済の活性化等を目指します。

平成29年度は、水辺の賑わいの創出および水辺の利活用活性化のための計画を策定します。



＊ 平成29年度予算額 20,000千円

（３）水辺空間の整備促進

天王洲運河の東品川二丁目防災栈橋について、ハブ機能を有する舟運活性化の拠点として整備します。平成２９年度は、待合所等の整備を進めるとともに、水辺空間の開放を目的として、新東海橋南側の遊歩道整備について検討します。



整備イメージ

また、目黒川について、河川護岸の点検義務化による護岸点検や航行の安全確保を目的とした障害物調査を実施します。

＊ 平成２９年度予算額 １１３，３００千円

（４）河川・運河の利用促進

目黒川を区民等に一層親しんでもらうよう、河川敷地占用許可準則を活用したケータリングカーによるランチ等の提供やイベントを、地元協議会の運営による社会実験により実施してきました。平成２９年度は、これらの本格実施に向け、関係機関との調整を進め、地元を主体とした水辺空間のより一層の活用を図ります。



目黒川夜市の様子（平成２８年７月）

＊ 平成２９年度予算額 ２，５００千円

（５）船舶・係留施設の活用

区で所有する船舶３艇や栈橋について、災害時における傷病者や緊急物資の輸送に利用するとともに、平常時には区民が身近に親しめる機会に積極的に活用していきます。

＊ 平成２９年度予算額 １０，９４５千円

2. 河川および運河の水質改善（水辺の係）

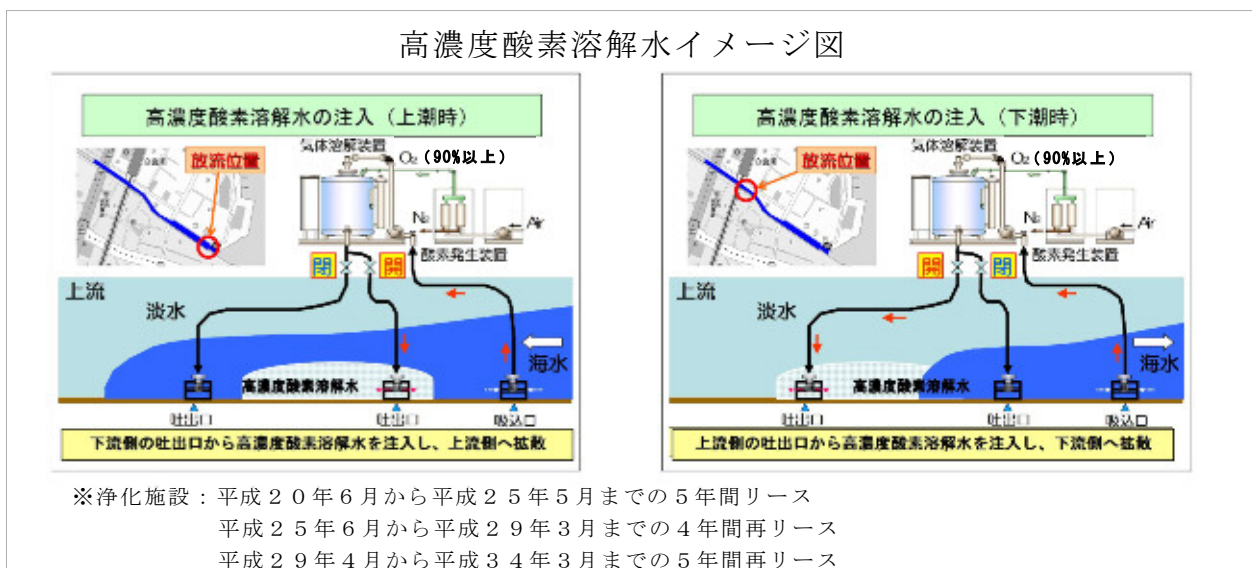
水辺空間の利活用を促進し、区民と水とのふれあいを回復するため、水辺の環境改善の一環として、河川や運河等の水質改善を進めます。

1. 立会川の水質改善

（1）高濃度酸素溶解水による水質改善対策

立会川の水質悪化の一因となっている川底付近の酸素不足を解消するため、平成20年度から高濃度酸素溶解水による水質改善の取り組みを進めています。高い濃度の酸素を溶け込ませた水を川の中に流すことで、川底の酸素量を増やし微生物等の活性化を促し水質を改善させます。

高濃度酸素溶解水イメージ図



* 平成29年度予算額 22,752千円

（2）河川清掃

立会川等の河川環境を改善するため、浮遊ゴミ等の除去や護岸部等の洗浄等の清掃作業を行います。

河川清掃回数の実績

年度	作業総数	主な作業の実施数
平成23	41回	河川清掃26、オイルフェンス取外・取付け13、緊急対応1、その他1
平成24	42回	河川清掃28、オイルフェンス取外・取付け9、軽作業5
平成25	44回	河川清掃30、オイルフェンス取外・取付け8、軽作業5、その他1
平成26	50回	河川清掃29、オイルフェンス取外・取付け14、軽作業6、その他1
平成27	38回	河川清掃30、オイルフェンス取外・取付け3、軽作業5
平成28	57回	河川清掃28、オイルフェンス取外・取付け7、軽作業3、栈橋点検13回 栈橋清掃2回、その他4回

* 平成29年度予算額 8,514千円

(3) 河川・運河浄化の啓発

河川・運河の浄化に向けた啓発活動として、7月7日の「川の日」にあわせて、東京都や周辺住民と連携し、立会川および勝島運河の環境美化運動を実施することで、地域住民の意識の高揚を図ります。



＊ 平成29年度予算額 191千円

2. 目黒川の水質改善

(1) 河川浚渫

河川を良好な状態に維持するため、区が維持管理を分担している護岸部分の浚渫作業を、東京都と調整を図りながら行います。

河川浚渫量の実績

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
浚渫量(m ³)	300	300	260	150	150

※特別区事務処理特例条例に基づき、都が行うべき事業の一部を特別区が行っており、河川の浚渫では、河川中央部は東京都が、護岸部分は特別区が分担。目黒川では、両岸からおおむね2mの範囲が分担部分

＊ 平成29年度予算額 11,900千円

(2) 城南河川清流復活事業

目黒川の維持水量を確保することで水質を向上させることを目的として、平成7年3月から、新宿区にある落合水再生センターでの処理水（再生水）を、世田谷区池尻四丁目の池尻北児童公園付近から目黒川に導水する事業を実施しています。

平成13年度から送水経費の一部として、区は、年間460万円を負担していますが、東京都の全額負担で事業を実施することを求めて、関係区である目黒区・世田谷区と連携して継続的に東京都に働きかけています。

＊ 平成29年度予算額 4,600千円

3. 治 水 対 策 （水辺の係）

東京都と区市町村は、昭和61年7月にとりまとめられた「東京都における総合的な治水対策のあり方について」に基づき、平成元年以降、各河川の流域別に「総合的な治水対策暫定計画」を策定し、治水対策を推進してきました。

品川区では、雨水流出抑制対策を計画的に推進するため、道路や区有施設に、雨水浸透ますの設置等を実施するとともに、一定規模以上の建築物を建築する事業主に対し、雨水の貯留または地下浸透に係る施設整備を指導しています。個人住宅等についても助成事業を活用し、区民の理解と協力を求めつつ、積極的な働きかけを行っています。

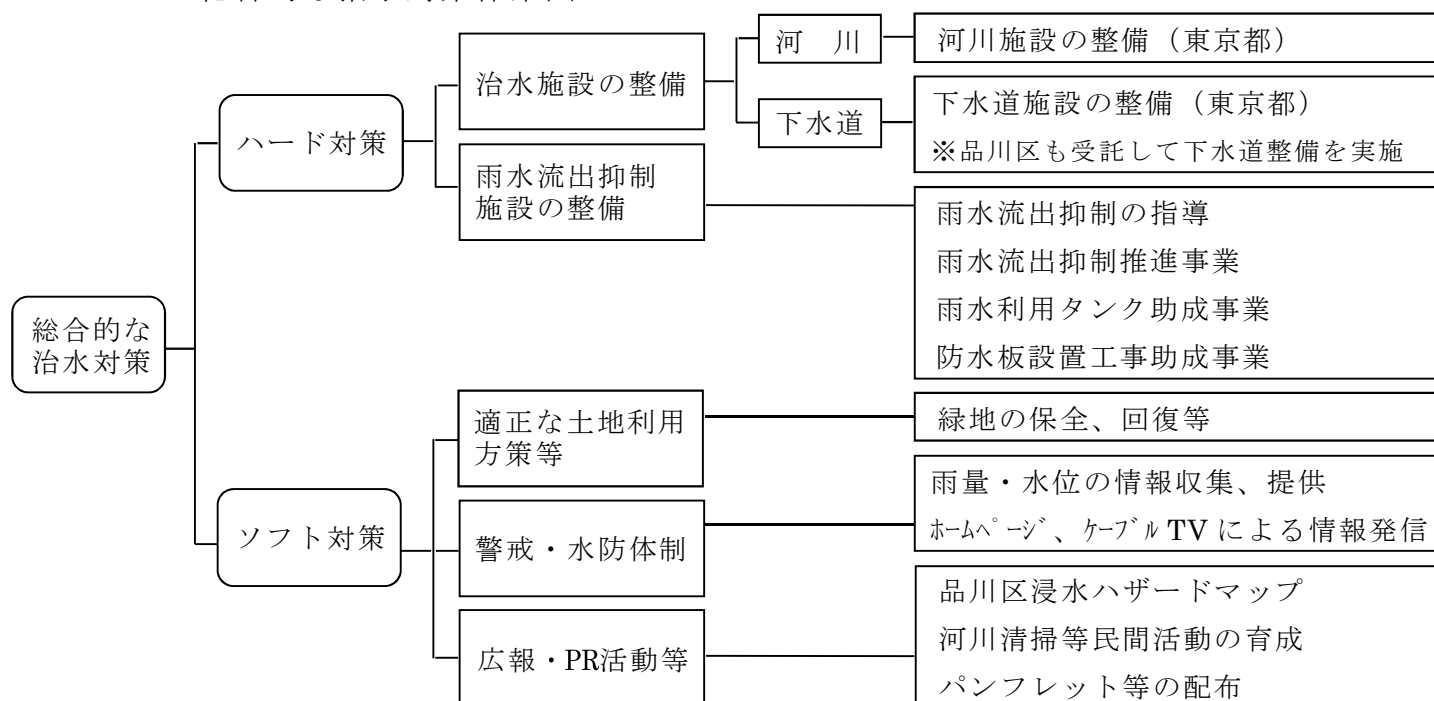
- 「東京都における総合的な治水対策のあり方について」（東京都） 昭和 61 年 7 月
- 「目黒川流域の総合的な治水対策暫定計画」（東京都） 平成 元年 5 月
- 「品川区総合治水対策推進計画」（品川区） 平成 3 年 3 月

- 「東京都豪雨対策基本方針（改定）」（東京都） 平成 26 年 6 月
- 「目黒川流域豪雨対策計画」（東京都） 平成 21 年 11 月

平成25年3月には、治水対策の強化・促進を図るため「品川区総合治水対策推進計画」を改訂し、新たに「品川区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱」を制定しました。

- 「品川区総合治水対策推進計画（改訂）」（品川区） 平成 25 年 3 月
- 「品川区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱」（品川区） 平成 25 年 4 月

・ 総合的な治水対策体系図



1. 雨水流出抑制の指導

集中豪雨等による都市型水害の被害を軽減するため、透水性舗装や浸透ますの整備とともに、「品川区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱」に基づき、大規模な民間施設の新・改築等を行う場合に、雨水流出抑制施設（浸透ます・浸透トレンチ・透水性舗装等）の設置を指導しています。

地域別、開発面積別当たりの対策量

施設・地域別		敷地面積当たりの対策量	
民間施設	東品川 2、5 丁目 勝島、八潮、東八潮	敷地面積に係わらず	300 m ³ /ha
	上記以外の 品川区全域	敷地面積 500 m ² 以上 敷地面積 500 m ² 未満	600 m ³ /ha 300 m ³ /ha
公共施設		敷地面積に係わらず	600 m ³ /ha

雨水流出抑制指導実績

年 度	昭 63～平 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
指導件数	1,764	68	79	73	91	88

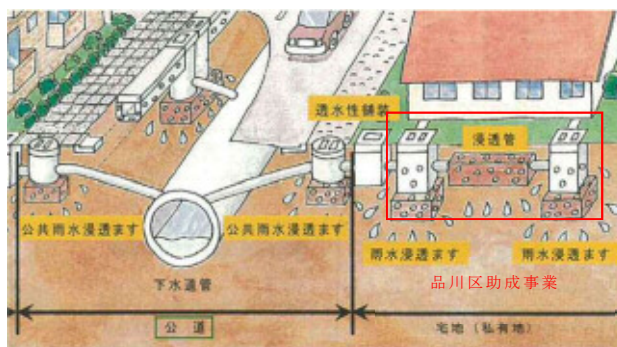
2. 雨水流出抑制推進事業

宅地内の雨水浸透施設の設置に要する経費の一部を「品川区雨水浸透施設設置助成要綱」に基づき、助成しています。

設置者の費用負担をなくし、宅地内への雨水流出抑制施設の拡充を図り、さらなる治水力の向上を目指します。

雨水流出抑制施設設置助成実績

年 度	平 13～23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
宅地内浸透施設設置助成件	22	2	1	2	2	2



* 平成 29 年度予算額 769 千円

3. 雨水利用タンク設置助成事業

都市の貴重な水資源である雨水を利用することは、浸水被害の軽減のみならず、水循環の保全・回復や省エネ・省資源等の観点からも有効な対策です。

区では、「品川区雨水タンク設置助成要綱」に基づき、雨水利用タンクの購入費用と設置工事費用の合計の1/2（限度額5万円）を助成します（ただし、設置工事費用の助成額は1万5千円が上限です。）。



タンク設置例

雨水利用タンク設置助成実績

年 度	平成 18～23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
助成件数	92	18	19	17	14	10

※平成18年度より、雨水利用タンクの購入費用の助成を行ってきましたが、区民のさらなる設置の促進を図るために、平成23年度より助成内容を拡充し、設置工事費用も助成の対象としました。

* 平成29年度予算額 600千円

4. 防水板設置工事助成事業

浸水被害の軽減を目的に、昭和62年度より、住宅・店舗・事務所の出入口等に防水板を設置する区民等に対し、費用の一部を助成しています。

平成26年度から、津波や高潮のおそれのある地域において浸水被害の軽減を図るため、区内標高5メートル以下に立地している建物に対し、助成対象を拡大しました。助成額は防水板設置等に要した工事費のうち、品川区民である個人の場合はその3/4、品川区内に登記がある法人の場合はその1/2とし、限度額は100万円とし、より一層の普及を図っています（品川区内に住民票、登記がない場合、限度額は50万円です。）。



防水板設置例

防水板設置工事助成実績

年 度	昭 62～平 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
助成件数	126	2	6	11	0	4

* 平成29年度予算額 4,800千円

5. 津波・高潮対策事業

東日本大震災以来、品川区では津波への想定外の対応や防災力向上のため、標高図の作成、津波自主避難マップの取り組みを進めてきました。津波自主避難マップの取り組みを推進するため、津波自主避難マップ作成マニュアルを作成し、低地部の区民や小学生等を対象としたワークショップや津波勉強会を継続的に実施して普及啓発に努めています。

さらに、区民から寄せられた「避難する時間がない」「高台まで遠くて避難できない」などの声に対応し、津波避難施設の確保を進めています。平成28年度までに37施設（民間13施設、区有24施設）を津波避難施設として指定しました。今年度も引き続き津波避難施設の確保を進めます。



出前授業「つなみからにげる」実施状況



津波避難施設看板
(日本語・英語・中国語・韓国語・
フランス語・アラビア語
の6か国語表記)



津波避難施設：ステーションプラザ立会川

* 平成29年度予算額 8,010千円

6. 関係機関との連携

(1) 目黒川

目黒川の河川環境の改善促進のため、東京都への働きかけを行っています。

- ・ 目黒川環境整備促進流域三区連絡会（品川区、目黒区、世田谷区）
- ・ 城南五区下水道・河川連絡協議会

（品川区、目黒区、大田区・世田谷区・渋谷区）

(2) その他

浸水被害の軽減等のため、国や都に下水道整備、河川改修および高潮対策等について要望します。

- ・ 特別区下水道事業促進連絡会
- ・ 東京高潮対策促進連盟
- ・ 東京河川改修促進連盟
- ・ 東京都総合治水対策協議会

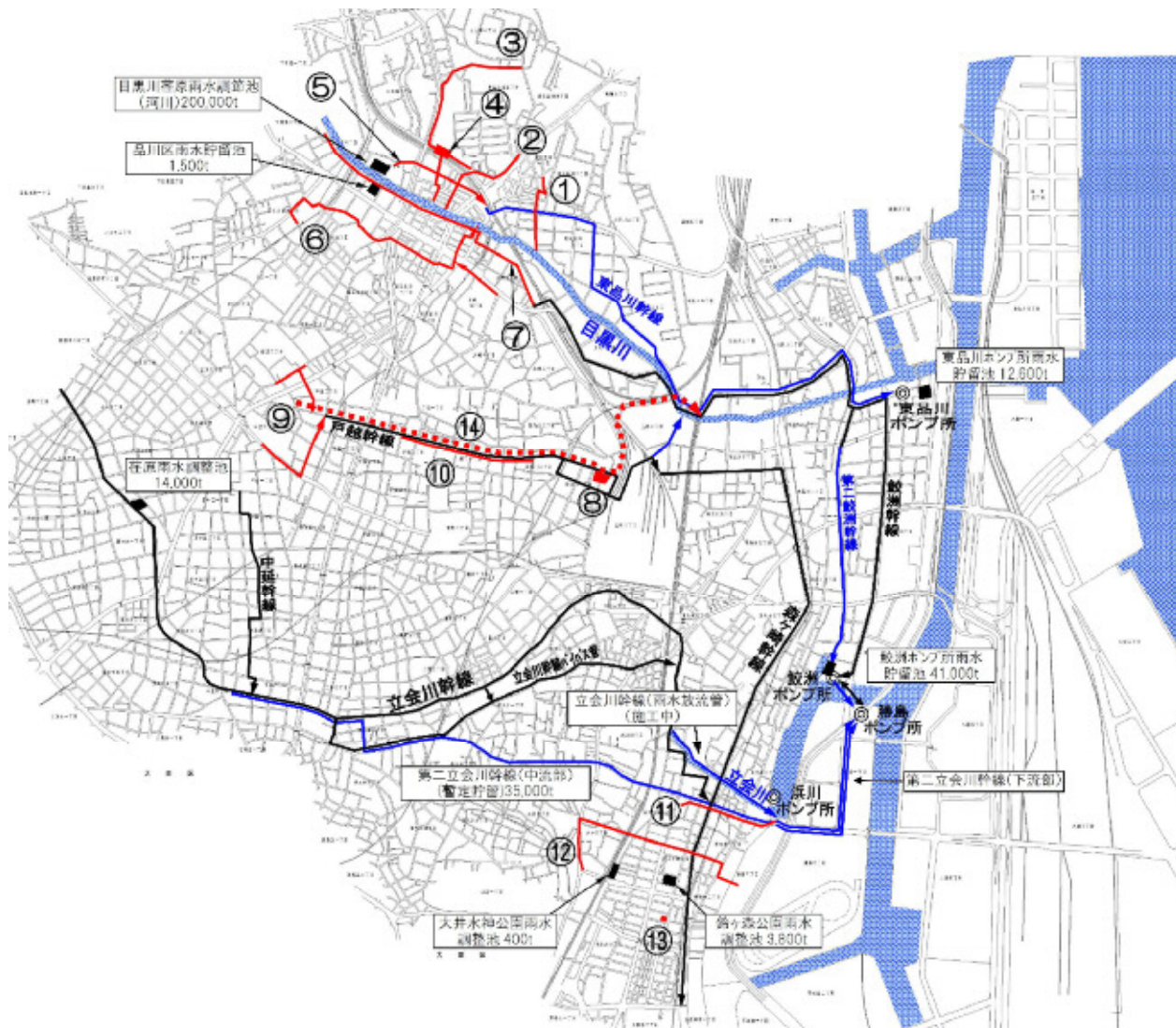
* 平成29年度予算額 360千円

4. 下水道施設建設 (下水道整備係)

東京都区部における下水道事業は、東京都が一体的に事業を実施していますが、区内の下水道事業を整備促進する観点から、品川区では事業の一部を受託し、東京都と連携して下水道事業を推進しています。

1. 排水施設建設事業

品川区は、昭和62年度より東京都から目黒川沿い、立会川周辺、戸越・西品川地区の浸水対策事業の一部を受託し下水道管、貯留施設等を整備しています。



番号	施設名等	施工年度	番号	施設名等	施工年度
①	目黒川雨水バイパス管第1ルート	S62～S63	⑧	西品川公園雨水調整池 2,400 t	H13～H14
②	目黒川雨水バイパス管第2ルート	S63～H3	⑨	戸越幹線貯留管(上流部) 1,100 t	H15～H17
③	目黒川雨水バイパス管第3ルート	H3～H10	⑩	戸越幹線貯留管(中流部) 6,000 t	H19～H22
④	目黒川左岸調整池 6,175 t	H3～H10	⑪	浜川雨水排水管 ※施工中	H24～H29
⑤	東品川幹線関連雨水管	H7～H11	⑫	勝島運河雨水貯留施設 ※施工中	H24～H29
⑥	目黒川右岸雨水バイパス管	H12～H16	⑬	月見橋の家・総務部分室仮移転施設 ※実施中	H24～H30
⑦	目黒川右岸低地部排水施設	H16～H21	⑭	第二戸越幹線 ※予定	H29～

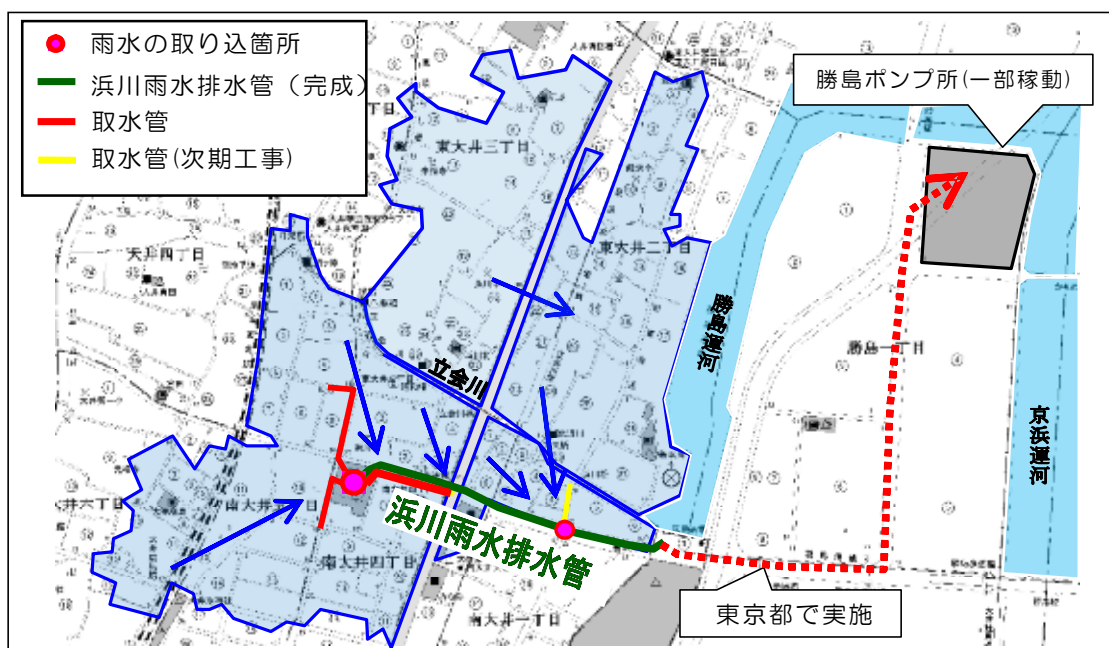
品川区における主な下水道と雨水の貯留施設

(1) 浸水対策事業

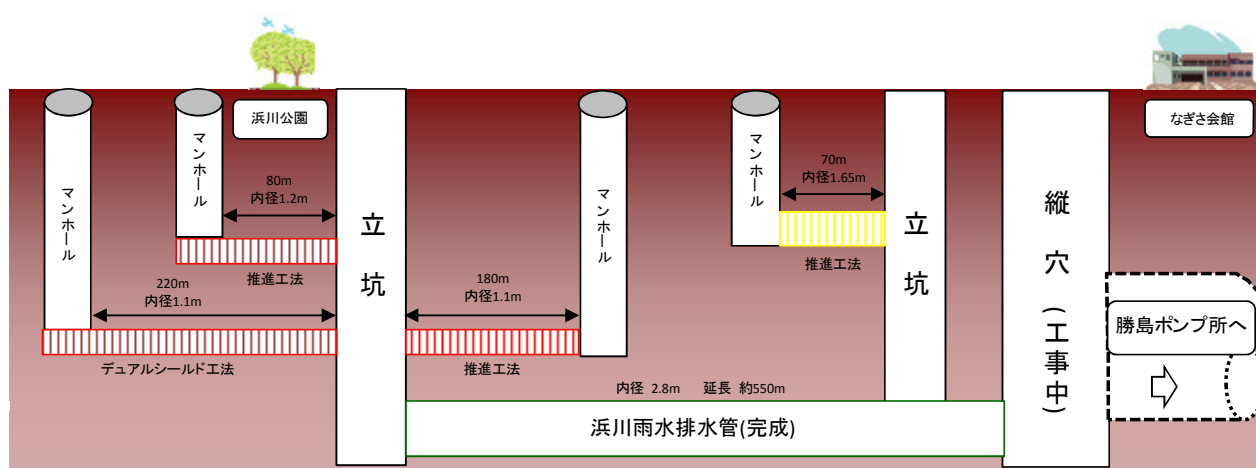
① 浜川雨水排水管建設事業

浸水被害が多く発生している立会川沿岸（東大井一,二,三丁目および南大井四,五丁目周辺）において、雨水排除能力の増強を目的とした「浜川雨水排水管」を建設します。本事業は、区立浜川公園からなぎさ会館横のマンホール（現在東京都により事業実施中）までの下水道幹線をシールド工法により整備するもので、浜川公園の一部を使用して事業を実施しています。平成27年度より排水管本管に雨水を取り込むための取水管、既設マンホールの改造を行いました。

今年度は引き続き取水管やマンホールの整備を行います。

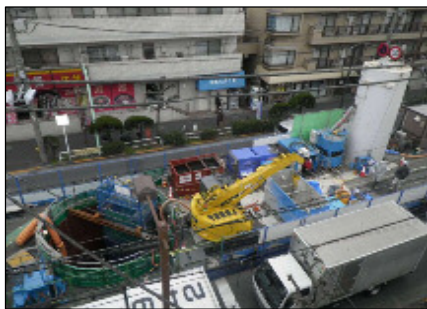


浜川雨水排水管建設事業位置図



浜川雨水排水管工事イメージ図

本事業の完成により、地域の浸水対策（１時間５０ミリの降雨に対応）が実現することに加え、現在勝島運河に流入している雨水を勝島ポンプ所へ流入させ、京浜運河へ放流することで勝島運河の水質改善にも寄与します。



競馬場通りの立坑
(直径 約５ｍ、深さ 約２０ｍ)



取水管の整備に使用した推進機
(直径１．１ｍの下水管を掘りました)

【浜川雨水排水管建設工事（その２）浜川公園人孔等整備】

工事期間：平成２７年度～平成２９年度

内 容：取水管 直径０．７～１．６５ｍ、延長約２８０ｍ

地中障害物対応型推進工法

②立会川雨水放流管建設事業

東京都が実施する立会川雨水放流管整備事業の事業用地の確保のために移転した区有施設（月見橋の家・総務分室）の仮設施設の賃貸借事務を行っています。

立会川雨水放流管は、大雨時に立会川へ放流される雨水を取り込み、勝島ポンプ所へ送水する管であり、立会川周辺の浸水被害の軽減と勝島運河の水質改善に寄与します。

平成２８年度は、月見橋の家・総務部分室の再建に向けて基本計画の検討を行いました。今年度は、引き続き基本設計・詳細設計を行います。

【立会川雨水放流管整備事業】

事業期間：平成２４年度～平成３０年度

内 容：仮移転した仮設区有施設のリース料

【月見橋の家・総務部分室基本設計・詳細設計委託】

事業期間：平成２９年度

内 容：月見橋の家・総務部分室基本設計・詳細設計

③第二戸越幹線整備工事

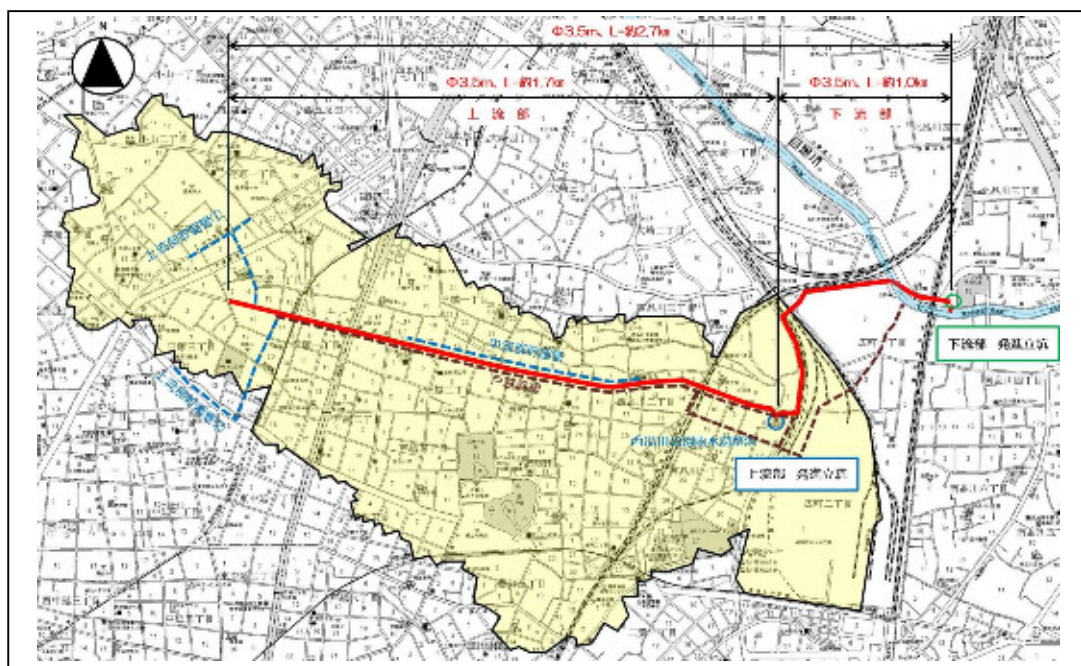
東京都豪雨対策基本方針（改定 平成26年6月）により50mm拡充対策地区に位置付けられている戸越、西品川地区周辺の浸水被害を軽減するため、新たに目黒川に雨水を排水する下水道管を整備し、既設下水道管を併用することで時間50mmの降雨に対応します。また、これまでに整備した貯留管、調節池等の活用により時間50mmを超える降雨に対しても浸水被害を軽減できる計画となります。

今年度は、昨年度実施した実施設計に基づき、西品川公園の一部を使用し、管きよ整備のための発進立坑の築造を行います。

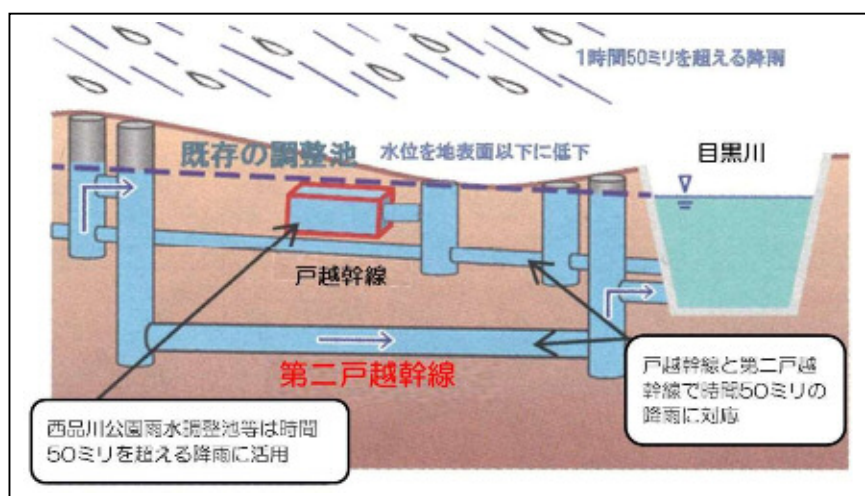
【第二戸越幹線上流部発進立坑整備】

工事期間：平成29年度～平成32年度

内 容：上流部発進立坑（直径約11m、深さ約45m）の整備



路線図



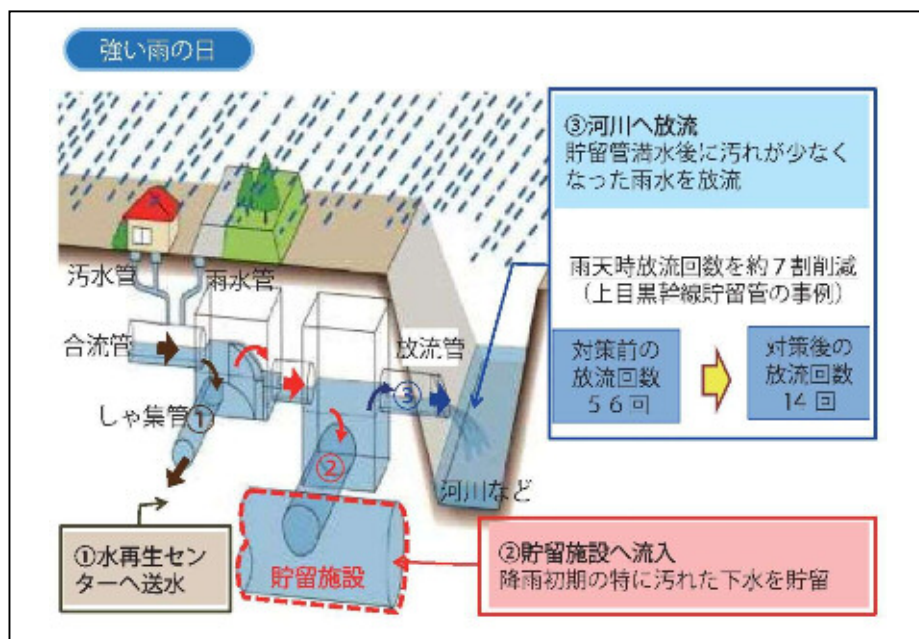
整備イメージ図

平成29年度予算額 1,421,717千円

(2) 合流式下水道の改善事業

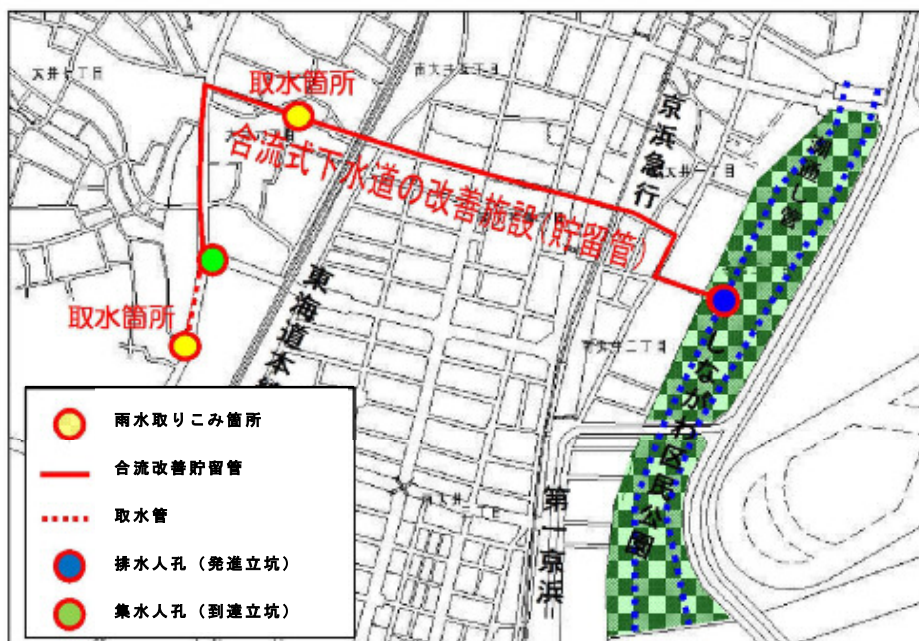
品川区を含む東京都の大部分の下水道は、汚水と雨水を一つの管で流す合流式という方式を採用しています。そのため、整備費用が安く、晴れの日と弱い雨の日は道路の汚れ等も雨と一緒に下水道管に集められ水再生センターで処理できるメリットがありますが、強い雨の日には汚水混じりの雨水が河川などに放流され、水質の悪化をもたらしています。

そこで、降雨初期の特に汚れた雨水を貯留し、天候回復後に水再生センターで処理するための貯留施設の整備を進めています。



貯留施設による合流式下水道の改善対策のイメージ

(出典 東京都下水道事業経営計画 2016)



勝島運河雨水貯留施設建設事業位置図

勝島運河雨水貯留施設建設工事は、区立しながわ区民公園から大森貝塚横の大井六丁目20番地先の都市計画道路までの貯留施設をシールド工法により整備するもので区民公園の一部を使用して事業を実施しています。昨年度、雨水貯留管に雨水を取り込むための取水管を整備しました。

今年度は、引き続き水位計等の設備を整備します。

本事業の完成により勝島運河の水質改善と周辺の浸水対策に寄与します。



池上通りのマンホール工事の状況



雨水貯留管の工事状況

【勝島運河雨水貯留施設建設工事その2（池上通り取水管等整備）】

工事期間：平成27～平成29年度

内 容：取水管 直径1.1m 延長約200m

推進工法

：取水人孔（既設マンホール改造） 2箇所

：流入人孔（到達立坑整備） 1箇所

平成29年度予算額 114,200千円

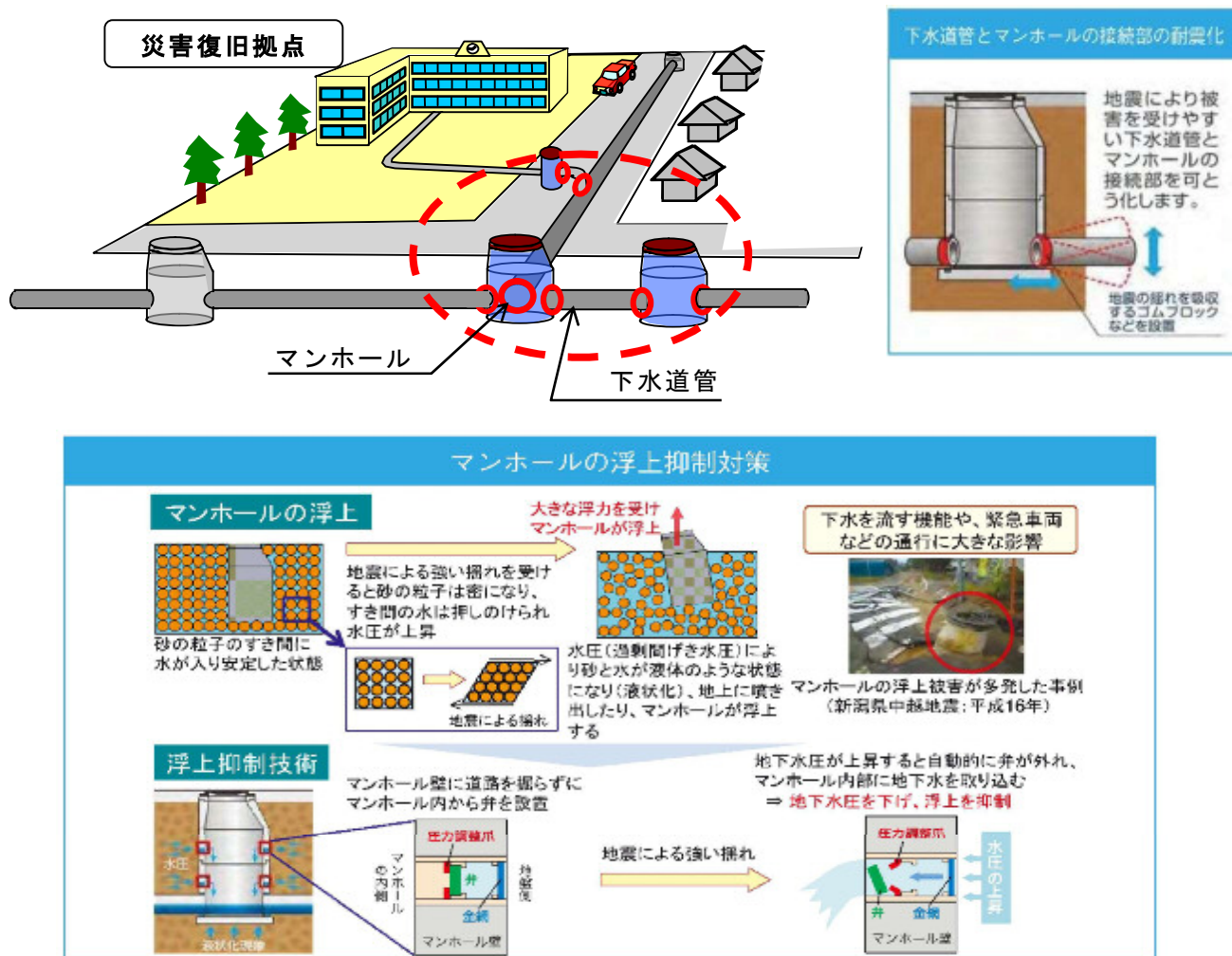
2. 下水道管改修事業

(1) 下水道管耐震化推進事業

避難所周辺の下水道管耐震化は平成25年度で完了し、平成26年度以降は地震発生時に災害復旧拠点となる区および国や都の施設周辺と地区内残留地区内の下水道管の耐震化を実施しています。下水道管の耐震化は、下水道管とマンホールの接続部を柔軟な構造に改造することで震災時の流下機能を確保します。

また、災害復旧拠点や防災機能を備えた公園および地区内残留地区と緊急輸送道路を結ぶ道路について、交通機能を確保することを目的としてマンホールの浮上抑制対策を実施します。

【下水道管耐震化のイメージ】



※災害復旧拠点：災害時に職員が常駐し復旧指導にあたる首都中枢機関や区役所、警察署等の東京都地域防災計画における指定拠点、重症緊急患者が入院治療をする東京都指定二次救急医療機関等を指す

※地区内残留地区：地区の不燃化が進んでおり、万が一火災が発生しても、地区内に大規模な延焼火災の恐れがなく、広域的な避難を要しない区域として指定されたエリア

① 災害復旧拠点等

●年度別実施予定計画

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
26 箇所	26 箇所 (1)	24 箇所 (4)	25 箇所	20 箇所 (予定)

※ 施工箇所数には、東京都が施工した箇所数を含む。

※ カッコ内の数字は東京都が施工した箇所数

② 地区内残留地区

●平成 29 年度施工予定箇所

西五反田八丁目付近 (約 12ha)

●年度別実施予定計画

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
約 60ha	約 132ha	約 60ha	約 12ha	約 70ha (予定)

* 平成 29 年度予算額 245,528 千円

(2) 下水道管老朽化対策事業

道路陥没対策として、整備後約50年程度が経過した目黒川左岸部を中心に下水道管の改修工事を行っています。

再構築事業 実施箇所



平成29年度は、北品川一丁目、二丁目、三丁目地区及び西五反田二丁目地区で再構築事業を行います。

工事にあたっては、道路管理者と連携し雨水導水管や雨水ます等と一体的な改修を図ることや、既設下水道管内面を樹脂等で被覆・補強する「管きょ更生工法」を採用するなど、道路の掘り返しを少なくして整備します。

今年度も区民生活や交通への影響を最小限に抑えながら効率的で経済的な工事を実施します。

平成29年度再構築実施箇所（詳細図）



事業年度	流域面積 (ha)	延長 (km)
平成26年度	7.4	1.6
平成27年度	9.3	2.2
平成28年度	1.0	0.2
平成29年度	9.3	2.0

平成29年度予算額 529,393千円

防

災

課

1. 防災会議の運営および計画の作成（計画係）

1 防災会議

防災会議は、災害対策基本法第16条第1項の規定に基づき設置された機関で、品川区地域防災計画をはじめ、防災に関する重要事項を決定します。

（1）組織および所掌事務

防災会議は、区長が会長を務め、自衛隊、都、警視庁、東京消防庁、町会・自治会関係者、消防団長、医療関係者、公共機関、区職員等、61人の委員で構成されています。

防災会議は、次に掲げる事項を担当します。

- ・ 品川区地域防災計画を作成し、およびその実施を推進すること。
- ・ 区長の諮問に応じて区の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- ・ 前号に規定する重要事項に関し、区長に意見を述べること。
- ・ その他、法律またはこれに基づく政令によりその権限に関する事務。



（2）開催状況

年度 (平成)	月日	議題
24年度	11月28日 2月27日	地域防災計画の修正
25年度	2月28日	品川区災害対策基本条例の追記 等
26年度	1月28日	急傾斜地崩壊危険箇所に係る警戒区域の選定 等
27年度	2月25日	災害対応体制の強化、要配慮者支援全体計画策定に伴う修正 等
28年度	3月3日	目黒川氾濫および津波発生時の避難基準等の策定に伴う修正 等

2 品川区地域防災計画

災害対策基本法第42条に基づき作成した品川区地域防災計画は、災害時、区および防災関係機関等がその有する全機能を有効に発揮するため、区の地域における震災および津波・風水害等に係る災害の予防、応急対策および災害復旧対策を定めた計画であり、区の地域ならびに区民の生命、身体および財産の保護を目的としています。

平成29年度は、平成24年度の修正以降に発生した災害における課題、法令等の改正、社会環境の変化等を反映し、大規模な修正を行い、より実効性のある地域防災計画とします。

平成29年度予算額 16,338千円

2. 初動体制の整備（計画係）

災害発生時の職員の初動体制を維持します。

1 職員参集・安否確認システム

災害発生時に、職員の安否確認と速やかな参集を促進するため、緊急情報を電子メールと機械音声で区職員に一斉配信します。

2 災害監視業務委託

首都直下地震や気象状況の急変など、緊急事象が夜間休日に発生した場合に備え、区職員が参集するまでの情報収集や応急対応を委託化し、区の初動体制の強化を図ります。

3 防災気象情報提供業務の強化

円滑な水防活動が行えるように、防災気象情報提供業務委託等の機能を強化し、新たに追加する支援情報、メール機能等により、職員の水防活動を支援します。

平成29年度予算額 28,150千円

3. 防災情報の配信体制の整備（計画係）

区民に対する防災情報の配信体制を整備し、災害に関する区の情報を迅速かつ正確に伝達します。

1 緊急時連絡通信機器

災害時の情報伝達手段の確保のため、携帯電話（PHS）および携帯型IP無線機を配備しています（地域活動課分含む）。

平成28年度末

緊急時連絡通信機器	台数
携帯電話（PHS）	17
携帯型IP無線機	25

2 被災者支援システム

災害発生時に区内の避難所に避難してきた被災者に関する情報を管理するためのシステムです。名前や住所から該当する区民を検索することができるため、被災者情報を適切に管理することができます。

3 情報収集用高層カメラ

災害時の情報収集手段の一つとしてファミリーユ下神明（西品川1-20-16）に2機設置している高層カメラです。遠隔操作で向きや望遠・広角を切り替えることができ、災害時の区内の様子を災害対策本部室で確認することができます。また、同様の端末を広報広聴課にも設置しています。この端末はケーブルテレビ品川にも設置されており、平常時は番組編集等で活用されています。

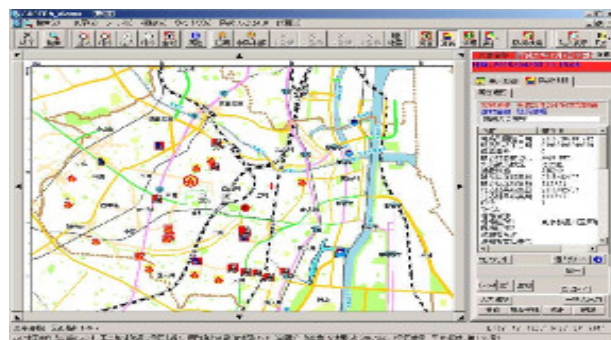
4 緊急地震速報装置

「震度」「到達時間」などの地震速報を早期に区施設の利用者および職員等に周知し、地震被害の軽減を図ります。小中学校、保育園、幼稚園、地域センター、文化センター、図書館、シルバーセンター、児童センターなど区の主要施設に設置しています。

（平成29年4月1日現在：183施設）

5 被災情報管理システム

災害発生時の区内の被害状況等を地図上に集約し、区職員との被災状況の共有化・災害対策本部の判断の迅速化等を図るためのシステムです。平成29年度に、応急危険度判定および避難者管理機能を追加し、システムの機能強化を図ります。



6 全国瞬時警報システム（J-ALERT）

震度5弱以上の緊急地震速報や弾道ミサイル情報などの緊急情報を、防災行政無線を利用して区民へ知らせるシステムです。

＜周知する緊急情報＞

有 事 情 報	弾道ミサイル情報、航空攻撃情報、ゲリラ・特殊部隊攻撃情報、大規模テロ情報、その他の国民保護情報
気 象 情 報	各特別警報、緊急地震速報（震度5弱以上）、津波警報、東海地震予知情報、東海地震注意情報

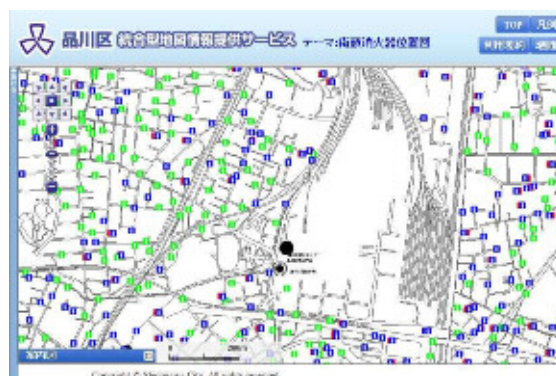
7 防災地図情報システム

区のホームページを通じて避難所・街頭消火器・消防水利等の防災に関する情報を、区民等に提供するシステムです。

《避難所》



《街頭消火器》



8 防災情報配信管理システム

避難情報などの防災に関する情報発信を一元管理するシステムです。このシステムにより、複数の情報配信媒体（ホームページ・ツイッター・携帯電話エリアメール・防災タブレット等）に一括入力・配信が可能で、迅速かつ正確に情報を配信することができます。

9 災害情報等配信システム（防災タブレット）

区内の防災区民組織の本部長・避難所・警察署・消防署等との連絡手段を補完する情報伝達ツールです。文字情報・テレビ電話・区ホームページ・区気象情報の機能を持ち、大規模な災害が発生した際でも正常に使用できるよう、災害に強いとされるケーブルテレビの回線を用いています。

＜配備先＞ 計 392 台

防災課（災害対策本部）；20 台、庁内関係課；5 台、学校等（避難所）；104 台、地域センター；26 台、町会、自治会長等；217 台、警察署、消防署、消防団；10 台、予備機；10 台

《イメージ》



10 防災行政無線

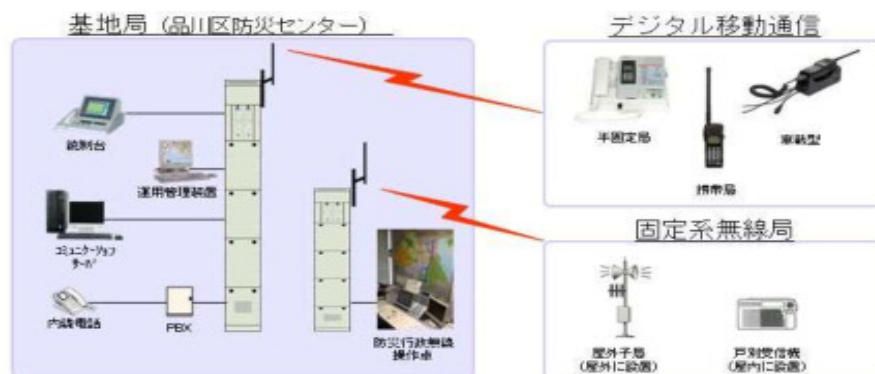
（1）防災行政無線設備

① 固定系無線局

- ・親局 1 局（災害対策本部）
- ・子局 415 局（屋外子局 135 局、戸別受信機 250 局）

② デジタル移動通信

- ・基地局 1 局（災害対策本部）
- ・移動局 206 局（半固定局 94 局、車載型 3 局、携帯局 109 局）



(2) 防災行政無線設備更新工事

災害時の情報発信手段として重要な防災行政無線設備を更新・デジタル化し、老朽化に対処するとともに、無線設備規則の改正に対応します。

① 更新計画（案）

平成33年度までの5箇年計画により、無線設備の更新を行います。

	H 2 9	H 3 0	H 3 1	H 3 2	H 3 3	H 3 4	
電 波		アナログとデジタル並行運用					デジタル
内 容	更新工事						
	親局 1 局 子局 10 局	子局 30 局	親局 40 局 戸別 30 局	子局 30 局 戸別 150 局	子局 42 局 戸別 70 局		
合 計	親局 1 局 子局 152 局 戸別受信機 250 局						

親局（防災センター）



屋外拡声子局



戸別受信機



（区有施設等に配備）

1.1 被災者生活再建支援システム

災害時における、被災者の生活再建の基礎となる被災証明書を迅速に発行するため、被災者台帳の作成および台帳を管理するシステムです。



建物被害調査票自動データ化システム

被災証明発行システム

被災者台帳管理システム

平成29年度予算額 205,056千円

4. 医療救護体制整備（計画係）

災害発生時の医療救護活動が円滑に行えるよう体制整備を図ります。

1 応急医薬品ランニング・ストック

区内の薬剤師会と締結している災害時協定により、平常時より一定量の医薬品等を確保し、優先的に供給を受ける協力体制をとっています。

2 医療ミニセット

医療ミニセット（救急箱）を各避難所に2箱（義務教育学校は4箱）配備しています。

＜医療ミニセットの内容（1箱あたり）＞

品名	数量	品名	数量
レスキューシート	2枚	ホームガーゼ	3個
駆血帯	1本	ホームコットン	3個
清浄綿	25包	殺菌消毒液	2個
シップ薬	12枚	副木（大中小3本セット）	2個
パット（大25枚入）	3個	綿棒（10本入）	10個
パット（小25枚入）	3個	体温計	1本
サージカルテープ	1個	万能はさみ	1個
救急絆（25枚入）	3個	とげ抜きピンセット	1個
三角巾	10枚	熱冷却シート（12包）	5個
伸縮ホータイ	6個	応急手当の心得	1冊

3 医療救護体制

（1）学校医療救護所

各地域センター管轄区域内の避難所1ヶ所を医療救護所（区内13ヶ所）に指定しています。医療救護所には、医療ミニセットの他、医療救護所が開設された際に必要となる医薬品や医療資機材、事務用品等を配備し、品質保持期限に合わせ入替更新を実施しています。

【1救護所あたり：医薬品86種類、医療資機材85種類、その他42種類】



（2）緊急医療救護所

区内16病院の内、7箇所を緊急医療救護所に指定しています。緊急医療救護所は、発災直後から超急性期にかけて各病院前に設置され、病院に殺到するであろう傷病者のトリアージや軽症者の治療を行います。病院の状況に合わせ、必要となる医薬品や医療資機材を配備しています。

【1救護所あたり：医薬品48種類、医療資機材134種類、その他35～45種類】

＊病院の態勢や都からの配備状況によって、病院により数量が異なる。



平成29年度予算額 6,967千円

5. 初期消火体制強化

木造住宅密集地域を有する品川区において、自助・共助による初期消火活動は、被害の拡大をくい止めるため極めて重要です。そのため、初期消火体制の強化を図ります。

1 防火水利の整備（計画係）

（1）防火水槽

学校・公園等の区有施設やマンション等の民有地に防火水槽が設置されています。開発事業主に対して、40立方メートル以上の防火水槽の設置を指導しています。



（2）小型貯水槽

区立公園等や民有地に設置した、5立方メートルの震災対策用貯水槽を維持管理し、小型防災ポンプ等の水利として使用します。

区設置・管理 5 m³ 147基

2 街頭消火器の増設（計画係）

火災危険度の高い木造住宅密集地域の火災対応強化のため、街頭消火器の増設・点検を行っています。



（1）設置本数等の推移（平成28年度末）

区 分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
設置本数	5,831	5,941	6,036	6,110	6,164
増設数の増 (木造住宅密集地域内)	74 (24)	110 (54)	95 (66)	74 (47)	54 (50)

※ 平成24年度から平成30年度にかけて、木造住宅密集地域に378本の街頭消火器の増設を予定

（2）点検本数等の推移（平成28年度末）

区 分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
取替[老朽分]	690	690	685	706	586
機能点検委託	720	624	525	980	736

3 家庭用消火器のあっせん（啓発・支援係）

地震火災および通常火災に対する区民による初期消火活動を徹底するため、「家庭用消火器購入助成要綱」および「家庭用消火器薬剤詰替幹旋事業実施要綱」に基づき、家庭用消火器の充実を図ります。

（１）あっせん実績

区 分	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
購入助成	1, 146	554	520	518	477
詰め替えあっせん	34	24	22	24	31

（２）火災使用充填実績

区 分	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
火災使用充填	6	10	2	20	10

4 小学校・中学校・義務教育学校の消火ポンプ配備（平成20年度～）（啓発・支援係）

地域の避難所であり、防災拠点となる小学校、中学校、義務教育学校に消火ポンプの配備を行い、教職員や地域の住民による消火能力の向上を図ります。



＜配備実績＞

区 分	平成24年度 まで	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
義務教育学校	5	1	0	0	0
中学校	9	0	0	0	0
小学校	5	3	4	8	11

※平成28年度に11校配備し、区内46校すべての配備が完了

平成29年度予算額 25, 265千円

5 感震ブレーカー普及（啓発・支援係）

阪神・淡路大震災や東日本大震災において、発災時の火災の約6割が電気に起因する火災でした。そのため、大きな揺れを感知して自動的に電気の供給を遮断し、電気に起因する火災を抑える感震ブレーカーの普及促進を図るため、「品川区感震ブレーカー設置推進事業補助金交付要綱」に基づき、木造住宅を対象に設置に係る費用の一部を補助します。

(1) 感震ブレーカーのタイプ (例)

分電盤タイプ	コンセントタイプ (参考)	簡易タイプ (参考)
		

※補助対象のタイプは分電盤タイプとします。

※簡易タイプの感震ブレーカーは、防災用品のあっせんとして取り扱っています。

(2) 設置補助内容

対象地域	対象者	対象製品	補助率・額	補助件数
「不燃化推進特定整備地区」 (放射2号線および補助28、29号線沿道地区を除く)	対象地域内の木造住宅に居住する個人 (共同住宅、賃借人含む)	分電盤タイプ	費用の2/3 上限5万円	200件
	対象地域内に木造住宅を新築しようとする個人		1万円	10件

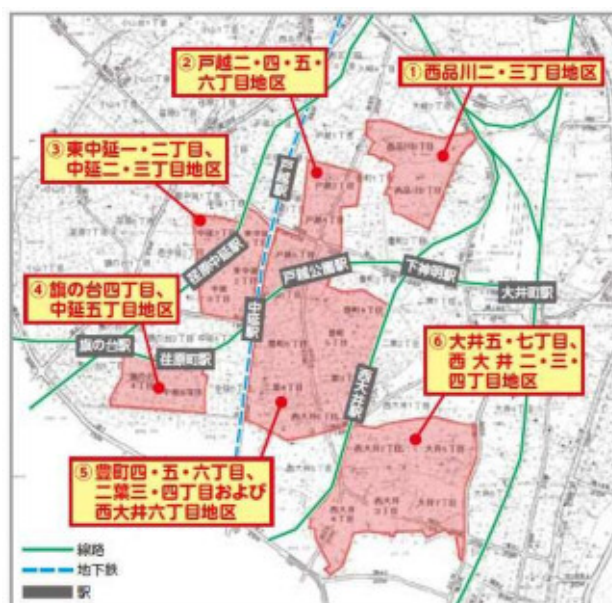
※対象地域

- ①西品川二・三丁目地区
- ②戸越二・四・五・六丁目地区
- ③東中延一・二丁目、中延二・三丁目地区
- ④旗の台四丁目、中延五丁目地区
- ⑤豊町四・五・六丁目、二葉三・四丁目および西大井六丁目地区
- ⑥大井五・七丁目、西大井二・三・四丁目地区

(3) 補助実績

区分	平成28年度
既設分	86件 (100件)
新築分	0件 (10件)

※ () 内数字は予算件数



平成29年度予算額 11,783千円

6. 避難所運営体制の整備

避難所運営の体制を平素から整備するとともに、災害時に必要な応急物資を確保します。

1 避難所管理（計画係）

災害時、地域の避難拠点となる区立小中学校等に、避難所として必要な設備と非常用品を計画的に備蓄し、避難所機能の充実を図ります。また、平時に避難所連絡会議を開催し、避難所の開設や運営の手順や方策などを協議して円滑に避難所が運営できるよう、避難所毎に訓練を実施し、体制を強化します。なお、平成26年度から避難所連絡会議の事務経費を確保して、費用負担を軽減し、会議開催を促進しています。



（1）避難所の備蓄および資機材の管理

避難所には、区立学校など52箇所を指定し、次の備蓄品等を配備しています。

分類	品 名	数 量
食料品	非常用食料品	3000 食
	アレルギー対応食料品	100 食
	うめぼし	9kg
	飲料水（1.5ℓ）	1,200 本
	粉ミルク（アレルギー対応含む）	26 缶
資機材等	鍋・カマドセット	2 組
	L P ガスバーナー	1 台
	固形燃料	72 個
	給水容器（20ℓ）	30 個
	ろ過機	1 台
	受水槽遮断装置	1 台
	非常用発電装置	1 台
	特設公衆電話	5 台
	仮設トイレ用便槽	5～12 槽
	レスキューセット	1 セット

分類	品 名	数 量
生活用品等	毛布	500 枚
	アルミマット	100 枚
	防水シート	50 枚
	仮設トイレ	5 基
	洋式トイレ用台座	5 台
	組立式簡易トイレ	100 回
	簡単トイレセット	5,000 回
	トイレトペーパー	100 巻
	おむつ等	1,500 枚
	生理用品	120 枚
	医療ミニセット	2 セット
	医療資材セット*	1 式
	手指消毒液	60～120 本
	照明（ランタン）	10 個

*救護所指定校のみ

※飲料水は29年度までに全避難所に配備

（2）避難所連絡会議の開催および訓練実施状況

単位：避難所

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
避難所連絡会議	31	42	42	50	52
避難所訓練	20	27	23	19	10

※区内一斉防災訓練で40避難所実施。

平成29年度予算額 6,960千円

2 災害時応急物資確保（計画係）

災害時における食糧・生活必需品等の応急物資の購入、管理を行います。また、飲料水・生活用水等を確保するために設置した井戸・ろ過機の維持管理を行います。



（１）備蓄倉庫の現況

単位：㎡

名 称	所 在 地	設置年度	面 積
品川備蓄倉庫	南品川 4-5-28	昭和 54 年度	233
荏原備蓄倉庫	中延 5-3-12	昭和 57 年度	245
中延備蓄倉庫	中延 2-11-5	昭和 57 年度	120
八潮 22 号棟備蓄倉庫	八潮 5-5-22	昭和 59 年度	231
八潮 38 号棟備蓄倉庫	八潮 5-6-38	昭和 59 年度	394
大井備蓄倉庫	大井 2-27-20	昭和 59 年度	316
御殿山倉庫	北品川 4-7-37	平成 4 年度	101
天王洲倉庫	東品川 2-3-10	平成 4 年度	186
都立大崎高等学校倉庫	豊町 2-1-7	平成 15 年度	20
西大井倉庫(J タワー内)	西大井 1-1-2	平成 15 年度	48
大崎備蓄倉庫	西五反田 3-6-38	平成 16 年度	180
八潮南備蓄倉庫	八潮 5-9-11	平成 22 年度	256
戸越備蓄倉庫	豊町 1-16	平成 24 年度	378
荏原平塚備蓄倉庫	平塚 3-9-1	平成 25 年度	50
大井 1 丁目備蓄倉庫	大井 1-15-13	平成 26 年度	77
大崎西口公園内備蓄倉庫	大崎 2-11	平成 26 年度	57
東中みんなの広場内備蓄倉庫	東中延 1-2-17	平成 27 年度	27
しながわ中央公園内備蓄倉庫	西品川 1-28	平成 27 年度	416
ゆたか教職員待機寮内備蓄倉庫	豊町 1-17-8	平成 27 年度	59
西五反田 6 丁目備蓄倉庫	西五反田 6-6-19	平成 28 年度	57
計 20 カ所			3, 451

《八潮３８号棟備蓄倉庫》



《しながわ中央公園備蓄倉庫》



(2) 備蓄物品の現況 (学校備蓄含む)

東京都の被害想定では、区内の避難所生活者は約１２万人とされています。食糧については、都と区の役割分担により、区は１日分（３６万食）を備蓄する必要がありますが、高齢者等に配慮した食糧を含め、３６万食に予備を加えた約５０．９万食を備蓄しています。また、避難所生活に必要となる毛布は１２万枚、簡易トイレは１４６万回分を確保しています。これらの備蓄物品は各地区の備蓄倉庫に分散して備蓄しています。

備蓄品（保存期間：単位）		備蓄量
カンパン（５年：食）		35,072
ビスケット（５年：食）		140,400
アルファ化米（アレルギー対応食を含む）（５年：食）		325,000
梅がゆ（高齢者等向け）（５年：食）		8,700
粉ミルク（１年半：缶）		1,392
アレルギー用粉ミルク（１年半：缶）		116
ミネラルウォーター（飲料水）（５年：本）１．５リットル		93,600
梅ぼし（５年：kg）		522
帰宅困難者用	アルファ化米（５年：食）	21,650
	ビスケット（５年：食）	15,300
	カンパン（５年：食）	10,200
	ミネラルウォーター（飲料水）（５年：本）１．５リットル	5,048

生活必需品；毛布 120,000枚
簡易トイレ(便袋タイプ) 1,460,000回
耐用年数15年

(3) 水の確保

① 飲料水

飲料水は1人1日3ℓ、3日分の備蓄が必要とされています。12万人の避難所生活者には108万ℓの備蓄が必要ですが、区は発災時に約480万ℓを供給する体制を整えています。

発災時には①区内の4ヶ所の給水施設の利用、②各避難所の受水槽の活用、③ペットボトル飲料水の提供、④消火栓からの供給（上水道が無事な場合に限り）等により安全な飲料水を確保しています。

<震災対策用応急給水施設一覧>

所在地		保有水量
戸越公園	品川区豊町 2-1-30	1,500 m ³
しおじ公園	品川区八潮 5-6	1,500 m ³
林試の森公園	目黒区下目黒 5-37	1,500 m ³
八潮高校	品川区東品川 3-27-22	100 m ³
合 計	4カ所	4,600 m ³

② 生活用水

区内にある3ヶ所の井戸の水や、学校避難所のプールの水などを利用します。

<震災対策用井戸>

所在地		保有水量
戸越公園	品川区豊町 2-1-30	170 m ³ /日
荏原第一中学校	品川区荏原 1-24-30	100 m ³ /日
西大井広場公園	品川区西大井 1-4-10	300 m ³ /日
合 計	3カ所	570 m ³

<ろ過機の現況> (平成28年度末現在)

エンジン式ろ過機 16台 (災害対策備蓄倉庫)

手動式ろ過機 77台 (各学校等)

計 93台

※その他に給水機器2台有り

《手動式ろ過機》



(4) 電力の確保

発災時の照明、通信手段等の電力を確保するため、各避難所には非常用発電設備を備えています。また、備蓄倉庫には発電機を備蓄しています。

発電機 98台 (平成28年度末)

平成29年度予算額 121,219千円

7. 防災関係組織の育成・支援

防災区民組織を育成・強化するとともに、防災に関係する組織を積極的に支援しています。

1 防災区民組織育成（啓発・支援係）

災害時、住民が自助・共助の考えに基づき主体的に災害対応を行えるように、「品川区における防災区民組織の育成に関する要綱」に基づき助成を行い、町会・自治会を母体とした区民の自主組織である防災区民組織の育成・強化を図ります。

(1) 防災区民組織等の現況（平成29年4月1日現在）

防災区民組織 201組織 / 区民消火隊 66隊 / ミニポンプ隊 183隊

(2) 防災区民組織等への助成額

単位：円

区 分	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
防災区民組織育成助成金	8,409,100	9,012,550	9,085,950	9,140,525	9,175,600
区民消火隊助成金	2,040,000	2,010,000	2,010,000	2,010,000	1,980,000
ミニポンプ隊助成金	3,700,000	3,700,000	3,660,000	3,660,000	3,680,000
訓練助成金	3,800,000	4,130,000	4,040,000	3,770,000	4,040,000
計	18,219,100	18,852,550	18,795,950	18,580,525	18,875,600

〈助成による防災区民組織の主な活動等〉

- ・研修会の実施・消火ポンプおよびスタンドパイプ操作訓練実施
- ・炊き出し訓練実施・訓練周知用チラシ作成

《スタンドパイプ》



2 防災資器材整備助成金の新設（啓発・支援係）

各地域の特性に応じた独自の取り組みを支援することを目的に、平成29年度から新設します。

(1) 助成額…1 防災区民組織につき5万円

(2) 地域の特性に応じた防災資器材の例

- ・階段用車いす
- ・簡易水道消火器具
- ・地域専用の通信機材 等

平成29年度予算額 61,312千円

3 避難行動要支援者支援（啓発・支援係）

自ら避難することが困難な避難行動要支援者（以下、要支援者）の被害を最小限にとどめるため、共助の要となる防災区民組織に対し、要支援者ひとりひとりの避難支援方法や支援者に関する計画書（品川区避難支援個別計画書）の作成支援を中心とした体制構築の支援を行います。また、品川区避難支援個別計画作成名簿を避難支援等関係者に配付し、避難誘導ワークショップの実施や支援体制構築に役立てることで支援体制の推進を図ります。

（１）避難行動要支援者支援体制構築補助（平成２８年度～３２年度）

① 体制構築の支援

品川、大崎、大井、荏原、八潮の５地区から防災区民組織１団体ずつ計５団体を対象に防災コンサルタントを派遣し、品川区避難支援個別計画書の作成、避難誘導ワークショップ・災害図上訓練の実施の支援等を行います。この事業を通じて、災害時における要支援者の円滑かつ迅速な安否確認や避難誘導等の支援体制の構築を目指します。

《支援実施団体における活動の様子》



② 手引き／事例集の配付

平成２８年度に実施した支援体制構築補助事業の成果を踏まえ作成した、品川区避難支援個別計画書の作成方法を取りまとめた手引きや事例集を、各防災区民組織に配付します。

（２）品川区避難支援個別計画作成名簿登録数の推移

単位：名

区 分	24 年 更新時	25 年 更新時	26 年 更新時	27 年 更新時	28 年 更新時
登録者数	3,446	3,989	3,945	3,975	4,031

（３）避難誘導ワークショップの実施支援

地域の方々が、避難行動要支援者の方を車いす等で避難所まで避難誘導し、町内の危険箇所や道中の問題点などを話し合い、避難ルートや避難誘導方法の確認を行ない、災害時に備えていく公開模擬訓練を実施します。

区 分	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
実施町会数（町会）	7	5	10	7	6
実施回数（回）	7	5	11	7	6

《避難誘導ワークショップの様子》



平成29年度予算額 11,666千円

4 防災協議会の支援（計画係、啓発・支援係）

自主防災活動を推進するとともに、防災に関する知識の普及、情報の提供、意識の高揚を図ることを目的とし、区内13地区で設立されている防災協議会に、街頭消火器の外観点検や協議会総会、地区防災訓練、研修における事務経費の支援を行います。

＜街頭消火器外観点検委託・事務委託料等の状況＞

区 分	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
街頭消火器 外観点検委託	5,743 本	5,817 本	5,927 本	6,019 本	6,097 本
事務委託料	2,163 千円	2,191 千円	2,200 千円	2,211 千円	2,223 千円

※町会の区域から除外されている消火器（11本）と外観点検後に増設された消火器については、区で点検を実施

平成29年度予算額 8,421千円

5 事業所の地域協力（地域連携係）

地域・事業所・行政の三者で「地域防災対策三者連絡会議」を構成し、地域の連携強化および防災力向上を図ります。また、災害時協力協定締結等の活動を推進することで、専門技術や知識、組織力を有する団体、事業所等の協力を頂く応援体制の確立と強化を図ります。

（1）三者連絡会議実施状況

区 分	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
大崎第一	2 町会/9 社	3 町会/8 社	2 町会/6 社	2 町会/8 社	4 町会/6 社
品川第二	6 町会/11 社	6 町会/7 社	5 町会/6 社	5 町会/7 社	4 町会/6 社

(2) 三者連絡会議訓練実施状況

単位：名

区 分	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
	救出救護訓練				
大崎第一	119	161	雨天中止	150	139
品川第二	129	202	199	269	302

《仮設トイレ組立訓練》



《傷病者搬送訓練》



(3) 協定締結状況

単位：件

区 分	24 年度以前	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
協定締結数	75	27	24	6	9

<分野別協定締結数> (平成28年度末)

単位：件

分 野	主な内容	締結数
医療救護	避難所、救護所での医療救護活動、医薬品の供給	8
物資供給	飲料水、食糧、生活物資、燃料等の供給	16
緊急輸送	協力隊の出動、車両の供給、応急救護物資、災害対策要員の輸送	2
避難収容	施設の一部を避難所、補完避難所、二次避難所、一時滞在施設、津波避難等としての使用	76
災害広報	警報、避難勧告、避難指示等の伝達、避難者の救難救助、交通規制、緊急輸送に関する広報	4
施設等復旧	区立施設、道路、橋りょうの応急補修、応急仮設住宅の建設、路上障害物の除去	10
相互援助	飲料水、食糧品の供給、被災者の一時受入れ、建築資材、仮設住宅用地の供給、職員の派遣、資器材の供給	8
その他	動物の救護、埋葬、入浴、理容サービスの提供、し尿処理	17
合 計		141

《燃料の優先供給協定》



《災害時一時滞在協力協定》



平成 29 年度予算額 341 千円

6 帰宅困難者対策（地域連携係）

災害時に発生するターミナル駅周辺の帰宅困難者および帰宅支援対象道路沿線の徒歩帰宅者を支援するため、地域の住民、事業所および防災関係機関が対策・体制を検討するための協議会を設置し、地域ルール作成や防災訓練を実施します。区は、協議会設立の働きかけや運営支援を行います。

平成 28 年度は、目黒駅周辺地域エリア防災計画の策定および大崎駅周辺地域都市再生緊急整備協議会の設立を支援しました。平成 29 年度は、大崎駅周辺地域における都市再生安全確保計画の策定を予定しています。

《実地訓練【国道 15 号】》



（1）国道 15 号線徒歩帰宅者支援対策協議会

設立年月	平成 25 年 12 月
構成団体	商店街 12 団体、事業所 19 団体、学校法人 2 校、都立学校 3 校、町会 3 団体、他防災関係機関
平成 28 年度活動	協議会（2 回）、部会（2 回）、救出救護訓練

（2）目黒駅周辺帰宅困難者対策協議会

設立年月	平成 25 年 5 月
構成団体	商店街（商工会議所）5 団体、事業所 14 団体、学校法人 3 校、他防災関係機関
平成 28 年度活動	協議会（3 回）、部会（3 回）

(3) 大井町駅周辺帰宅困難者対策協議会

設立年月	平成 27 年 4 月
構成団体	事業所 21 団体、商工会議所 学校法人 2 校、都立学校 1 校、他防災関係機関
平成 28 年度活動	協議会 (2 回)、部会 (2 回)、現地確認訓練

(4) 大崎駅周辺地域都市再生緊急整備協議会

設立年月	平成 29 年 3 月
構成団体	事業所 13 団体、他防災関係機関
平成 28 年度活動	協議会会議 (1 回)、部会 (1 回)

平成 29 年度予算額 28,656 千円

7 消防団運営（防災安全担当）

3 消防本団、17 消防分団、3 消防少年団に対して「品川区消防団等補助金交付要綱」、
「品川区消防団員に対する報奨金等支給要綱」に基づき補助等を行い、消防団の活動を支援します。

<補助金支給実績>

区 分	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
本団補助 (団)	3	3	3	3	3
分団補助 (団)	17	17	17	17	17
少年団補助 (団)	3	3	3	3	3
装備品補助	ヘッドライト ホース巻き器 デイベック	消防団 T シャツ AED スタンドパイプ	資機材搬送 車、訓練用 ホース	AED、ラ イト、テン ト、バッグ	消防団 T シャツ、 AED、ライ ト、テント

<歳末警戒手当実績>

区 分	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
交付人数	700 人× 延べ 4 回	700 人× 延べ 4 回	700 人× 延べ 4 回	700 人× 延べ 4 回	700 人× 延べ 4 回

<優良消防団員表彰実績>

区 分	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
表彰人数	28	29	27	29	28

平成 29 年度予算額 20,959 千円

8 防火防災対策助成（防災安全担当）

区民に対して防火防災思想を啓発する各防火防災協会を「品川区防火防災協会補助金交付要綱」に基づき支援します。

＜執行実績＞

単位：千円

区 分	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
品川防火防災協会	403	403	403	404	405
大井防火防災協会	406	406	406	406	406
荏原防火防災協会	391	391	391	390	389
決算金額	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200

平成29年度予算額 1,200千円

8. 防災普及教育（啓発・支援係）

防災に関する情報を様々な手段を利用して積極的に提供し、区民等の防災に関する知識の普及および意識の啓発に努めます。

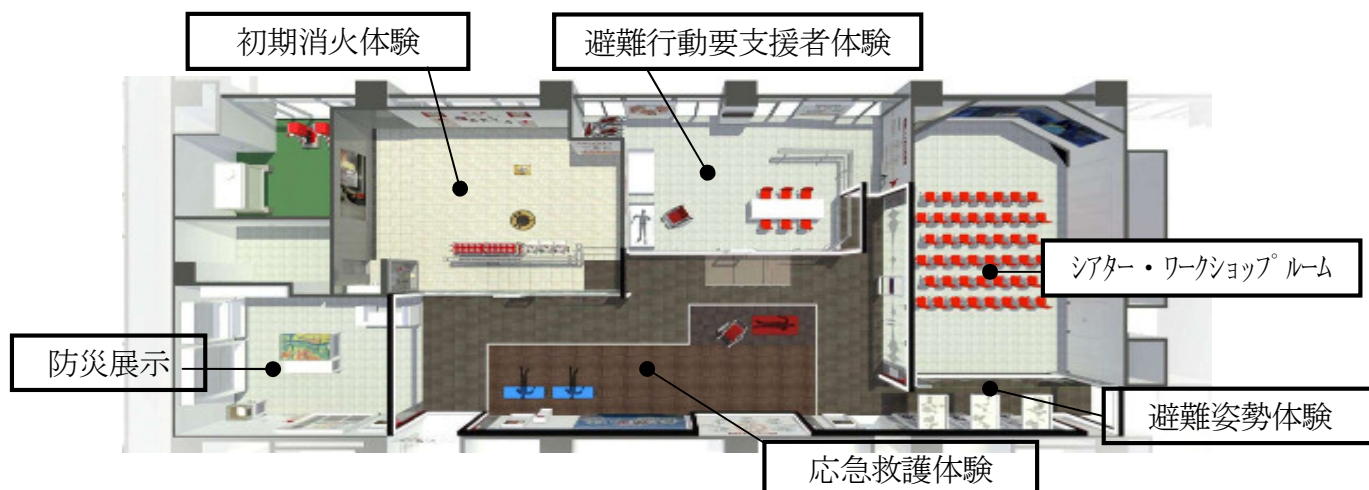


1 しながわ防災体験館運営

平成28年3月11日にリニューアルオープンした体験型の防災普及教育施設である「しながわ防災体験館」の運営業務と施設や設備機器の維持管理を行います。本物のスタンダパイプを使用した初期消火体験、要配慮者避難誘導体験およびシアター/ワークショップルーム等を活用し、防災意識の更なる向上を図ります。

日本語の他に、字幕表示など英語、韓国語、中国語も併記し、日本人だけでなく、外国人も利用しやすいものとなりました。開館日は日、火～金（祝日・年末年始を除く）の午前9時～午後5時までとし、より多くの方が利用できるようにしています。

（1）施設概要（延床面積 480 m²）



① 防災展示

非常持出品など、家庭で準備するものを実際に手で触ることが出来ます。
また、品川シェルター・雨水浸透模型等を目で見て、その仕組みが分かるようにしています。

② 初期消火体験

訓練用消火器、スタンドパイプおよび屋内消火栓を体験でき、実際に放水することができます。
スタンドパイプを体験する時に開閉する消火栓の蓋は、実際の道路にあるものと同一であり、蓋の重さや開閉することの困難さなどを体験できます。



③ 要配慮者避難誘導體験

避難行動要支援者を車椅子で搬送する体験や、高齢者疑似体験セットを活用して高齢者の立場を体験することができます。



④ シアター/ワークショップルーム

普及啓発映像は区民向け、子ども向け、区内事業者向けの3種類を用意しています。また、しながわ防災学校開校時にはワークショップ等を実施するスペースとして活用しています。



⑤ 避難姿勢体験

火災時に充満する煙に巻き込まれないために、身を低くした正しい避難姿勢を体験できます。

⑥ 応急救護体験

心肺蘇生法やAEDの操作方法を訓練用の人形を使用しながら、スタッフの指導のもと実践的な体験をすることができます。



<入場者数>

区 分	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
	品川シアター				体験館
入場(延人数)	13,325	9,747	12,294	7,020	10,639
開館(日数)	244	246	247	161	256

※平成 27 年 10 月末までは、品川シアターとして運営。

※平成 27 年度は 11 月 1 日～3 月 10 日までの期間で改修工事を実施。

※平成 26 年度まで防災フェアの来場者数を含む。

(2) 親子で防災体験

楽しく防災を学ぶ場として、親子を対象にワークショップを実施しています。内容は、割れたガラスがなぜ危険かを考える体験や消火器まわてゲームなど、楽しみの中にも防災に関する実践的な体験ができるものとしています。

<実績>

区分	平成 28 年度
参加者数	73 名
回数	8 回

※平成 28 年度はワークショップ実施内容の検討や都との連携事業を実施していたため、年度途中より実施。

2 防災フェア

区民の防災意識の高揚を図るため、防災フェアを開催し、各防災機関の取り組み状況を展示・公開しています。

<主なコーナー、展示など>

- 品川区：ポイントラリーによる景品抽選会、防災フェアオープニングセレモニー（感謝状贈呈式）、カレーの炊き出し
- 消防署：車両展示、ハイパーレスキュー救出救助演習、ミニ消防カー乗車体験、はしご車乗車体験、ブース出展
- 警察署：車両展示、警察レスキュー隊救出救助演習、ブース出展
- 自衛隊：車両展示、豚汁炊き出し、ブース出展
- 品川纏保存会：木遣り・纏振りの実演
- その他関係団体：ブース出展（防災関係情報の啓発、案内、相談対応等）



<開催実績>

区 分	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
開催日	3 月 9 日	3 月 8 日	3 月 7 日	3 月 12 日	3 月 11 日
入場者数	820	543	445	1,100	1,181

※累計入場者数 1 8 7, 0 2 9 人（昭和 5 8 年～）

平成 2 9 年度予算額 1 6, 2 7 0 千円

3 しながわ防災学校

防災区民組織、事業者、区民等が、品川区災害対策基本条例に示す「努め」に応じて災害の予防・応急・復興対策におけるそれぞれの「役割」を果たし、各対策活動を実践できるようにするとともに、これらの活動の中心となる「しながわ防災リーダー」を育成し、しながわの地域防災力の向上を図ります。

(1) 対象者別研修 【会場：しながわ防災体験館】

① 防災区民組織コース

- ・ 地域防災ベーシックコース : 災害対策に必要な知識／避難誘導等
- ・ 地域防災ステップアップコース : 災害対応に必要な基礎技術／避難所運営等

② 事業所コース

: 一斉帰宅の抑制／事業継続対策の実施等

③ 家庭・区民コース

: 個人の初動対応／家庭で取り組むべき対策等

(2) テーマ別研修 【会場：区児童施設等】

防災カフェコース

: 乳幼児親子の防災対策等

(3) 現場型研修 【会場：地域の会館、集会所等】

地域実践コース（出前）

: 避難誘導ワークショップ／防災マップ作成等



<開催実績>

コース名		28 年度	
		回数	参加者数
防災 区民 組織 コース	地域防災 ベーシックコース	5 回	117 名
	地域防災 ステップアップコース	—	平成 29 年度より実施
事業所コース		3 回	26 名
家庭・区民コース		4 回	78 名
防災カフェ		4 回	397 名※1
地域実践コース		15 回	399 名

※1 子育てメッセのブースにて資料等を配布した 300 名を含む。

4 高層マンションにおける防災対策の強化

災害時におけるマンション内の住民同士や地域との助け合いによる備えを強化します。

(1) マンション防災アドバイザーの派遣

職員をマンション防災アドバイザーとしてマンションへ派遣し、防災セミナー等を実施します。

(2) 高層マンション防災訓練の実施

マンションの防災訓練の企画運営をサポートし、消防署と連携した防災訓練を実施します。

5 地震体験車等による防災教育

区内学校や事業者、地域の防災訓練等において、地震体験車による震度の体験や煙が充満した部屋から避難する体験を通して、発災時の初動対応や事前の防災対策について啓発しています。



区 分	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
地震体験車による防災教育	106 回	86 回	90 回	89 回	103 回
	10,526 人	8,611 人	8,780 人	9,299 人	9,613 人
煙体験による防災教育	18 回	15 回	18 回	14 回	17 回
	2,712 人	2,709 人	2,570 人	1,801 人	2,385 人

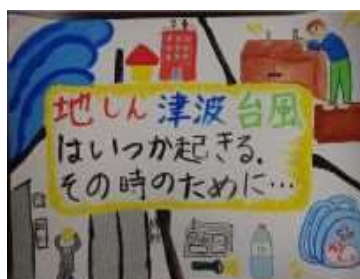
6 ポスターコンクールの開催

区民の防災意識の高揚と防災知識の普及を図るため、区立学校の児童・生徒を対象に防災に関するポスターを募集し、応募者全員の作品を展示しています。

区 分	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
応募枚数	522 枚	402 枚	347 枚	437 枚	424 枚

《金賞受賞作品》

小学校の部



中学校の部



平成29年度予算額 47,238千円

9. 防災訓練

自助・共助のための防災訓練を支援するとともに、職員の災害対応能力向上のための各種訓練を実施し、災害発生時の対応に備えています。

1 総合防災訓練（啓発・支援係）

「自分たちのまちは、自分たちで守る」という地域ぐるみの防災意識（自助・共助）の高揚を図るため、区内13地区の各地区防災協議会が主催する訓練を支援します。

＜訓練実績＞

区 分	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
地区数	10 地区	12 地区	13 地区	10 地区	12 地区
訓練会場数	9 会場	11 会場	12 会場	9 会場	11 会場
参加人数	11,454 人	16,129 人	15,192 人	11,772 人	13,073 人

＜平成28年度訓練内容＞

・初期消火訓練・応急救護訓練・煙体験・地震体験等

《一斉放水の様子》



《初期消火訓練》



2 区内一斉防災訓練（避難所訓練、災害対策本部訓練）（啓発・支援係、防災安全担当）

区民と区役所等の関係機関が同一の状況下で訓練を実施し、大規模震災の発生に備えています。

避難所訓練は、区民による避難所の開設・運営要領の体得を目的とし、避難所本部の開設・避難者の受付・備蓄物資の確認等を実施しています。災害対策本部訓練は災害発生時における職員の初動活動要領の習熟を図るため、災害対策本部の運営や各機関との連携等を避難所訓練と連動させて実施しています。

<訓練実績>

区 分	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
避難所訓練会場数	13 会場	21 会場	※23 会場	32 会場	40 会場
参加人数	1,617 人	2,818 人	—	10,016 人	5,024 人
うち職員数	330 人	511 人	—	813 人	528 人

※平成26年度は選挙のため中止（避難所訓練会場数は実施予定数）

<平成28年度訓練内容>

- ・避難所開設訓練（仮設トイレ設営・応急救護訓練・災害用伝言ダイヤル体験等）
- ・災害対策本部訓練（職員参集訓練・職員災害対策本部運営訓練等）

《名簿受付訓練》



《マンホールトイレ組立訓練》



3 風水害初動活動態勢訓練（防災安全担当）

集中豪雨や台風等によって発生する水害時における職員の初動活動態勢の習熟を図ることを目的として、図上および実働で訓練を実施しています。

<訓練実績>

区 分	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
実施日	6 月 5 日	6 月 5 日	6 月 11 日	6 月 12 日	6 月 10 日
参加人員	156 人	189 人	169 人	106 人	121 人

<平成28年度訓練内容>

- ・土砂災害対応訓練（応急対策水防本部設置、運営訓練・避難勧告対応訓練・避難所開設訓練・がけ崩れ調査訓練等）
- ・資機材取扱訓練（タブレット等の情報配信訓練・防災行政無線および河川監視システム等の機器取扱訓練等）
- ・ケーブルテレビ等の報道発表訓練



4 品川区・第二消防方面合同水防訓練（防災安全担当）

水防活動能力の向上を図り、浸水等による区民の生命・身体・財産の被害を軽減させるため、品川区と消防・町会・学校・鉄道事業者等の関係機関が合同で実働の水防訓練を実施しています。

<訓練実績>

区 分	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
実施日	5 月 20 日	5 月 25 日	5 月 24 日	5 月 23 日	5 月 14 日
参加人員	511 人	429 人	599 人	564 人	657 人

<平成 2 8 年度訓練内容>

・指揮本部設置・運営訓練・情報収集活動訓練・積み土のう工法訓練等

《土のう作成の様子》



《積み土のう工法訓練》



5 災害対策職員待機寮防災訓練（防災安全担当）

災害対策職員待機寮は、夜間休日等職員の勤務時間外に発生した災害時の初動対応に従事する職員を確保するための住宅です。

待機寮に居住する職員の災害発生時の活動要領を習熟させるため、定期的に訓練を実施しています。

<訓練実績>

区分	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
回数	21	20	23	20	22

＜平成28年度訓練内容＞

- ・機器の操作訓練（通年）
（D級ポンプ、排水ポンプ、ろ過機、簡易トイレ、バーナー、給水用スタンドパイプ）
- ・水防訓練（5月）
- ・風水害初動活動態勢訓練（6月）
- ・D級ポンプ操法訓練（7～9月）
- ・各地区防災協議会主催総合防災訓練（9～11月）
- ・区内一斉防災訓練（12月）
- ・上級救命講習（2月）
- ・防災フェア（3月） 等

平成29年度予算額 15,914千円

10. 災害対策本部の対応状況（計画係）

＜平成28年度 災害対策本部等対応状況＞（計画係）

発生日	内 容	配備人員	被 害	備 考
7月14日	大雨	66名	－	大雨・洪水警報
8月1日	大雨	36名	－	大雨・洪水警報
8月2日	大雨	47名	－	大雨・洪水警報
8月16日	台風	35名	－	大雨・洪水警報
8月18日	大雨	72名	床下浸水1件	大雨・洪水警報
8月20日	大雨	23名	－	大雨・洪水警報
8月21日	台風	205名	倒木3件、その他1件	大雨・洪水警報
計	8回	484名		

11. 災害復旧特別会計（計画係）

災害発生直後に区民の生命・財産を守るため、迅速な災害救助・復旧体制を確立するにあたり、災害復旧基金繰入金を財源とする「品川区災害復旧特別会計」を新設し、財政的な備えを確保する。

平成29年度予算額 1,500,000千円

1 2. 国民保護（防災安全担当）

区は、住民の生命、身体および財産を保護するため、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施する責務があります。

1 国民保護協議会

(1) 設置と委員構成

国民保護法第40条に基づき、区内における国民の保護のための措置に関して広く区民の意見を求め、施策を総合的に推進するため、国民保護協議会を設置します。

区長が会長を務め、自衛隊、都、警視庁、東京消防庁、町会・自治会関係者、消防団長、医療関係者、公共機関、区職員等、61人の委員で構成されています。

(2) 所掌事務

- ① 区長の諮問に応じて区内における国民の保護のための措置に関する重要事項を審議すること。
- ② 前号の重要事項に関し、区長に意見を述べること。

(3) 開催状況

平成24年11月28日に全国瞬時警報システムの導入等を反映した国民保護計画の改訂のため、国民保護協議会を開催しました。

2 国民保護計画

国民保護法第35条に基づき作成した国民保護計画は、区内に発生する武力攻撃事態等において、区民の生命、身体および財産を守るために、事態対処と体制づくり、各機関との連携、救援、情報収集等を定めるものです。



平成29年度予算額 0千円

1 3. 自衛隊員募集事務（啓発・支援係）

自衛隊法第97条に基づき、自衛官募集に関する事務の一部を行います。

＜品川区在住の応募・入隊状況＞

単位：人

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
応募者数	159	117	98	77	122
入隊者数	16	15	12	8	10

平成29年度予算額 25千円

1 4. 災害応急対策（地域連携係）

災害救助法の適用にならない小規模な火災、水害等により罹災した区内の世帯または事業所に対して「品川区災害弔慰金および災害見舞金の支給要綱」に基づき、被害に応じて見舞金と見舞品を支給します。また、死亡者がある時はその遺族に対し弔慰金を支給します。

<執行実績>

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
火災 (件)	単身世帯	7	8	2	15	21
	普通世帯	9 (29 人)	8 (30 人)	6 (17 人)	12 (34 人)	3 (9 人)
	合計	16 (36 人)	16 (38 人)	8 (19 人)	27 (49 人)	24 (30 人)
	弔慰金 (人)	1 人	2 人	2 人	3 人	3 人
水害 (件)	床 上	単身世帯	0	2	0	0
		普通世帯	0	6	18	1
		事務所	0	17	9	0
	床下浸水		0	17	24	0
	合計		0	42	51	1
決算金額 (円)		570, 000	1, 280, 000	1, 420, 000	990, 000	700, 000

平成 2 9 年度予算額 2, 1 7 5 千円

東品川二丁目防災栈橋

(品川区東品川 2-3)



大森駅水神口自転車等駐車場【地下機械式駐輪場】

(品川区南大井6-15)



防 災 ま ち づ く り 部
平成 2 9 年 5 月 発 行



品川区

東京都品川区広町 2-1-36
電話 03 (3777) 1111 (代)